

JASME

Japan Finance Corporation
for Small and Medium Enterprise

2007

ディスクロージャー誌

中小企業金融公庫(略称／中小公庫)サマリー

(平成19年3月31日現在)

設 立

昭和 28 年 8 月 20 日中小企業金融公庫法（昭和 28 年 8 月 1 日法律第 138 号）により設立

目 的

- 1 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うこと
- 2 中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うこと

総 裁

安居 祥 策（やすい しょうさく）
(平成 19 年 1 月 12 日就任)

業務の範囲

融資業務
証券化支援業務（平成 16 年 7 月 1 日業務開始）
信用保険業務 （平成 16 年 7 月 1 日業務承継）

資 本 金

1 兆 4,338 億 2,901 万円
(内訳) 融資業務……………4,643 億 3,500 万円
証券化支援業務……………352 億 5,800 万円
信用保険業務……………9,342 億 3,601 万円

貸付残高・保険引受残高等

融資業務 ……………6兆4,556億円(貸付残高)
証券化支援業務
買取型^(注1) ……………36億円(信託受益権等保有残高)^(注2)
保証型^(注3) ……………342億円(保証債務残高)
信用保険業務
中小企業信用保険…29兆5,501 億円(保険引受残高)
信用保証協会貸付 ………4,630億円(貸付残高)
破綻金融機関等関連特別保険等…11 億円(保険引受残高)
機械類信用保険^(注4) ……1兆6,588億円(保険引受残高)

店 舗

全国 61 営業部店

職 員 数

2,074 人 (平成 19 年度予算定員)

代理店数

519 代理店^(注5)

(注 1) 買取型とは、中小公庫法第 19 条第 1 項第 3 号・第 6 号・第 7 号に定める業務をいいます。
(注 2) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、中小公庫が取得した劣後部分などです。
(注 3) 保証型とは、中小公庫法第 19 条第 1 項第 4 号・第 5 号に定める業務をいいます。
(注 4) 機械類信用保険は、平成 15 年度より新規の引受けを停止しています。
(注 5) 代理店数は、融資業務において代理貸付を委託している代理店の数です。都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合など、ほとんどの民間金融機関は中小公庫の代理店です。

〈業務実績〉

融資業務 (単位：億円)

科 目	平成17年度	平成18年度
貸付額	12,953	10,289
直接貸付	12,795	10,208
うち証券化・自己型 ^(注)	(199)	(94)
代理貸付	120	47
設備貸与・投育貸付	38	35
貸付残高	70,584	64,556
直接貸付	68,600	62,986
代理貸付	1,778	1,400
設備貸与・投育貸付	206	170

(注) 証券化・自己型とは、中小公庫法第 19 条第 1 項第 1 号・第 2 号により、中小公庫自らが貸付けた債権または取得した社債を証券化する業務をいいます。

証券化支援業務 (単位：億円)

科 目	平成17年度	平成18年度
貸付債権元本総額		
買取型	276	388
保証型	158	112
信託受益権等保有残高、保証債務残高		
買取型（信託受益権等保有残高）	16	36
保証型（保証債務残高）	423	342

信用保険業務 (単位：億円)

科 目	平成17年度	平成18年度
保険引受額・貸付額		
中小企業信用保険	125,524	134,440
信用保証協会貸付	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	3	—
保険引受残高・貸付残高		
中小企業信用保険	291,303	295,501
信用保証協会貸付	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	23	11
機械類信用保険 ^(注)	26,824	16,588

(注) 機械類信用保険は、平成 15 年 3 月 31 日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

CONTENTS

中小公庫サマリー	1
理 念	3
中小公庫の概要	
総裁メッセージ	5
日本政策金融公庫への移行について	9
平成 19 年度業務運営方針	11
中小公庫のプロフィール	13
中小公庫の役割と特色	
融資業務	21
証券化支援業務	35
信用保険業務	37
コンサルティング	41
国際化への対応	45
総合研究所	49
刊行物	53
適切な業務運営の仕組み（ガバナンス）	
外部有識者の意見を反映	55
内部管理体制	57
情報の公開	65
業務のご案内	
融資業務	67
証券化支援業務	73
信用保険業務	75
資料編	
総括	79
融資業務	86
証券化支援業務	96
信用保険業務	101
行政コスト計算財務書類	112
参考情報	137
政策評価	144
中小企業金融公庫法	148
株式会社日本政策金融公庫法等の概要	151
組織・沿革	
組織	155
営業店舗一覧	157
中小公庫のあゆみ	159

1. 本誌は、ディスクロージャー資料(業務及び財政の状況に関する説明資料)です。
2. 本誌を含む中小公庫の情報は、ホームページ (<http://www.jasme.go.jp/>) でもご覧いただけます。
3. 本誌の計数については、単位未満四捨五入としており、各欄の合計値と表示合計が一致しない場合があります。また、単位に満たない場合は「0」、該当計数のない場合は「-」と表示しています。

理 念

中小企業金融公庫は、
政策金融機関として、
わが国経済の活力の源泉であり
地域経済を支える中小企業に対し、
民間金融機関、地域の諸機関と連携し、
多様な手法により事業資金の円滑な供給を行うとともに
コンサルティング機能を発揮することにより、
その成長発展を支援することを使命とする。

**Japan Finance Corporation for
Small and Medium Enterprise**

中小公庫の概要

総裁メッセージ	5
日本政策金融公庫への移行について	9
平成19年度業務運営方針	11
中小公庫のプロフィール	13
業務内容／勘定区分・資金管理／資金調達	
融資業務の状況	16
貸付残高／貸付額／ 中小企業向け貸付残高に占める中小公庫の割合／ 特別・一般貸付額等の内訳／設備・運転資金別の貸付額／ 業種別・地域別の貸付残高／貸付金額別の貸付割合／ 貸付期間別の貸付割合	
証券化支援業務の状況	18
証券化支援業務・買取型による中小企業への資金供給／ 証券化支援業務・保証型による中小企業への資金供給	
信用保険業務の状況	19
中小企業信用保険 保険引受残高／ 中小企業信用保険 担保有無別保険引受額及び保険引受残高	



中小企業を取り巻く経営環境

日本における中小企業は、全企業数の99%、従業員の約70%を占めています。この雇用の7割というのが重要で、まさに、中小企業はわが国経済の活力の源泉であると言えるでしょう。その中小企業の景況感は、バブル景気崩壊以降、「失われた10年」と言われてきた状況が改善し、マクロで見ると確かに良くなっています。ただ、大企業・中小企業に関係なく、地域格差の問題と、勝ち組・負け組という問題があります。規制に守られていた時代が終わり、競争原理が導入されると誰かが勝つのは当たり前で、「結果の平等」の時代にはもう戻ることはないと思います。つまり、経営者は土俵が変わったということを認識した上で、今後は経営していく必要があります。

3つの経営方針

① 3業務体制により 事業資金を円滑に供給

私は平成19年1月に中小公庫の総裁に就任し、この4月に「平成19年度経営方針」として3つのことを掲げました。

経営方針の1つ目は、「中小企業金融公庫の理念により、健全な中小企業を育成するために必要な政策金融、信用保険、証券化支援の各業務を効率よく行う」、つまり、中小公庫に与えられた中小企業支援のための金融施策を、しっかり実行していくということです。

中小公庫は、昭和28年8月に中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。設立以来、中小企業専門

平成19年度経営方針

- (1) 中小企業金融公庫の理念により、健全な中小企業を育成するために必要な政策金融、信用保険、証券化支援の各業務を効率よく行う。
- (2) 平成20年10月から始まる新機関、株式会社日本政策金融公庫への統合に必要な準備を行う。
- (3) コンプライアンスは勿論であるが、コーポレート・ガバナンスを重視する。特に決定プロセスの透明性と公明性を重視する。

の政策金融機関として、民間金融機関を補完し、中小企業の皆様の行う事業の振興に必要な資金の供給に努めてきました。さらに、平成16年の中小公庫法の改正により、同年7月から、従来の融資業務に証券化業務、信用保険業務が加わり、3業務体制となっています。

融資業務

① 長期資金専門、民業補完

中小公庫の融資の特徴としては、民間金融機関での融資が難しい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約3分の2が期間5年超の長期資金となっていることがあげられます。また、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関を補完する役割を果たしています。つまり、中小公庫の融資の伸びは、景気の悪い時には高く、良い時には低くなっています。

中小公庫では、補完金融機関として積極的に民間金融機関との連携を進めており、地方銀行・第二地方銀行については全行と、地域金融機関全体でも約8割の458行と既に協調融資などの具体的な連携を行っています。

② 政策性の高い特別貸付への取組み

中小公庫では、国の施策に基づく政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでおり、ベン

チャー、事業再生、セーフティーネットなどの分野や、ものづくり基盤技術の高度化、地域経済の活性化など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金供給による政策誘導を行っています。ベンチャー企業などへの新事業融資は、平成18年度は融資金額・社数ともに過去最高を記録しました。事業再生についても、全国の再生支援協議会との連携などにより、融資社数ベースで過去最高を記録しました。また、今年4月からは、「再チャレンジが可能な社会の実現」という政府の方針のもとで、「再チャレンジ支援融資」の取扱いも開始しています。

③ コンサルティング機能の発揮

中小公庫では、「目利き能力」を活かしたコンサルティングにも取り組んでいます。設立以来50余年にわたり蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社の取引先データベースも活用し、中小企業の皆様が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っています。

融資と一体となったコンサルティング機能の発揮により、中小公庫との取引を経て株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の6分の1にあたる約600社となっており、この中には国際的にも有力な企業となったケースも少なくありません。



証券化支援業務

証券化支援業務とは、証券化の手法を活用して民間金融機関による無担保資金の供給を支援するものです。例えば、地域金融機関単独では中小企業者向けの無担保貸付債権を証券化しようと思っても、金額がまとまらない場合があります。そうした際に、中小公庫がコーディネート役として中に入り、複数の金融機関の債権を一括して買い取って証券化を行うものです。平成16年7月に制度を開始して以来、平成19年3月末までに公庫の証券化スキームに参加された金融機関は全国で延べ117、中小企業への無担保資金供給実績は累計2千億円を突破しました。平成19年2月には、ローン債権をオフバランス化せずに証券化を行う、国内初の「複数金融機関参加型シンセティックCLO」に取り組むなど、新たなスキーム開発にも努めています。

信用保険業務

信用保険業務とは、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆様が民間金融機関から借入や社債により資金調達を行う際に、各地の信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について中小公庫が保険を行うものです。このような保証と

保険の仕組みをあわせて信用補完制度と呼んでいます。この信用補完制度は、中小企業者の約4割にあたる161万社に利用されている重要な金融政策となっています。ただ、信用保証協会が行う保証割合は、現在原則として100%となっていますが、民間金融機関のリスクがゼロというのは国際的にみてもあまり例がありません。そこで、今年の10月からは、民間金融機関も2割のリスクを取るという責任共有制度が導入されることとなっています。

② 平成20年10月、新公庫へ

経営方針の2つ目は、「平成20年10月から始まる新機関、株式会社日本政策金融公庫への統合に必要な準備を行う」ということです。

5月18日に「株式会社日本政策金融公庫法」が成立し、来年10月より中小公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）と統合します。統合にあたって、まずお伝えしたいことは、各機関の一切の権利義務は新公庫が承継するということです。つまり、現在融資等をご利用されているかたの利益が不当に損なわれるようなことはありません。

また、新公庫は、株式会社なので会社法に基

中小企業の成長発展をサポートする中小公庫の役割はこれからも変わりません。

統合に向けた準備をしっかりと進めます。

づくということですが、法律が別に定められているわけですから、普通の株式会社ではありません。政府が決めた各種施策をしっかりと実施していくため、株式の全額政府保有や予算の国会議決等、政府の強い関与が残ることとなっています。つまり、国の政策を実施する政策金融機関として、明確に位置付けられているということです。

私ども中小公庫の業務に関しては、融資業務について、重要な施策の目的に沿った事業に必要な設備資金・長期運転資金の貸付を引き続き実施していくほか、信用保険業務、証券化支援業務についても新公庫に引き継がれることとなっています。

いずれにしましても、統合まであと1年と数ヶ月。新公庫においても、中小公庫が担っている中小企業の皆様の育成・支援するという機能をきっちりと整備するとともに、統合により、ご利用いただく中小企業の皆様の利便性が向上するよう、しっかりと準備を進めて参ります。

③ コーポレート・ガバナンスを重視

経営方針の3つ目は、「コンプライアンスは勿論であるが、コーポレート・ガバナンスを重視する。特に決定プロセスの透明性と公明性を重視する」ということです。

政策金融機関として、コンプライアンスはもちろんのこと、業務の決定に至るプロセスの透明性を高めていきたいと考えています。例えば、融資にかかる可否判断について、そのプロセスをきっちりと残すなど、社会に対する説明責任を果たすことが重要だと考えています。

これからもお客さまの信頼に
しっかり応えます

1月の就任以来、多くの中小企業経営者の方々にお会いしましたが、そこで感じたのは、中小公庫に対する信頼が非常に高いということです。これは、やはり昭和28年に設立以来、金融危機の際の対応などを始め、役職員みんなが一所懸命やってきた成果だと思っています。新公庫への移行を控え、「今後も従来のように融資を受けられるのか」といった心配の声も多く聞かれますが、設立以来の中小企業の皆様の成長発展をサポートするという中小公庫の役割は新公庫においても変わることなく、大きな柱の一つとして残ることが決まっています。今後も中小企業の皆様の信頼に、しっかりと応えて参る所存です。

総裁

安居 祥策

日本政策金融公庫への移行について

平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫へ移行します。
融資・証券化支援・信用保険の3つの業務は
新公庫へ引き継がれます。

中小公庫を含む政策金融 8 機関の改革については、経済財政諮問会議等で審議が重ねられ、平成 17 年 12 月 24 日、「行政改革の重要方針」において、政策金融の抜本的改革と平成 20 年度からの新体制への移行が閣議決定されました。これを受けて、平成 18 年 5 月 26 日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（略称：「行政改革推進法」）」が成立し、中小公庫は国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）とともに、平成 20 年度において設立される新政策金融機関に統合することとなりました。そして、平成 19 年 5 月 18 日に「株式会社日本政策金融公庫法」が成立し、平成 20 年 10 月 1 日に、中小公庫は株式会社日本政策金融公庫（以下、「新公庫」という。）に移行することとなりました。

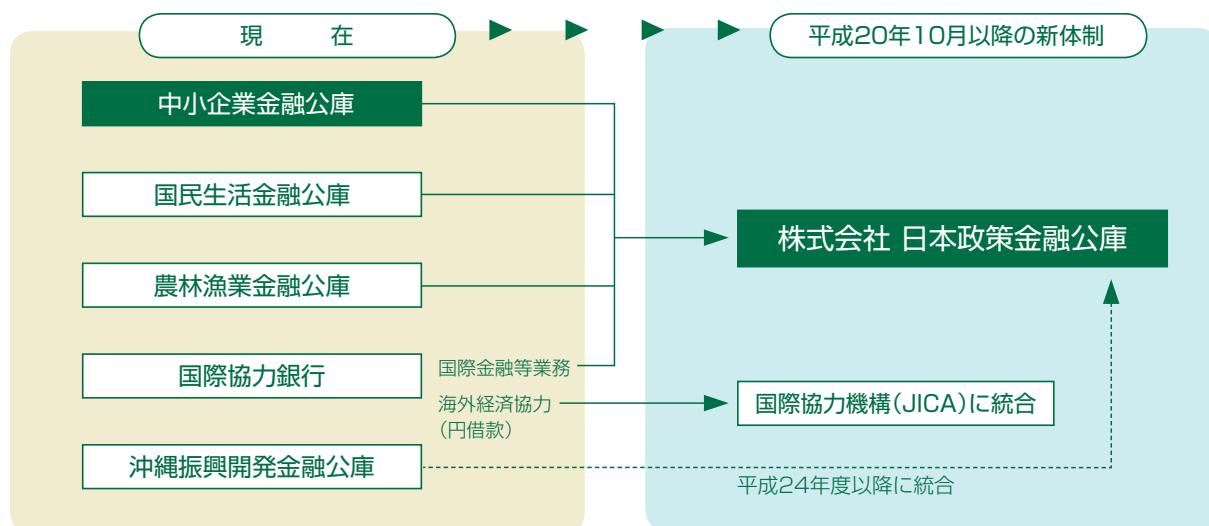
中小公庫の業務については、引き続き重要な施策の目的に従って行う融資業務、証券化支援業務、信用保険業務の3つの業務が新公庫に承継されます。

今後、利用者の皆さまの利便性の維持・向上が図れるよう、円滑な新公庫への移行に向けて、最善の努力を行います。また、移行後においても、地域との連携、民業補完の徹底を進めつつ、多様な手法による資金の供給と、中長期的視点から企業を見る目を活かしたコンサルティング機能を発揮していきます。そして、わが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆様へのきめ細かな支援を実践し、中小企業政策金融の中核として引き続き積極的な役割を果たしていきます。



統合予定 4 機関の共通チャート

日本政策金融公庫への移行のイメージ



株式会社日本政策金融公庫の概要

中小公庫の業務の承継

中小公庫の業務は、移行後も「融資業務」「証券化支援業務」「信用保険業務」の3本柱で取り組みます。

- ◆融資業務は長期資金の安定供給により民間金融を補完します。
- ◆証券化支援業務は証券化の手法を活用し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を積極的に支援していきます。
- ◆信用保険業務は信用保証制度と一体となり、中小企業の皆様の事業資金の円滑な調達を支えます。

各機関の権利義務の承継

移行後は、各機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務））の一切の権利義務は新公庫が承継しますので、各機関のご融資等を利用されているかた及び各機関が発行した債券を所有されているかたの利益が不当に損なわれることはありません。

公共性の高い株式会社

- 政府が株式を常時全額保有し、予算の国会議決や決算の国会提出が必要であるなど、国の関与のもと政策金融を的確に実施します。
- 株式会社の形態をとり、透明性の高い効率的な事業運営を行います。

専門性の維持・強化

政策に精通した専門人材による融資の審査・実行について、幅広く対応できる体制を強化するとともに、職員の配置及び育成などの面で工夫を行い、専門性の維持・強化を図ります。

利用者の皆様の利便性の向上

- 各機関のノウハウの共有等により、政策金融手法の高度化といった共通の課題について連携した取り組みを行います。また、経営コンサルティング、ビジネスマッチングなど、従来の垣根を越えた幅広いサービスの提供に努めます。
- 国内金融業務について、主要な支店において新公庫のすべての金融サービスを提供し、また、全支店においてすべての分野の融資制度に関する情報提供体制を整備します。

平成19年度業務運営方針

中小企業政策金融の中核機関として、民間金融機関をはじめ地域諸機関との密接な連携のもと、引き続き、融資、証券化支援、信用保険の多様な手法を駆使し、民業補完の役割を果たしつつ、政策金融を積極的に展開することにより、地域経済を支える活力ある中小企業の皆様の成長支援とセーフティネット機能の確保に努めていきます。

業務運営に当たっては、「現場主義」を徹底し、ガバナンスを重視していきます。

また、平成20年10月の新政策金融機関移行に向けた体制整備を図っていきます。

1 3 業務の取組方針

(1) 融資業務

イ 新たな試みに果敢に挑戦する、また、業況悪化や再生に取り組むなど困難な状況にある中小企業の皆様に、当公庫は、中小企業政策に則って、円滑な資金供給等にお応えするとともに、地域経済の活性化に努めていきます。

ロ 民間金融機関をはじめ、中小企業再生支援協議会や商工団体等地域諸機関との連携のもと、民業補完の役割を積極的に果たしていきます。

ハ 当公庫の強みである審査力を発揮し、政策金融の専門家集団として、融資やコンサルティングを通じて中小企業の皆様の経営課題の解決を支援していきます。

(2) 証券化支援業務

中小企業の皆様の資金調達の多様化を図り、民間金融機関等から無担保資金の融資を円滑に受けることができるよう、証券化手法を活用した資本市場へのアクセス支援の取組みを一層推進していきます。

(3) 信用保険業務

利用者の利便性向上を図るため、制度改善に取り組むとともに、信用保証協会をはじめ関係機関との連携を強化していきます。

2 業務運営体制

(1) ガバナンスを重視した取組み

政策金融機関として適正な業務運営が確保されるよう、透明性の向上、公正性の確保、意思決定の迅速化及び適切な情報開示を図るとともに、顧客情報の保護を含めたコンプライアンス及びリスク管理態勢の強化に努めていきます。

(2) 新政策金融機関への移行に向けた体制整備

「株式会社日本政策金融公庫法案」が国会に提出され、平成20年10月に当公庫等の政策金融機関が1つに統合される予定です。機関統合に向け、店舗統合などにより、ご利用される中小企業の皆様の利便性向上を一層図るとともに、効率的な体制の整備に努めていきます。



平成19年度重点取組事項

1 融資業務

- (1) 新たな試みに果敢に挑戦する中小企業者の皆様の支援に取り組みます。
- (2) 再生や業況悪化への対応に取り組む等困難な状況にある中小企業者の皆様に対する支援の取組みを強化するとともに、セーフティネット機能を確保します。
- (3) 不動産担保や保証人に依存しない融資等、新たな融資制度の開発・推進に努めます。
- (4) カウベル効果による民間資金の誘導と民間金融機関との協調に努めます。
- (5) 民間金融機関をはじめ中小企業再生支援協議会や商工団体、各地大学、研究機関等の地域諸機関との連携を推進し、中小企業の皆様のニーズに対し、きめ細かく課題解決に向けた応援をします。
- (6) 審査能力の一層の向上を図るとともに、審査ノウハウを活かし、融資時や融資後における経営支援や再生支援等のためのコンサルティングの実施に努めます。

2 証券化支援業務

無担保資金供給の一層の拡充を図るため、中小企業者の皆様や地域金融機関等が利用しやすいスキーム改善に努めつつ、地域金融機関等への証券化支援業務に対する参加勧奨の取組みを推進します。

3 信用保険業務

- (1) 流動資産担保保険など不動産担保や保証人に依存しない信用保証制度を推進します。
- (2) 信用保証協会が行う再生・再挑戦支援に対し積極的にサポートします。
- (3) 民間金融機関の適切な信用保証制度の利用を促進し、中小企業者の皆様に対するきめ細かな経営支援や再生支援が行われるよう、信用保証協会と民間金融機関との責任共有制度の円滑な導入を図ります。
- (4) 信用保証協会をはじめ関係機関との連携のもと、引き続き、持続可能な運営基盤の確立に努めます。

4 広報

- (1) 広報チャンネルの多様化に努め、分かりやすい広報を積極的に推進します。
- (2) 中小企業の動向に関する調査、専門研究の成果を積極的に発信します。

5 国際化

- (1) 海外展開企業等に対する情報提供・コンサルティング等による支援を強化します。
- (2) APEC 域内中小金融機関との連携や ACSIC 加盟機関との連携強化を通じた国際協力の推進を図ります。

6 適正な業務執行に向けた態勢の整備

- (1) 内部けん制機能を確保し、顧客情報の保護を含めたコンプライアンス・リスク管理態勢を強化します。
- (2) ディスクロージャー等を活用した情報公開により積極的に取り組むとともに、外部有識者を活用した政策評価の取組みの更なる充実を図るなど、政策金融機関として適正かつ透明性の高い業務運営の整備に努めます。

7 業務の効率化・専門能力の向上

- (1) 業務の見直しによる合理化、効率化を推進します。
- (2) きめ細かな政策金融を的確に遂行するため、専門能力の向上を図るための、審査体制の充実に努めます。

8 新政策金融機関移行への体制整備の検討

新政策金融機関への移行に向けて、店舗統合等により、幅広いサービスの提供を行なうなどお客様の利便性の維持・向上と、管理部門の一元化等により、業務の合理化・効率化を図るべく、所要の体制整備の検討を行います。

〔平成19年度業務運営方針〕は、平成19年3月30日に当公庫ホームページで公表

中小公庫のプロフィール

中小公庫は、昭和 28 年 8 月、中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。

中小公庫は、設立以来、わが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆様の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行ってきました。また、中小公庫法の改正により、平成 16 年 7 月 1 日から、従来の融資業務に加え、民間金融機関等が行う証券化を支援する業務に新たに取り組むとともに、旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継し、「融資」「証券化支援」「信用保険」の多様な機能を有する政策金融機関となっています。

業務内容

中小公庫の業務は、「融資業務」、「証券化支援業務」及び「信用保険業務」の 3 本の柱から構成されています。

融資業務

中小企業の皆様の事業の振興に必要な長期資金であって、民間金融機関が供給することが難しい資金を安定的に供給しています。

証券化支援業務

中小企業の皆様への無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

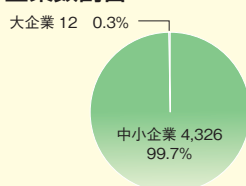
信用保険業務

中小企業の皆様の円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業の皆様の借入等に係る債務の保証についての保険の引受け等を行っています。

わが国における中小企業の地位

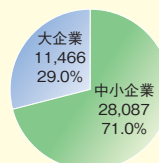
わが国では、全企業の 99% を中小企業が占め、全従業員の約 70% が中小企業に勤務するなど、中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業の皆様には大きな期待が寄せられています。

企業数割合（単位 1,000 企業）



企業数 4,338 100%

従業者数割合（単位 1,000 人）



従業者数 39,553 100%

（資料）総務省「2004年事業所・企業統計調査」を中小企業庁が再編加工したものです。

中小企業金融公庫

融 資 業 務

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得
- 中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化（証券化・自己型）

平成 18 年度事業実績

貸付額……………1兆289億円
（うち証券化・自己型 94 億円）

平成 19 年度予算事業計画

貸付規模……………1兆3,559 億円

証券化支援業務

- 民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みの支援
 - 民間金融機関等の貸付債権等を譲り受け証券化する業務及び信託受益権等を取得する業務（買取型）
 - 民間金融機関等が自ら証券化する貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務（保証型）

平成 18 年度事業実績

買取型・貸付債権元本総額……………388億円
保証型・貸付債権元本総額（注1）……………112億円

平成 19 年度予算事業計画

買取型・債権買取規模……………1,503億円
保証型・保証規模（注2）……………840億円

信用保険業務

- 信用保証協会が行う中小企業者の借入等に係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務（注3）

平成 18 年度事業実績

中小企業信用保険引受額……………13兆4,440億円
信用保証協会貸付額……………4,630億円
破綻金融機関等関連特別保険等引受額……………1億円

平成 19 年度予算事業計画

中小企業信用保険引受規模……………15兆1,252億円
信用保証協会貸付規模……………6,368億円
破綻金融機関等関連特別保険等引受規模……………660億円

（注1）証券化支援業務・保証型の保証実績は、79 億円（貸付債権元本総額 112 億円の 7 割保証）です。

（注2）貸付債権元本総額 1,200 億円に対する 7 割保証を予定しています。

（注3）機械類信用保険は、平成 15 年 3 月 31 日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

勘定区分・資金管理

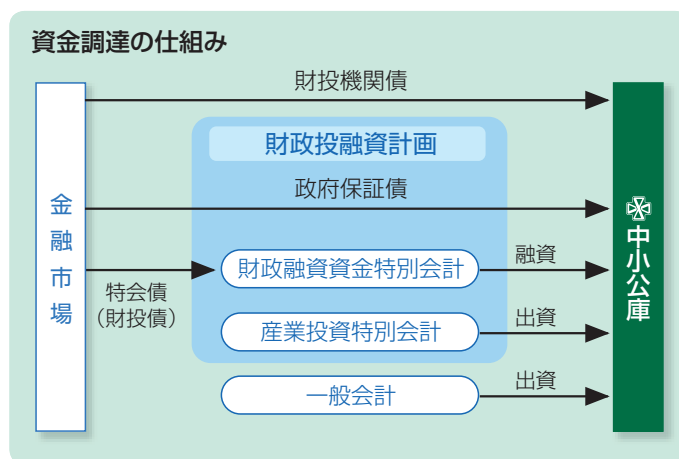
中小企業金融公庫法等において、業務ごとに勘定が設けられており、各勘定は経理上、資金上も明確に区分されています。



資金調達

中小公庫では、財政融資資金借入金、政府保証債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。

また、財投改革の趣旨に沿って、平成14年度からは、政府保証のない財投機関債の発行も行っています。



財投機関債の発行

平成18年度は1,500億円の財投機関債を発行しており、平成19年度は総額1,900億円の発行を予定しています。

財投機関債の格付

(平成19年7月31日現在)

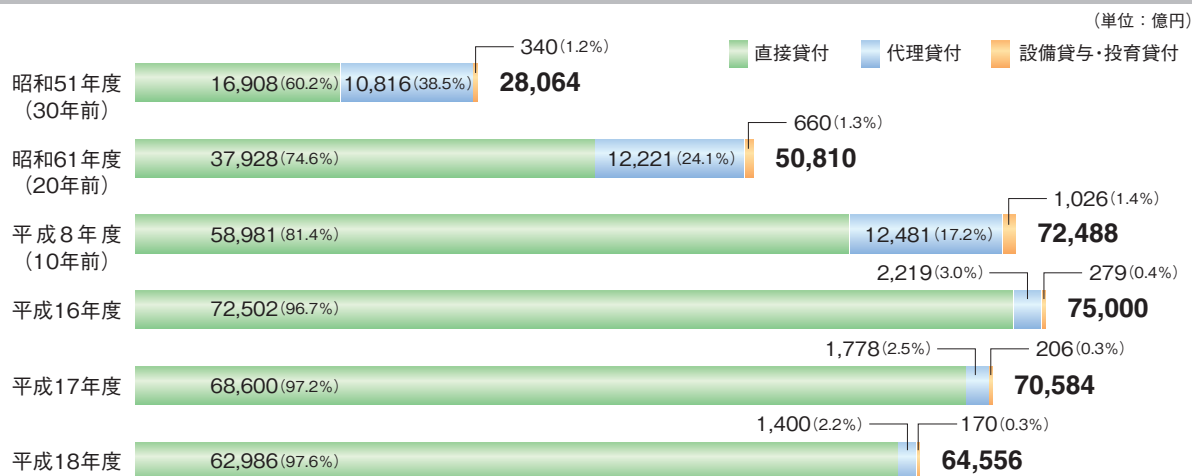
格付投資情報センター (R&I)	AAA
日本格付研究所 (JCR)	AAA
ムーディーズ	Aaa

IR サイト「投資家の皆様へ」 <http://www.jasme.go.jp/jpn/investor/index.html>

中小公庫では、IR活動の一環として、ホームページにIRサイト「投資家の皆様へ」を設けており、中小公庫をより一層ご理解いただくための情報を掲載し、随時更新しています。

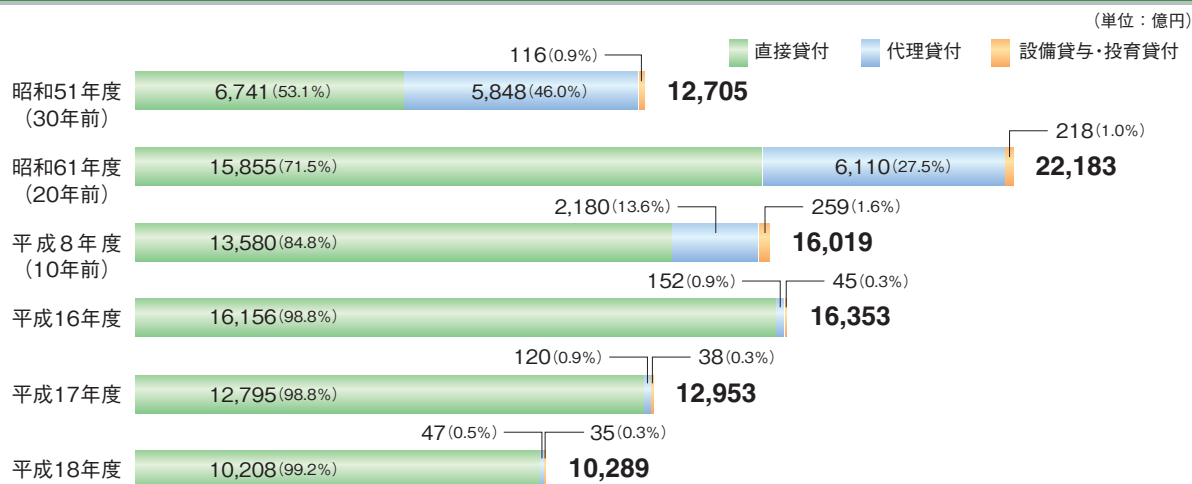
融資業務の状況

貸付残高



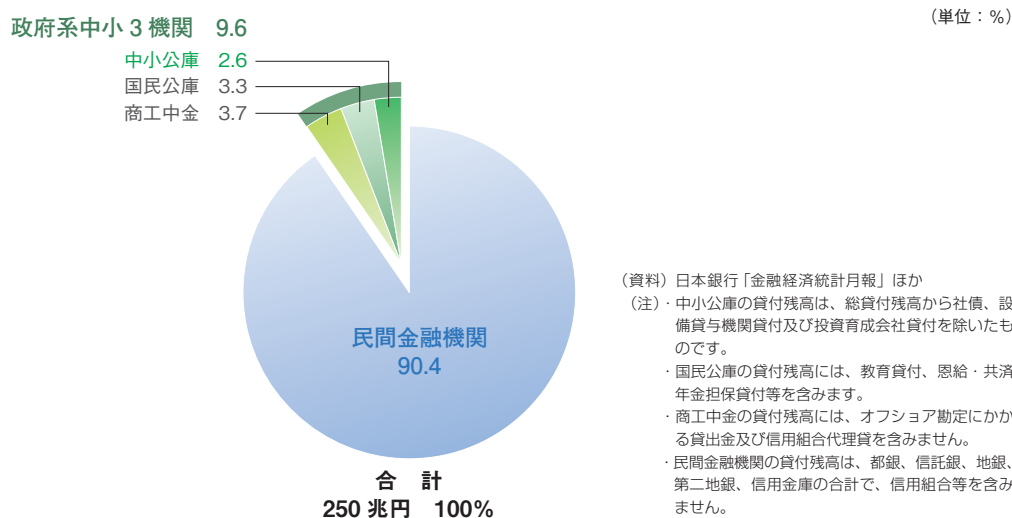
(注) ・平成16年度以降の直接貸付残高には取得した社債の残高を含みます。
 ・直接貸付は、中小公庫の営業部店の窓口で直接お申込みいただく方法です。代理貸付は、民間金融機関を通じて中小公庫の資金をご利用いただく方法です。
 詳細はP68をご覧ください。

貸付額



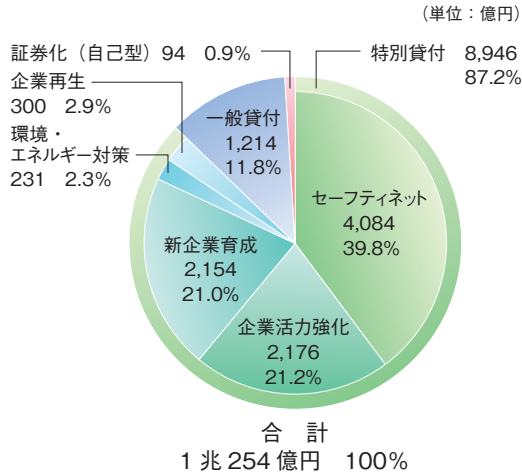
(注) 平成16年度以降の直接貸付には取得した社債の引受額を含みます。

(参考) 中小企業向け貸付残高に占める中小公庫の割合 (平成18年度)



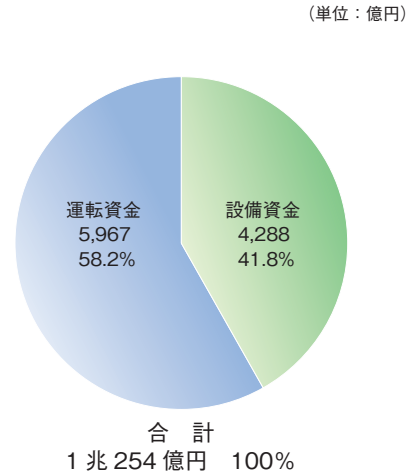
特別・一般貸付額等の内訳（平成 18 年度）

（貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社会貸付を除いたものの内訳です）



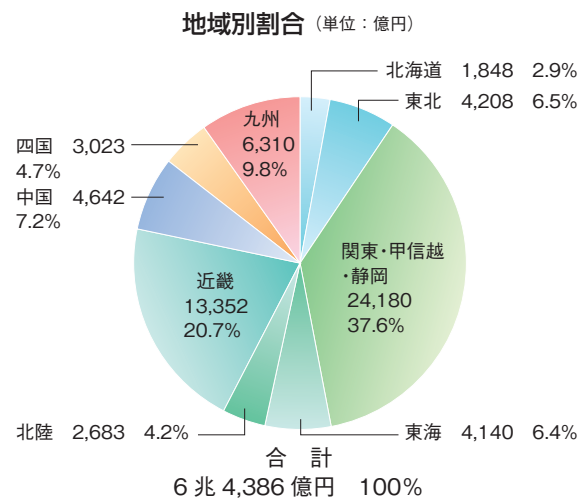
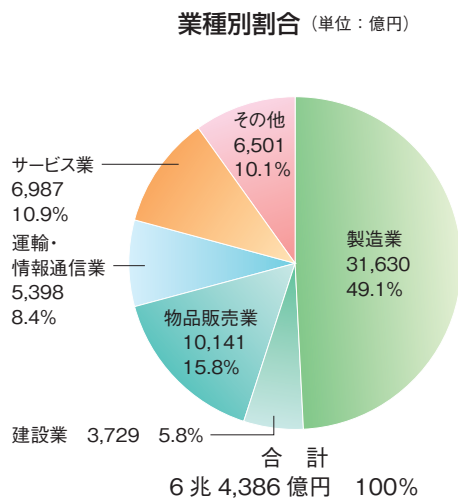
設備・運転資金別の貸付額（平成 18 年度）

（貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社会貸付を除いたものの内訳です）



業種別・地域別の貸付残高（平成 18 年度）

（貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社会貸付を除いたものの内訳です）



貸付金額別の貸付割合（平成 18 年度）

（件数構成比。貸付には、社債を含みます）

（単位：%）



貸付期間別の貸付割合（平成 18 年度）

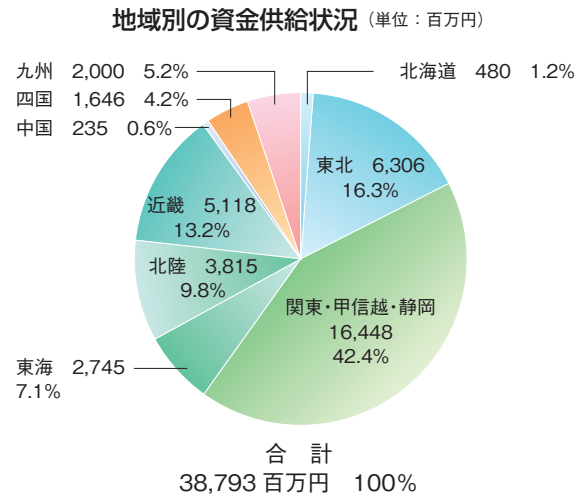
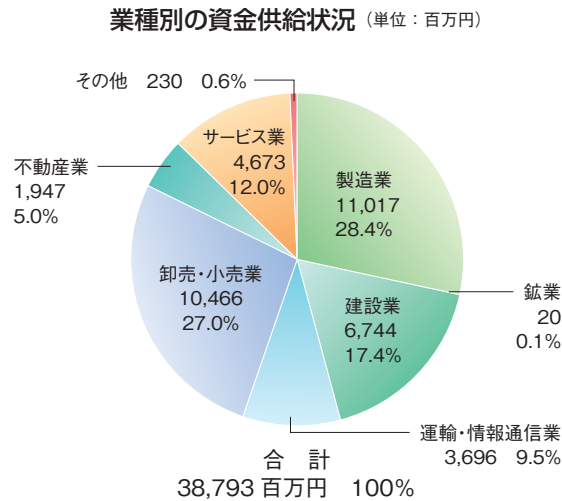
（金額構成比。貸付には、社債を含みます）

（単位：%）

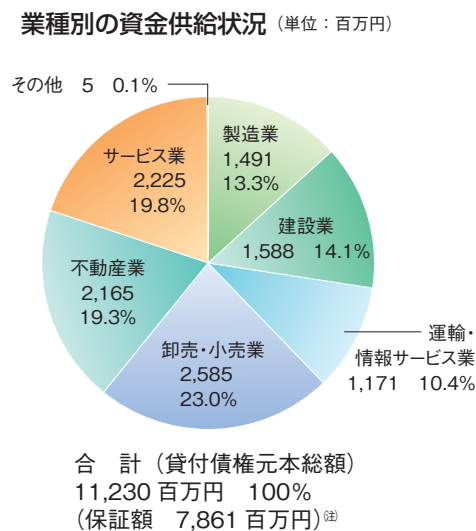


証券化支援業務の状況

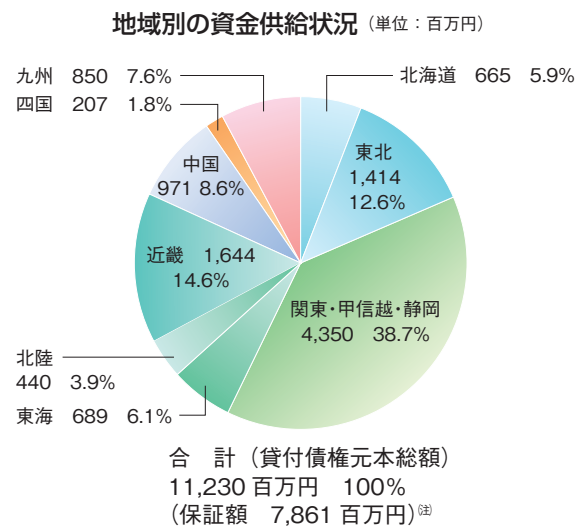
証券化支援業務・買取型による中小企業への資金供給（平成 18 年度）



証券化支援業務・保証型による中小企業への資金供給（平成 18 年度）



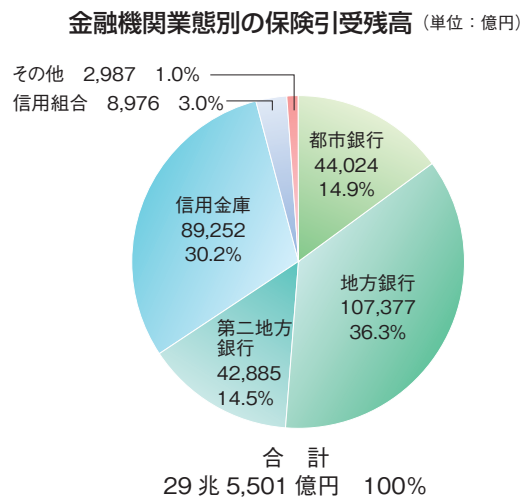
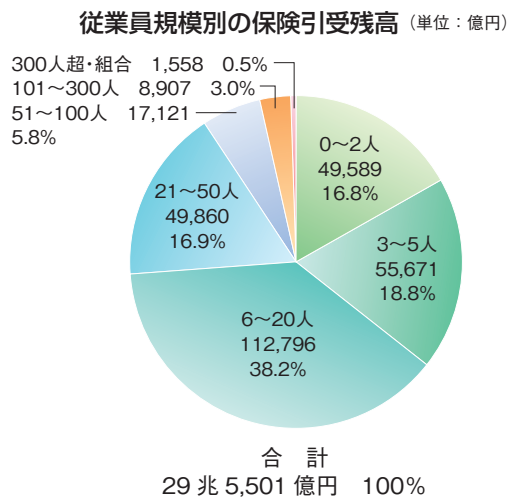
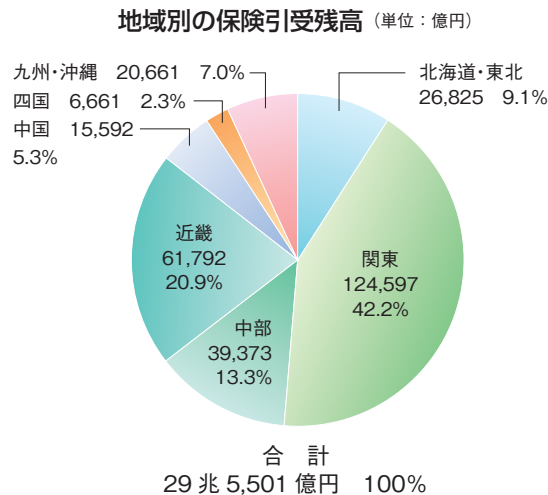
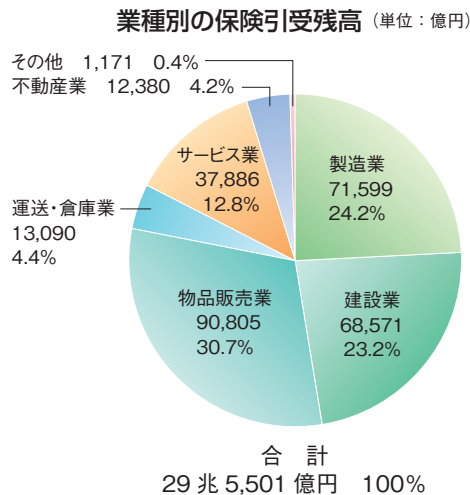
（注）保証割合は 70%



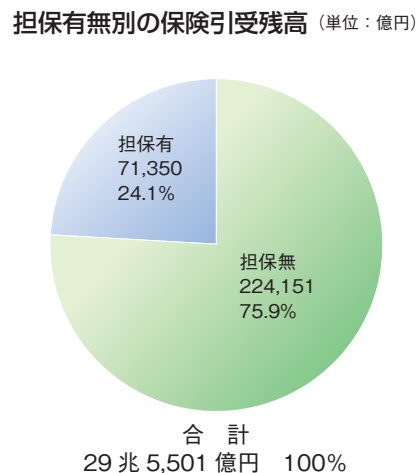
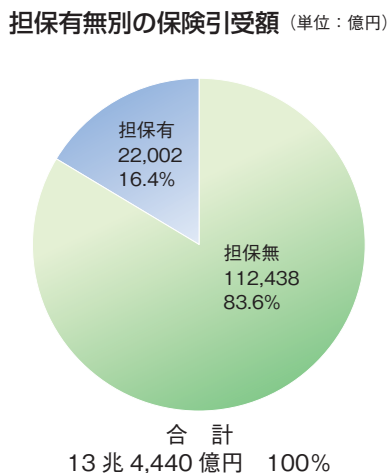
（注）保証割合は 70%

信用保険業務の状況

中小企業信用保険 保険引受残高 (平成 18 年度)



中小企業信用保険 担保有無別保険引受額及び保険引受残高 (平成 18 年度)



(注)「担保無」は担保徴求していない保証の保険引受、「担保有」が担保徴求している保証の保険引受です。

中小公庫の役割と特色

融資業務	21
長期資金専門の金融機関／事業資金を安定供給／ 政策性の高い特別貸付を推進	
事例紹介	23
新事業／ものづくり／新連携／再生支援／ セーフティネット・災害復旧／担保・保証人特例	
地域金融機関との連携	31
400 を超える地域金融機関と協調融資、 証券化支援などで連携	
産学官連携	33
産学官連携の特徴	
企業成長における中小公庫の貢献	34
600 社を超える取引企業が株式を公開	
証券化支援業務	35
証券化手法を活用し、民間金融機関等による 無担保資金の円滑な供給を支援	
信用保険業務	37
信用保険制度の役割／中小企業の約 4 割が信用補完制度を利用／ 信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用／ 持続可能な信用補完制度の確立に向けた取組み	
コンサルティング	41
フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援／ コンサルティングサービス	
国際化への対応	45
中小企業の国際化支援／国際化対応へのコンサルティング／ 海外情報の発信／アセアン地域におけるサポート／ 中国・インドにおけるサポート／国際協力	
総合研究所	49
総合研究所の役割と特色／経済調査／ 産業・地域調査／金融調査／ 研究成果発表（シンポジウム）	
刊行物	53

融資業務

長期資金の安定供給により 民間金融を質と量で補完しています。

長期資金専門の金融機関

中小企業が円滑に成長発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が不可欠です。

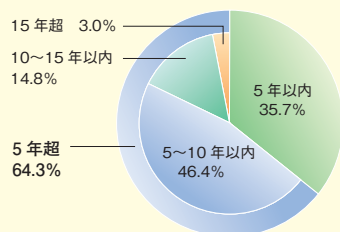
しかし、中小企業は、資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小企

業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

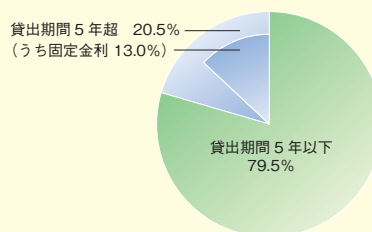
中小公庫では、民間金融機関が融資しがたい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約3分の2が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小公庫は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆様の長期資金ニーズに応えています。

貸付期間別貸付状況（金額構成比 平成18年度）



（参考）民間金融機関の長期貸出の内訳（社数比）



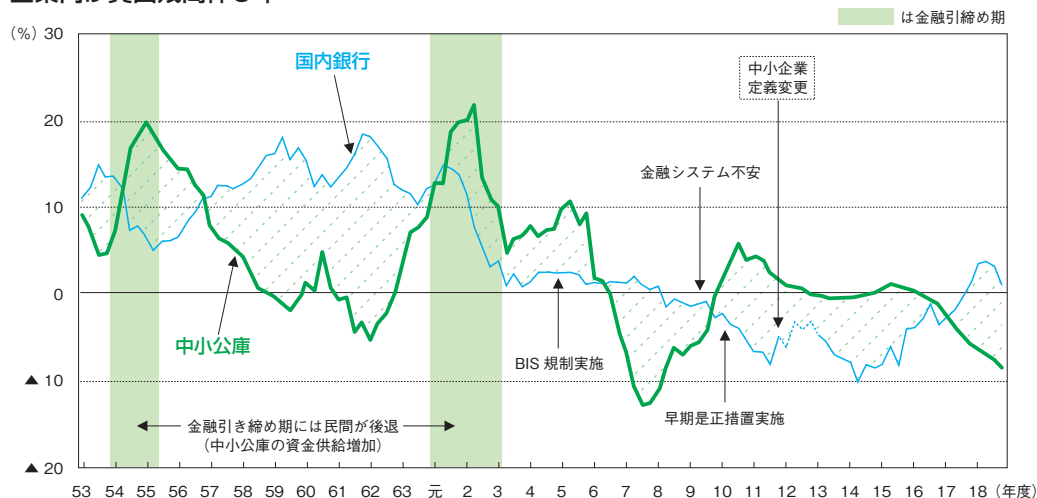
（資料）中小公庫「中小企業動向調査」（平成19年3月）

事業資金を安定供給

中小公庫の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期（バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期）には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

中小公庫は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業の皆様に事業資金を安定的に供給しています。

中小企業向け貸出残高伸び率（対前年同期比）



（資料）日本銀行「金融経済統計月報」

（注）国内銀行は中小企業向けの事業資金貸出残高で、銀行勘定のみ。また、平成5年度以降は当座貸越を含むベースで算出しています。
平成2年以降は第二地銀（旧相互銀行）を含みます。
国内銀行については、平成8年9月以前は全国銀行ベースで算出しています。
平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに中小公庫において試算しています。

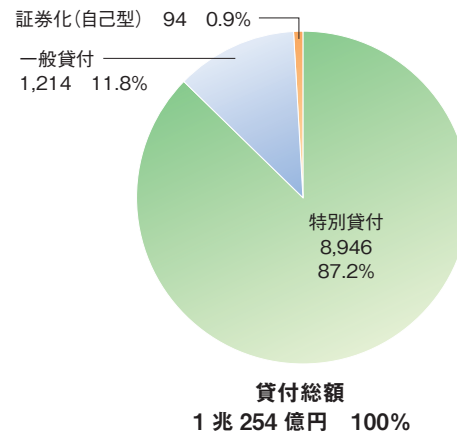
時代の要請に応じて 政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、ベンチャー、事業再生、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられているものです。

中小公庫は、政策金融機関として特別貸付に積極的に取り組んでおり、全貸付に占める特別貸付の割合は87%にのぼっています。

平成 18 年度特別貸付割合（単位：億円）



■ 経済・社会の動きと中小公庫が果たした役割

経済・社会の動き

中小公庫の果たした役割 ～特別貸付の実績（注）～



（注）貸付制度名は、取扱い終了時または平成 19 年 3 月 31 日現在のものです。

新事業

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

新事業育成資金の融資実績

ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆様を支援する「新事業育成資金」の平成18年度融資実績は、社数・金額とも過去最高となり、制度創設以降（平成12年2月）の累計実績は、2,420社・1,153億円に上っています。

年 度	17年度		18年度	
融資社数・金額	538社	225億円	568社	266億円
（うち知財）	148社	63億円	245社	119億円

このように増加したのは、平成17年度から特許権・実用新案権など、他の企業において活用されていない知的財産権を活用した、新事業への取組みを支援する融資制度の取扱いを開始したことがあげられます。

知的財産権を活用した新事業を支援



中小公庫福井支店は、特許技術を活用して新事業に取り組む福井市所在の株式会社秀峰に対して、「新事業育成資金」を適用し、設備資金及び運転資金の融資を実施しました。

同社は、曲面・球面など立体物への特殊印刷加工に独自の優れた特許技術を有しており、眼鏡フレームへのカラー印刷などを手掛けていますが、新たな取組みとして、この技術を活用し、携帯電話の筐体への印刷加工に進出することを

計画しました。同社の有する特許技術は、曲面体への一般的な加飾技術に比べ、より低いコストで繊細な図柄の装飾を可能とし、携帯電話という新たな受注分野における活用が期待されました。

中小公庫は、他の企業において活用されていない知的財産権を活用した新事業として、事業の新規性・成長性が見込まれると判断し、事業の展開に必要な資金を融資しました。

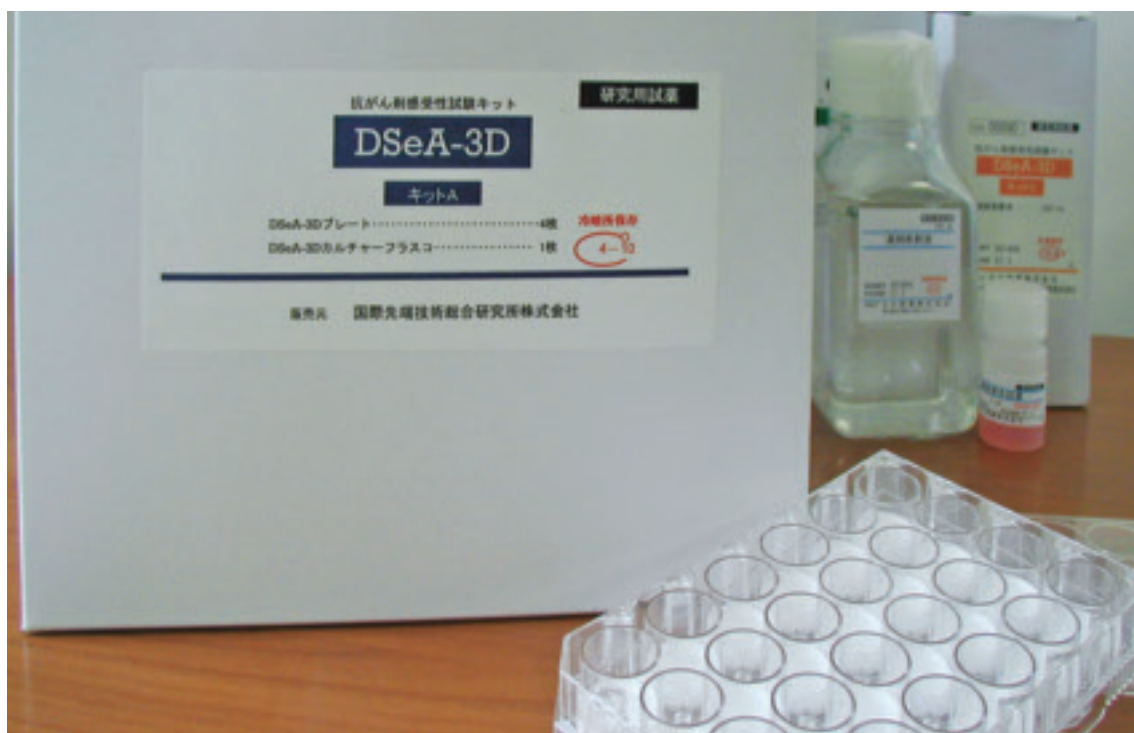
新株予約権を活用した無担保資金供給実績

「新事業育成資金」には、担保力の乏しいベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小公庫が取得することにより無担保資金を供給する制度（新たに発行される普通社債の取得または融資のいずれかによる）があります。

累計実績（平成12年2月～19年3月）	
融資社数	123 社
金 額	36 億円

なお、中小公庫は、取得した新株予約権を行使せず、原則として株式の時価が行使価格の2倍以上となった場合（2倍基準）に経営者のかたなどに戻して頂いておりますが、平成19年4月に制度の拡充を行い、株式公開時に買戻して頂く仕組み（株式公開基準）も新たに導入し、無担保資金の供給に対する取組みを強化しています。

新株予約権を活用した無担保融資でベンチャー企業を支援



中小公庫営業第一部は、数年後に株式公開を目指すベンチャー企業である国際先端技術総合研究所株式会社に対し、「新事業育成資金」を適用するとともに、同社が発行する新株予約権を中小公庫が取得することにより、無担保での資金供給を実施しました。

本件については、より幅広く新株予約権付融資を実施するために制度拡充（平成19年4月）を行った株式公開基準で新株予約権を買い戻す仕組みを活用しています。

同社は平成17年9月に設立した東京都千代田区所在の新設企業で、抗がん剤の感受性検査キットの開発・販売を行っています。設立後間もない企業ですが、同社の商品は競合品に比べ検査方法が簡便で、更に抗がん剤の投与効果を一層高めることも可能にし、市場での優位性が認められることから、本融資を実施したものです。

中小公庫は、新たな試みに果敢に挑戦する中小企業の皆様に積極的に支援していきます。

ものづくり

日本のものづくりを支える中小企業の基盤技術の高度化を積極的に支援しています。

ものづくり高度化支援融資の実績

中小公庫では、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（「中小ものづくり高度化法^(注)」）の施行と同時に、平成18年6月から「ものづくり高度化支援融資」（制度名：企業活力強化資金〈ものづくり関連〉）の取扱いを開始しています。この融資制度は、同法に基づき経済産業大臣から「特定研究開発等計画」の認定を受けた中小企業の皆様に支援するものです。

年 度	18年度
融資社数	70 社
金 額	14 億円

（注）「中小ものづくり高度化法」は、製造業の国際競争力の強化及び新たな産業の創出のため、優れた基盤技術を有する中小企業者に対し、研究開発等を支援することを目的としています。同法においては、鋳造、鍛造、めっき、金属プレス加工、金型等19分野の特定ものづくり基盤技術ごとに策定された特定ものづくり基盤技術高度化指針に基づいて、中小企業者が「特定研究開発等計画」を作成し、経済産業大臣の認定を受けることが必要となります。

優れたものづくり基盤技術を持つ中小企業の研究開発等を支援



中小公庫熱田支店は、平成18年8月、名古屋市の金型製造業者である池上精工株式会社に対し、「ものづくり高度化支援融資」を全国で初めて適用し、機械など自社開発を行うための設備資金の融資を実施しました。

本件は、金型切削時間や仕上げ時間の短縮を図るため、自社製作の卓上金型加工機及び工具や治具の開発を行うという「特定研究開発等計

画」について、経済産業大臣から認定を受けたものです。

中小公庫は、ものづくりを支える中小企業が、わが国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出にとって必要不可欠な存在であることに鑑み、今後とも本制度を活用し、ものづくり基盤技術の高度化に取り組む中小企業の皆様に積極的に支援していきます。

新 連 携

経営革新や異分野の中小企業が連携して行う 新事業分野の開拓を支援しています。

「新連携計画」認定への関与及び融資実績

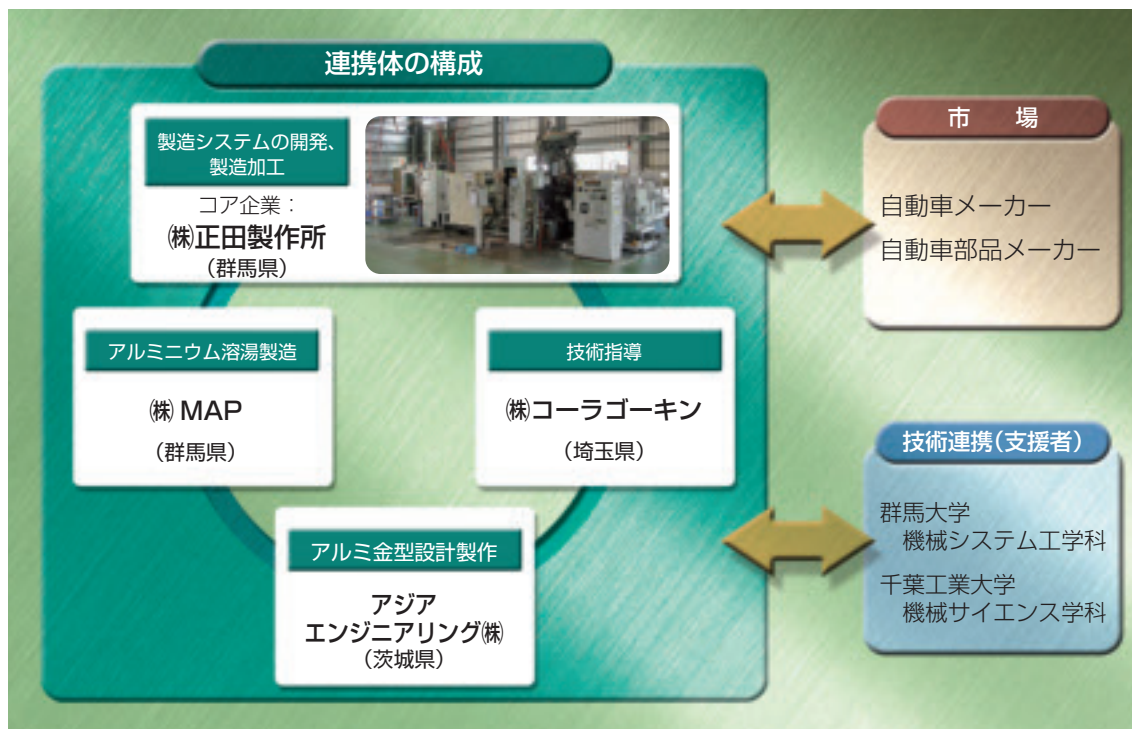
中小公庫は、中小企業者による「新連携^(注)計画」の認定申請に際し、事業計画策定支援などのコンサルティングを行うほか、独自の産学官連携スキームを活用した「新連携・産学官セミナー」を主催し、技術ニーズ等に関する個別相談会を実施するなど、中小企業の皆様の「新連携」への取組みを積極的に後押ししています。

中小公庫は、平成18年度に全国の経済産業局が認定した「新連携計画」154件のうち、46%にあたる71件に関与しました。

(注) 新連携とは、異分野の中小企業等がお互いの経営資源を有効に組み合わせて行う新事業活動で、「新連携計画」を作成し経済産業局の認定を受けることが必要となります。

年 度	18年度
融資社数	62 社
金 額	14 億円

新連携により新たな事業に挑む中小企業を積極的に支援



中小公庫前橋支店は、平成17年4月に施行された中小企業新事業活動促進法に基づく「新事業活動促進資金（新連携関連）」を群馬県桐生市の自動車部品製造業者である株式会社正田製作所に適用し、設備資金の融資を実施しました。

同社は、アルミ自動車部品の製造において、異業種の中小企業3社と連携した「新連携計画」のコア（中核）企業として、関東経済産業局から認定を受けました。

本計画は、アルミ自動車部品の各製造工程において、高い技術力を持つ企業同士が連携を図り、より強度の高いアルミ鋳造品を低コストで生産するシステムの開発を行うもので、コア企業である同社は、生産ラインの確立などのため、設備資金が必要となっていました。

中小公庫は、企業連携による新事業分野の開拓や経営革新などに挑む中小企業の皆様を今後とも積極的に支援していきます。

再生支援

中小企業の再生に向けた取組みを積極的に支援しています。

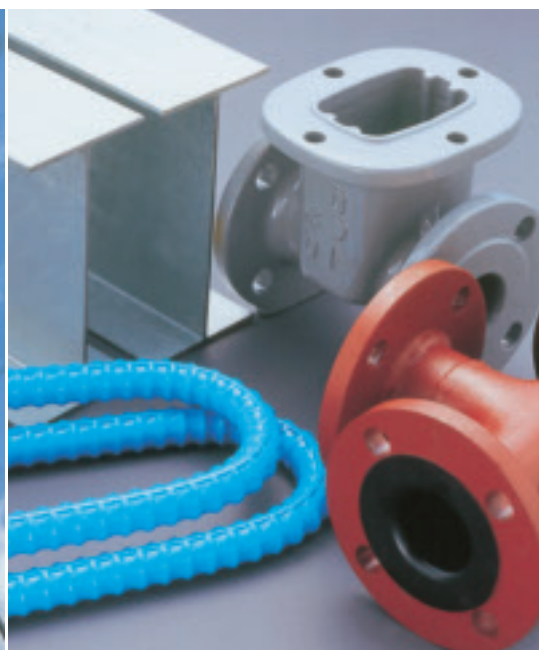
企業再生貸付の融資実績

中小公庫は、事業の再生や経営再建に取り組む中小企業の皆様を支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでおり、平成18年度の融資実績は508社、300億円と、社数ベースで過去最高となりました。

企業再生貸付の融資社数推移

年 度	16年度	17年度	18年度
融資社数	409 社	492 社	508 社
前年度比	111%	120%	103%

DIP ファイナンスにより、地元老舗企業の事業再生を支援



中小公庫大阪支店は、民事再生法に基づき再生に取り組んでいる大阪市の安治川鉄工株式会社に対し、DIPファイナンス^(注1)を実施しました。

金属表面処理及び鉄塔製造業者である同社は、電力会社の設備投資抑制等の影響で、市場規模の縮小や業界内での過当競争に直面し、平成16年3月に民事再生手続き開始の申立てを行い、民事再生計画に基づき再生を図っていました。

中小公庫では、融資部門と高度審査班^(注2)が連携して審査を行い、目利き能力を活かして同

社の再生可能性を見極めた結果、長期資金の導入が同社の再生を加速させると判断し、長期のDIPファイナンスを実施しました。

中小公庫は、再生計画認可決定後の中小企業（レイターDIP）だけでなく、平成19年4月には、再生計画認可決定前の中小企業者（アーリーDIP）も貸付対象に加えており、今後とも再生可能性のある企業に対して、積極的な取組みを行う方針です。

(注1) DIPファイナンスとは、米国において連邦破産法第11条手続に入った企業（DIP: Debtor In Possession(占有継続債務者)）に対する融資のことを指しますが、わが国においては、一般的に法的再生手続中の企業に対する融資を指します。

(注2) 中小公庫では、高度な目利き能力が必要な場合について、専門に対応する高度審査班を設置しています。高度審査班は、事業再生、新事業、大型プロジェクト投資等、事業見通しの立てにくいケースの調査などを行っています。

公的再生支援機関との連携実績

(平成19年3月末現在の累計実績)

○全国の中小企業再生支援協議会が平成19年3月末までに再生計画策定支援を完了した1,379社のうち、中小公庫は約3分の1にあたる438社の支援に関与しました。

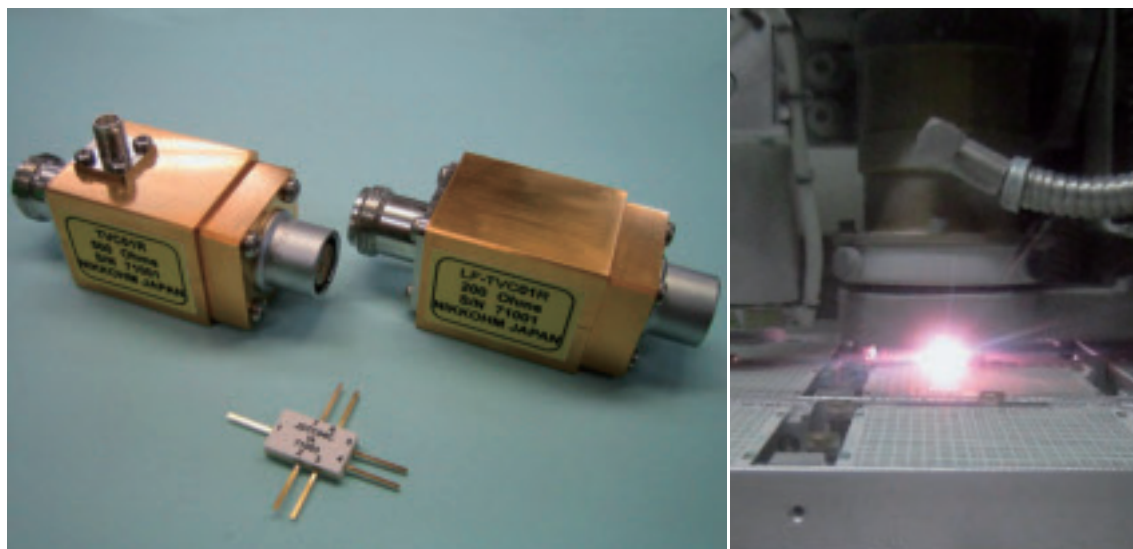
中小企業再生支援協議会の 再生計画策定完了案件数	中小公庫が支援に関与した案件数	うち融資による支援
1,379 件	438 社 (32%)	155 社

○公的再生支援機関の関与のもとで作成された再生計画の中で、中小公庫の債権放棄が求められたケースにおいて、再生計画の公平性、経済合理性、実現可能性などを見極めたうえで、累計56社に債権放棄（別会社に元の会社の営業権等を譲渡したうえで、元の会社を特別精算（残債権を償却）する実質的な債権放棄を含む）を実施しました。

○公的再生支援機関の支援関与案件のうち、これまで12社についてDDS^(注)による支援を実施しました。

(注) DDSとは、Debt-Debt-Swapの略で、返済順位を他の債権に比べて劣後させることをいいます。

自力再建に取り組む中小企業を中長期的視点でサポート



中小公庫青森支店は、青森県三沢市の電子部品製造業者であるニッコム株式会社に対して、平成16年9月、企業再生融資を実施しました。

当時、同社は大口受注先の海外移転や市場の縮小などにより、苦境に立たされていたことから、青森県中小企業再生支援協議会の支援のもと、資産圧縮などによる再生計画を策定しました。

中小公庫は、同社の再生計画に対する取組み姿勢や、従来から有している高い技術力を評価し、再生計画中の資金繰りを支援するため、地元金

融機関と協調融資を行いました。

その後も、中小公庫は経営アドバイスや生産効率化のために必要な設備資金の融資を行うなど支援を継続。同社は再生計画を着実に実施するとともに、OEMや海外との取引拡大、新製品の投入などにより受注拡大を図るなどして、業績改善を果たしました。

改善には長期を要する企業再生ですが、中小公庫は企業再生に取り組む中小企業の皆様を中長期的な視点で支援しています。

セーフティネット・災害復旧

「中小企業の皆様のセーフティネット」としての役割を果たしています。

セーフティネット貸付の実績

(平成 18 年度)

セーフティネット貸付	4,084 億円
経営環境変化対応資金	2,999 億円
金融環境変化対応資金	1,078 億円
取引企業倒産対応資金	7 億円

最近 10 年間の災害復旧貸付の累計実績

(平成 9 年度～ 18 年度)

154 億円

(注) 貸付制度名は、平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。

現在開設中の特別相談窓口

(平成 19 年 7 月 17 日現在)

貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口	1 窓口
大規模災害関連窓口	12 窓口
民間金融機関経営破綻関連窓口	1 窓口
その他	11 窓口
合 計	25 窓口

特別相談窓口を機動的に開設し、きめ細やかに対応



中小公庫は、大規模災害、金融環境の激変などが発生した際には、関連地域に「特別相談窓口」を機動的に開設し、迅速な融資手続きや既往債務の返済猶予などについて、実情に応じたきめ細やかな対応に努めております。

平成 16 年 10 月の新潟県中越地震発生に際しては、中小公庫新潟支店に特別相談窓口を設置し、被災した新潟県長岡市の老舗温泉旅館、株式会社蓬平観光ホテル和泉屋^{よもぎひら}に対し、北越銀行と連携して総額 5 億円の協調融資を実施するなど、

最近の主な特別相談窓口

開設年月	窓口名(現在開設中のもの)
平成 14 年 11 月	「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」
平成 17 年 9 月	「原油価格上昇に関する特別相談窓口」
平成 18 年 12 月	「新型コロナウイルス風評被害関連特別相談窓口」
平成 19 年 3 月	「能登半島沖地震災害に関する特別相談窓口」
平成 19 年 7 月	「平成 19 年 7 月梅雨前線の大雨に伴う災害に関する特別相談窓口」
平成 19 年 7 月	「平成 19 年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口」



復興に向けた支援を行いました。

その後、蓬平観光ホテル和泉屋は、平成 17 年 8 月に営業を再開するに至りました。

中小公庫は、「セーフティネット貸付」「災害復旧貸付」を活用し、中小企業の皆様のセーフティネットとしての役割発揮に努めています。

担保・保証人特例

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資に取り組んでいます。

担保特例・保証人特例制度

中小公庫では、大部分の特別貸付で「無担保特例」及び「担保不足特例」を導入しています。また、すべての直接貸付で「保証人免除特例」を、平成19年4月からは直接貸付のうち新企業育成貸付で「保証人猶予特例」も導入しており、中小企業の皆様の幅広い資金ニーズに対応できる体制を整えています。

(各特例制度の詳細はP72をご覧ください。)

担保特例・保証人特例制度利用実績

(平成18年度)

担保特例	1,284 億円
無担保特例	108 億円
担保不足特例	1,176 億円
保証人特例	69 億円

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

在庫を担保とした融資で、中小企業の円滑な資金調達を支援



中小公庫福岡支店は、福岡県八女市の清酒・焼酎製造業者である株式会社喜多屋に対し、焼酎の在庫を担保とした融資を実施しました。

本件は、同社が築き上げた清酒・焼酎製造業者としての事業基盤等に加え、在庫管理を含めた適切な内部管理体制を評価し、在庫を担保とする融資の実施に至ったものです。

在庫担保融資は、平成17年10月に「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が施行され、新たに動産譲渡登

記制度が創設されたことを受け、取扱いを開始しています。

中小公庫では、従来から機械装置・船舶等を担保評価するとともに、担保特例制度や保証人特例制度を活用し、中小企業の皆様の円滑な資金調達を支援してきましたが、今後とも不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の定着に向けた政策誘導機能を発揮していきます。

地域金融機関との連携

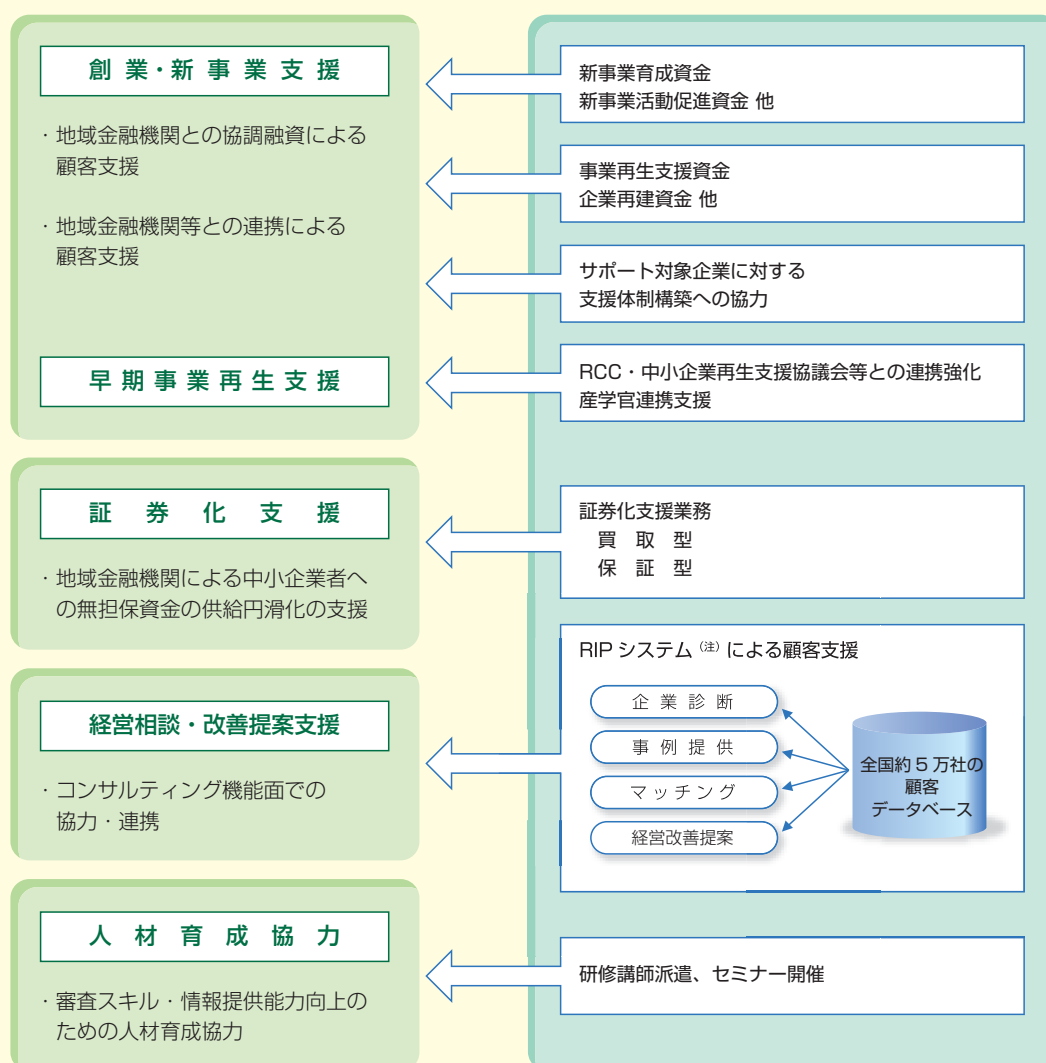
地域金融機関との連携を通じ、
中小企業金融の円滑化に取り組んでいます。

400 を超える地域金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小公庫は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約5万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、「創業・新事業支援」「早期事業再生支援」「証券化支援」「経営相談・改善提案支援」「人材育成協力」

の分野で地域金融機関が行う地域密着型金融の一層の推進を支援しています。平成15年4月以降に具体的な連携を行った地域金融機関は、地域金融機関総数の約8割にあたる458行におよんでいます（平成19年3月31日現在）。

連携可能な分野と連携の具体的内容



(注) RIP システムについては P41 をご覧ください。

地域金融機関との連携実績

地域金融機関との具体的な連携内容（平成15年4月～平成19年3月）

（単位：機関、件）

	地域金融機関数 ^(注)	連携実施金融機関数	連携実施割合	連携内容（延べ実施件数）		
				貸付相談	情報支援	講師派遣協力等
地銀・第二地銀	108	108	100%	5,844	625	1,066
信用金庫	289	275	95%	2,541	445	1,930
信用組合	168	75	45%	166	18	126
合 計	565	458	81%	8,551	1,088	3,122

（注）沖縄県の金融機関を除き、埼玉りそな銀行を含みます。

業務提携・協力に関する覚書締結状況

（平成15年4月～平成19年3月）

（単位：機関）

地銀・第二地銀	103
信用金庫	231
信用組合	28
合 計	362

証券化支援での連携状況

（平成16年7月～平成19年3月）

（単位：機関）

地銀・第二地銀	42
信用金庫	62
信用組合	7
合 計	111

（注）証券化支援での連携金融機関数は、証券化支援（買取型・保証型）への参加地域金融機関の延べ数です。

県内8信用金庫等とビジネス交流会を開催し、顧客支援の連携体制を構築



中小公庫岡山支店では、県内の8信用金庫のほか関連諸機関の協力も得て、各機関の取引先企業のビジネスマッチングを行う「しんきん合同ビジネス交流会」を開催しています。

同会では経営セミナーとマッチングを実施し、マッチングでは参加企業の特色などを記載した名簿作成のほか、個別商談とフリー商談の時間

を設け、活発な商談機会を中小企業の皆様に提供しています。

中小公庫は、協調融資だけでなく、このようなビジネスマッチングにおける連携体制の構築など、地元金融機関が取り組む地域密着型金融の一層の推進に積極的に協力し、地域経済の活性化を支援しています。

産学官連携

全国の大学や研究機関との連携ネットワークを活用し、
中小企業の皆様の産学官連携を積極的にサポートしています。

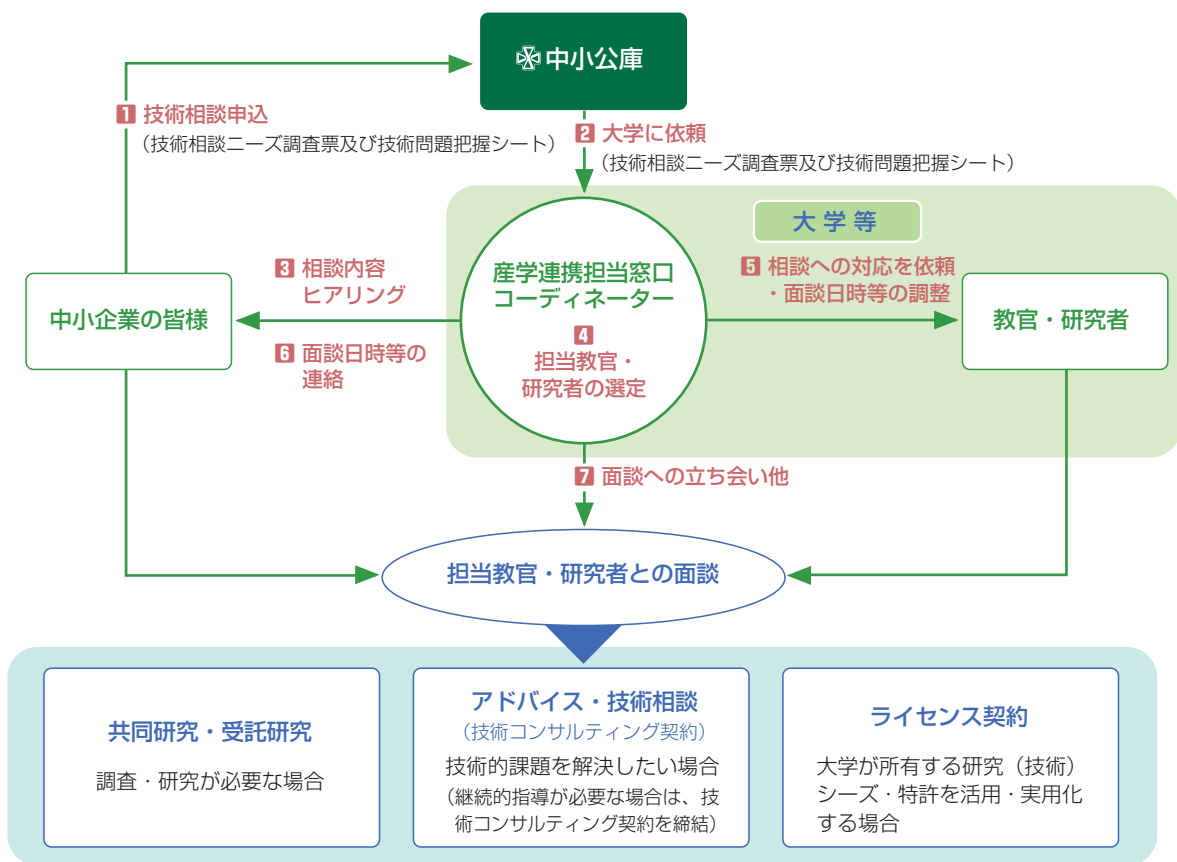
産学官連携の特徴

中小公庫は、全国に広がるネットワークを活かし、各地の大学や研究機関、公的機関などと連携して、中小企業の皆様の技術的な課題の解決や新たな事業分野の開拓等を支援しています。

全国の営業部店において、中小企業の皆様と大学

等との出会いの場を提供する産学官連携セミナーを積極的に開催しているほか、政策金融機関としての中立性を活かし、フェース・ツー・フェースの対話を通じて、中小企業の皆様のニーズを的確に把握し、大学等への橋渡しを実施しています。

■ 中小公庫の産学官連携支援



産学官連携セミナーに個別相談会を併設し、 具体的な課題等を相談する機会を提供

平成 19 年 1 月、中小公庫本店にて首都圏 16 大学及び 1 研究所と、関東・甲信越のお取引先約 80 社が参加し、産学官連携セミナーを開催しました。同セミナーは平成 15 年から開催しており、今回で 5 回目となりました。

個別相談会は、公庫事務局が参加企業の課題やニーズを事前に大学側に伝えて面談を組み合わせることが特色で、35 社が参加し、延べ 99 件の個別相談が実現しました。

参加者からは、「技術課題解決のための貴重な機会であった」等の声が寄せられました。



企業成長における中小公庫の貢献

中小公庫との取引を経て、多くの企業が躍進しています。

600 社を超える取引企業が株式を公開

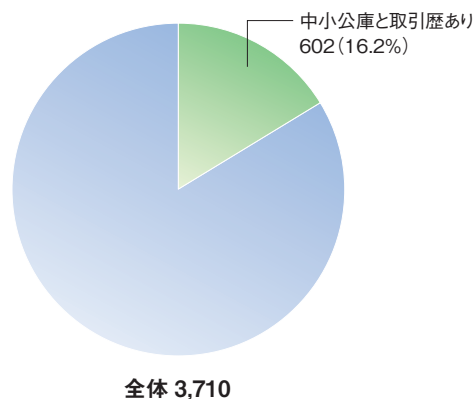
中小公庫は、昭和28年の設立以降、50余年にわたり中小企業専門の政策金融機関として、中小企業の皆様の成長・発展を支援しています。これまで中小公庫との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる602社^(注)となっており、この中には国際的にも有力な企業と

(注) 社数は平成 19 年 3 月 31 日現在のもです。

なったケースも少なくありません。

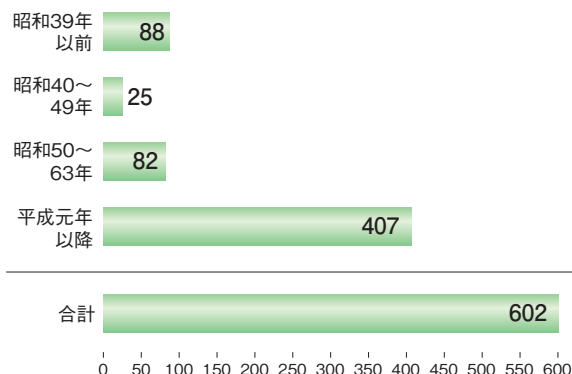
特に、平成元年以降については、中小公庫との取引を経て株式を公開した企業は407社^(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,724社^(注)のうちの約4分の1を占めるに至っています。

中小公庫と取引歴を有する株式公開企業 (単位: 社)



(注) 中小公庫調べ。株式公開企業数は、平成 19 年 3 月 31 日現在。農林・水産、金融・保険および外国企業を除きます。

中小公庫と取引歴を有する株式公開企業の株式公開時期別推移 (単位: 社)



創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社 (東証一部上場) 名誉会長 稲盛 和 夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけませんか」と、とつとつお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典) 2003年12月中小公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋 (寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

証券化支援業務

政策金融機関として、
金融手法の革新に先導的な役割を担っていきます。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

証券化市場はここ数年で発行額が急速に拡大しており、中小企業金融の円滑化を図るという観点からも、中小企業向け貸付債権等の証券化は注目されています。

中小公庫は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券

化手法を提供することで、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

買取型

民間金融機関等の中小企業向け無担保債権等を譲り受け証券化する業務及び信託受益権等を取得する業務

保証型

民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け無担保債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務

※買取型・保証型以外に、中小公庫自らが貸し付けた債権または取得した社債を証券化する業務（自己型）にも取り組んでいます。

買取型の取組事例

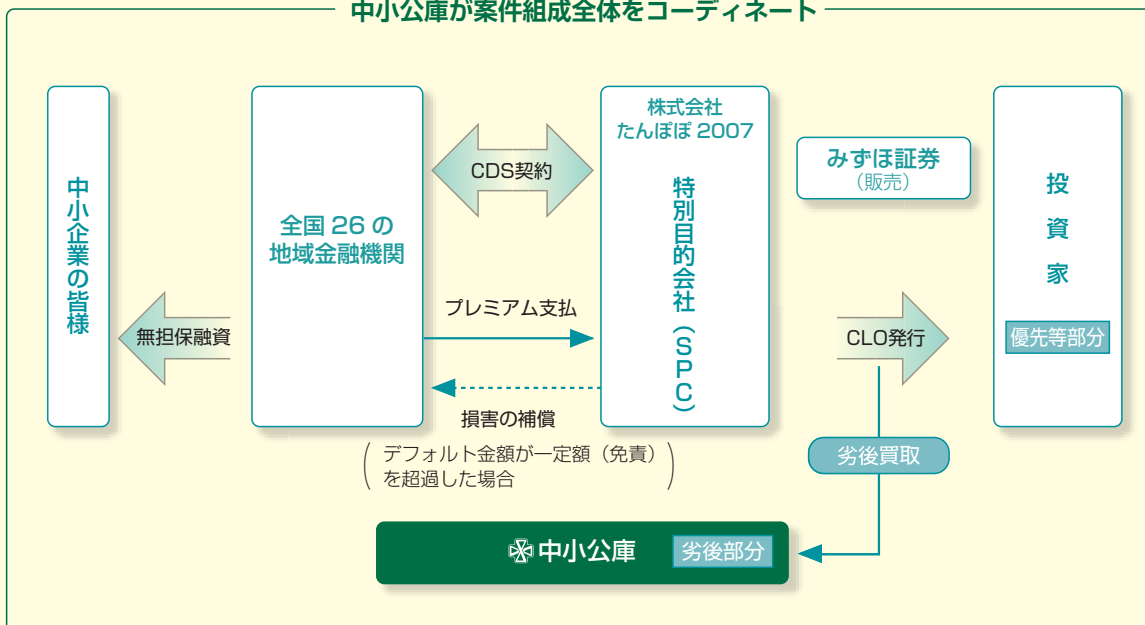
26 金融機関と広域に連携し、 国内初の「複数金融機関参加型シンセティック CLO^(注)」を実施

中小公庫は、証券化支援業務（買取型）の平成 18 年度第 2 回案件「地域金融機関 CLO シンセティック型（株式会社たんぽぽ 2007）」において、26 地域金融機関の参加のもと、国内初の複数金融機関参加型のシンセティック CLO を実施し、28 都道府県の 1,183 社に対して 305 億円の無担保資金を供給しました。

(注) シンセティック CLO とは、CDS 契約を活用して、地域金融機関が貸付債権等を保有した状態で信用リスクのみを証券化することをいいます。

- ・ CLO : Collateralized Loan Obligation（ローン担保証券）の略です。
- ・ CDS 契約: クレジットデフォルトスワップ契約の略。地域金融機関は、実行した無担保貸付債権等の債権プールの信用リスクに応じたプレミアムを特別目的会社 (SPC) に支払う一方、デフォルト金額が一定額（免責）を超過した場合に SPC から損害の補填を受けます。

中小公庫が案件組成全体をコーディネート



平成18年度の資金供給実績 2,032社/594億円

買 取 型

1,572社/388億円

平成18年度の買取型の特徴

平成18年度は、第1回案件において当公庫がオリジネーターのひとつとして参加し(自己型)、買取型との合同組成を実現しました。また、第2回案件において26地域金融機関が参加する国内初の複数金融機関参加型のシンセティックCLOを実現しました。

	第1回	第2回	第3回
	平成18年9月CLO ^(注)	地域金融機関CLO シンセティック型(株式会社たんぽぽ2007)	平成19年3月CLO
実 施 時 期	平成18年9月	平成19年2月	平成19年3月
参 加 金 融 機 関	8機関	26機関	16機関
地 方 銀 行	—	青森、みちのく、荘内、岩手	—
第 二 地 方 銀 行	神奈川、愛媛、熊本ファミリー	神奈川、静岡中央、宮崎太陽、 八千代	福島、愛媛、熊本ファミリー
信 用 金 庫	福井、碧海、尾西、長浜、 米子	仙南、福島、朝日、亀有、 足立成和、西京、城北、長野、 金沢、北伊勢上野、桑名、 京都、摂津水都、神戸、兵庫、 福岡ひびき、鹿児島相互	帯広、東奥、新潟、上田、 諏訪、富山、豊橋、徳島、 高松
信 用 組 合	—	長野県	茨城県、大東京、第一勧業、 近畿産業
社 数	119社	1,183社	270社
金 額	26億円	305億円	57億円

(注) 当公庫がオリジネーターとして参加。ただし上表は、当公庫取組み実績を含みません(自己型へ計上)。

※ 各金融機関の組織名称(「銀行」「信用金庫」「信用組合」)については、記載を省略しております。

保 証 型

241社/112億円

平成18年度の保証型の特徴

平成18年度は、平成17年度に引き続きノンバンクのオリックス株式会社が参加し、幅広い中小企業者への資金供給が実現しました。

	第1回
	第2回オリックスビジネスパートナーズCLO(中小公庫第5回保証型)
実 施 時 間	平成19年3月
参 加 金 融 機 関	オリックス株式会社、オリックス・アルファ株式会社
社 数	241社
金 額	112億円(保証額79億円)

自 己 型

219社/94億円 (「平成18年9月CLO」
において買取型と合同組成)

市場関係者の評価

「2006年は、中小企業金融公庫による証券化支援業務を通じ、CLOへの参加金融機関の裾野が更に拡大した年となった。2004年に中小企業金融公庫が初めて募集型CLO市場に参入して以降、単独のCLO組成が困難な地方銀行や信用金庫、信用組合が参加できるCLOストラクチャーとして、金融機関が募集した中小企業向け貸付債権を中小企業金融公庫が買取り証券化を行うという流れは定着したといえる。」

(出典) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク「インターナショナル・ストラクチャード・ファイナンス スペシャルレポート 2006年の日本のバランスシート型CDO市場回顧と今後の見通し(2007年2月)」

信用保険業務

信用保証制度と一体となり、
中小企業の皆様の事業資金の円滑な調達を支えています。

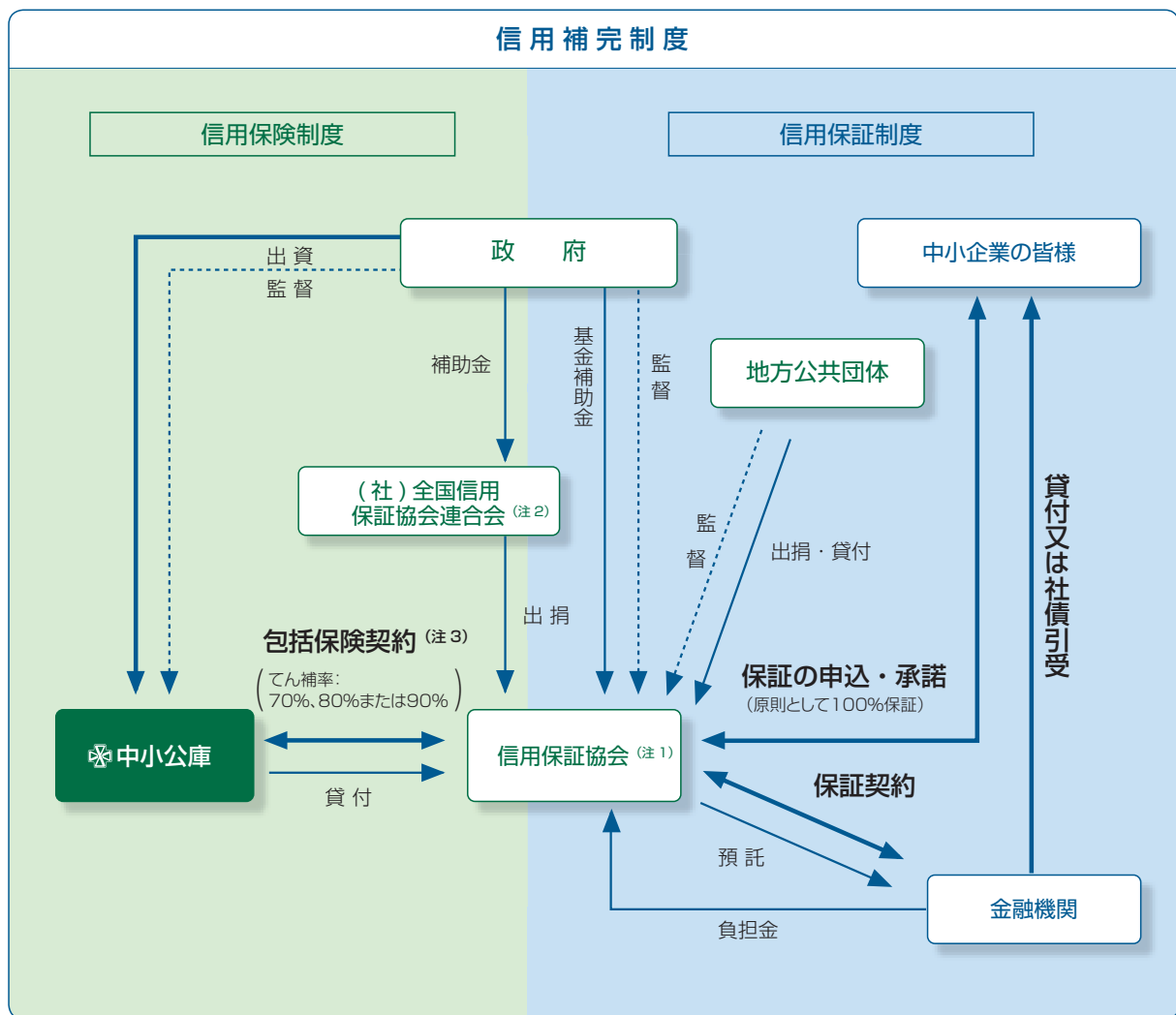
信用保険制度の役割

中小公庫は、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆様が金融機関からの借入または社債の発行により事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。

中小企業信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）などに基づき、中小企業の皆様の借

入等の保証について保険を行う制度です。

この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業の皆様に対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「中小企業信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。



(注1) 信用保証協会

信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に52協会あり、中小企業者の金融機関からの借入等による債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府及び地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

(注2) 社団法人全国信用保証協会連合会

全国52の信用保証協会を会員とする組織。信用保証協会の健全な発展を図り、中小、中堅企業金融の円滑化に貢献することを目的としています。

(注3) 包括保険契約

信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入等による債務を保証することにより、保証をした借入金等の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定めるものです。

中小企業の約4割が信用補完制度を利用

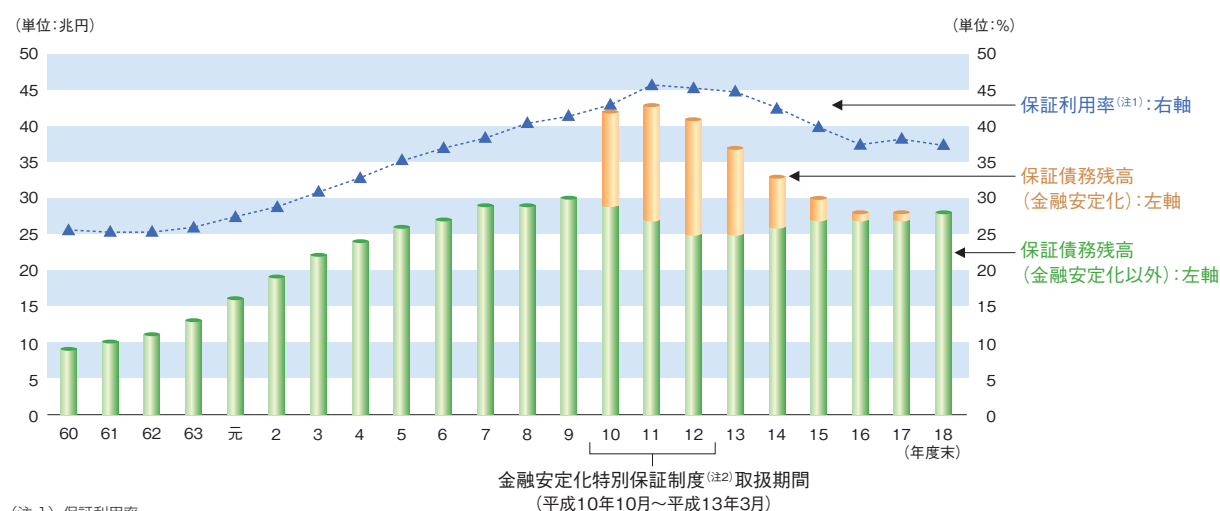
平成19年3月末現在、信用保証協会が保証している融資等（保証債務残高）は約29兆円で、中小企業向け貸出の約11%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約161万の中小企業の皆様に利用されており、中小企業の約37%が信用保証制度

を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業の皆様の円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長発展に貢献しています。

■ 全国 52 信用保証協会の保証債務残高と保証利用率の推移



(注1) 保証利用率

保証利用企業数を中小企業数で除したものです。

(注2) 金融安定化特別保証制度

平成10年8月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(閣議決定)に基づき、同年10月に創設された保証制度で、貸し渋りに苦しむ中小企業者に対して保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置です。

信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用

国の経済政策に沿って、全国の信用保証協会では中小企業の皆様のニーズに対応した各種保証制度を実施するとともに、中小企業の皆様の経営相談・アドバイス等に積極的に対応するためそれぞれ相談窓口を置き、「顔の見える保証協会」を目指して創業支援や再生支援の取組みを強化しています。

信用保険制度は、再生・再挑戦支援、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進及び地域中小企業の活性化等を図るため各種保険制度の創設・拡充を行うなど、これらの信用保証協会の取組みを強力にバックアップしています。

創業特例の保険引受実績

	16年度	17年度	18年度
創業特例	71億円	114億円	165億円
創業等関連特例	200億円	225億円	343億円
合計	271億円	339億円	508億円

再生支援の取組実績

	17年度	18年度
求償権の放棄	1社	13社
求償権の不等価譲渡	1社	5社
保証付債権の譲渡	1社	2社
求償権先への新規保証	2社	99社
合計	3社	119社

持続可能な信用補完制度の確立に向けた取組み

平成16年12月に信用補完制度のあり方について包括的な検討を行うため、中小企業政策審議会基本政策部会「信用補完制度のあり方に関する小委員会」が設置され、平成17年6月に基本政策部会において、「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」（以下「小委員会とりまとめ」という。）が報告、了承されました。

中小公庫は、制度の重要な担い手として、信用保証協会、金融機関等関係機関と緊密な連携のもと、

中小企業の皆様の利便性向上等のため、料率の弾力化、責任共有制度、再生支援の強化、保険事務の見直し等、小委員会とりまとめの趣旨を踏まえた制度見直し・運用改善を進めてきました。

今後も、中小企業の皆様のニーズに応え、更なる利便性の向上を目指すとともに、制度見直しによる持続的な信用補完制度の確立に向けて、積極的に取り組んでいきます。

信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめの要旨

1 利用者の視点に立った制度見直し、サービス強化

(1)経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化

・ 経営支援・再生支援の体制整備、再生支援の強化

(2)保証制度の多様化・柔軟化のための見直し

・ 中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた料率体系の構築（料率の弾力化）

・ 中小企業金融の担い手の多様化

・ 不動産担保以外の担保の活用、調達手法の多様化

(3)保証協会の事務の簡素化・効率化

2 金融機関との適切な責任共有による連携強化

・ 部分保証制度・負担金制度（金融機関が、保証利用額等に応じて一定額の負担金を保証協会に払う制度）の導入

3 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立

4 信用補完制度の運営規律の強化

(注)「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」の全文については、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）に掲載されています。

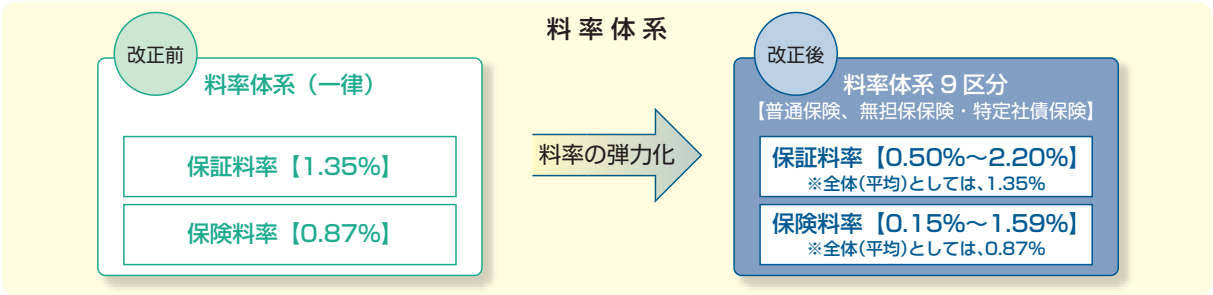
信用補完制度の見直しの取組状況

■ 料率の弾力化

平成18年4月から、経営状況の良好な中小企業の皆様に対して適切な料率でご融資を行えるよう、また、より幅広い中小企業の皆様に保証利用の機会を

提供できるよう、CRD^(注)を活用して財務内容その他の経営状況に応じた料率体系を導入しました。

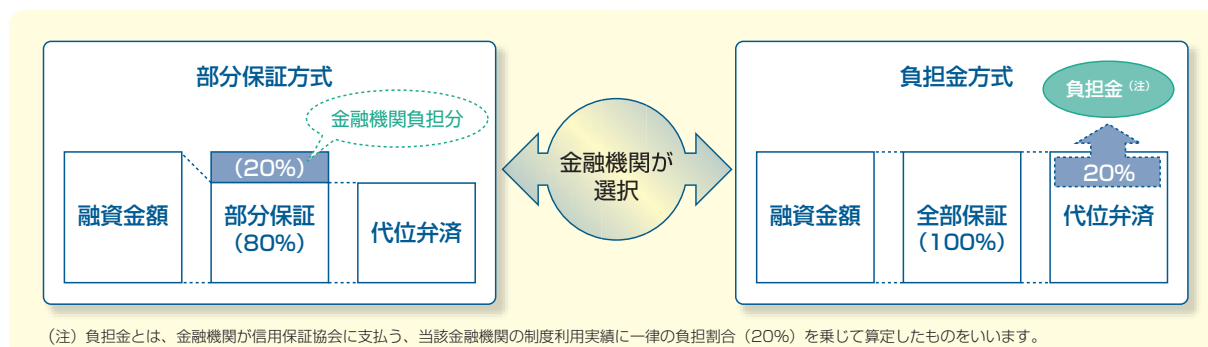
(注) CRD は、有限責任中間法人 CRD 協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。



■ 責任共有制度

平成19年10月から、信用保証協会（8割負担）と金融機関（2割負担）とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様にきめ細やかな経営支

援や再生支援が行われるよう、責任共有制度を導入することとなりました。

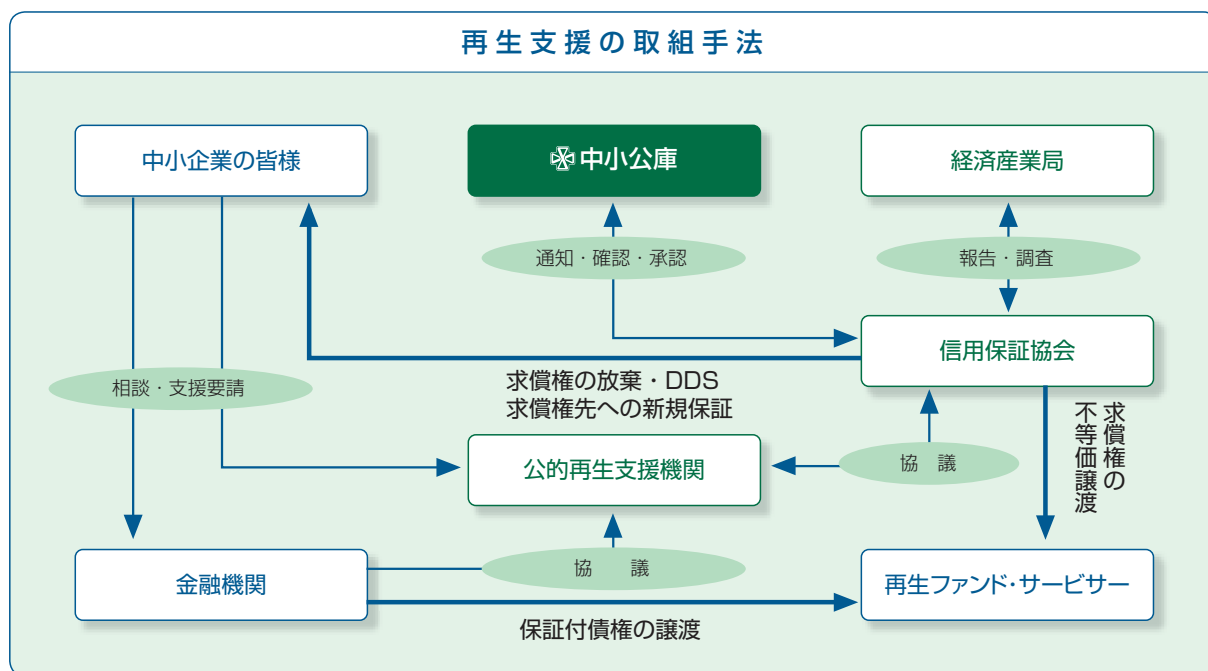


■ 再生支援の強化

平成17年8月から順次、金融機関による再生ファンド・サービサーへの保証付債権の譲渡、信用保証協会による求償権の放棄、不等価譲渡、DDS^(注)及び求

償権先への新規保証を可能にするなど、中小企業の皆様に対する再生支援の取組みをバックアップしています。

(注) DDS については、P28 をご覧ください。



■ その他の見直し実施状況

- ・ 対象金融機関について信託会社を追加
- ・ 第三者保証人の原則非徴求
- ・ CLO融資等に係る保証（中小企業者の金融機関からの借入又は社債引受に対する債務の保証であって、当該借入金等について証券化を活用するもの）の部分保証化
- ・ 特定社債保険の見直し（適債要件の拡充、定時償還の導入等）

コンサルティング

コンサルティング機能を発揮して
経営課題の解決を継続的に支援しています。

フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援

中小公庫は、コンサルティング機能を発揮することを重要な業務の一つと位置付けています。融資時だけでなく事後においても、経営者のかたとのフェース・ツー・フェースの対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お取引先が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っています。

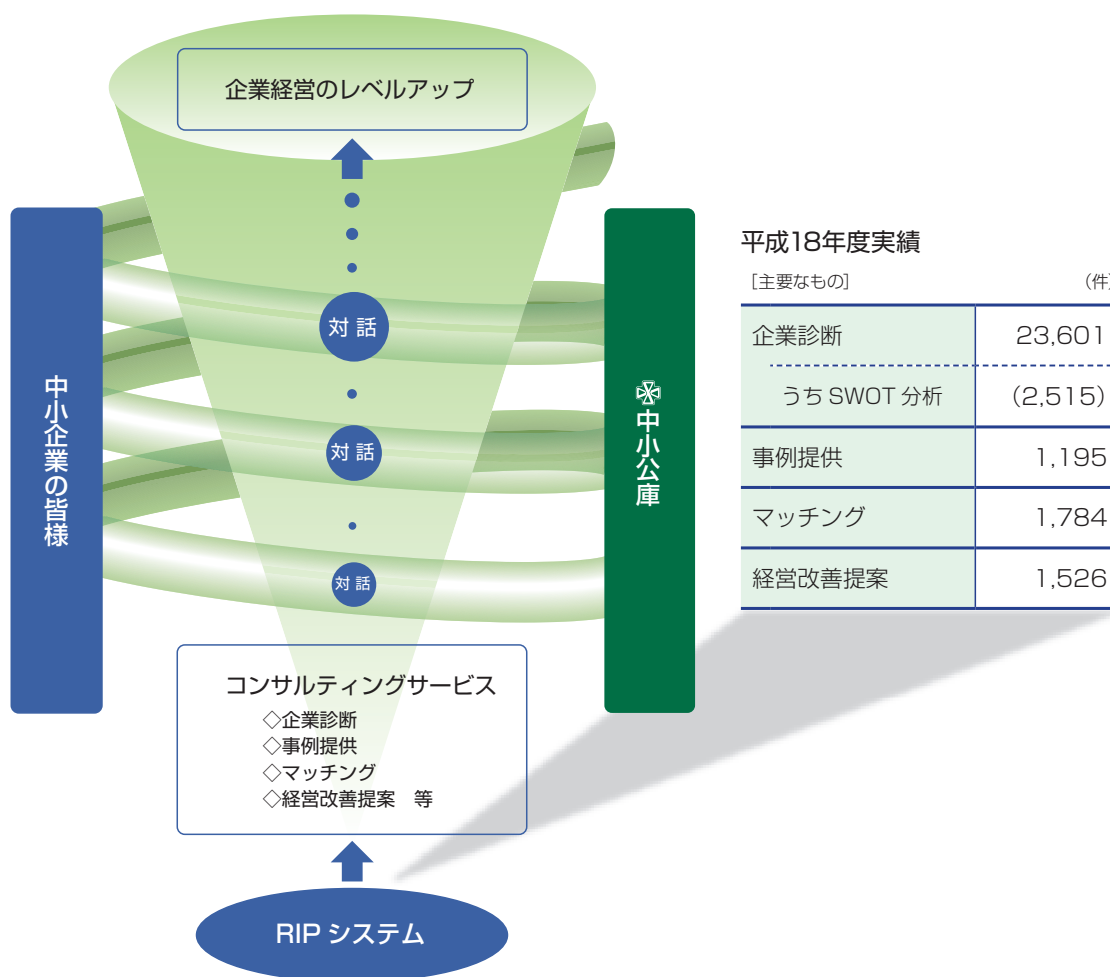
中小公庫では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社のお取引先の情報を

データベース化した独自のシステム「RIP^(注)システム」を構築し、コンサルティングに活用しています。

中小公庫の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供とアドバイスなどを継続して行うほか、目利き能力を活かして、より高度な経営課題の解決を支援するため、コンサルティングのエキスパートの養成にも取り組んでおり、コンサルティング機能の一層の強化に努めています。

(注) RIP とは、お取引先との対話を通じ、信頼関係（Relationship）を深めつつ、お客様と中小公庫の知恵（Intelligence）を活かし、積極的な提案（Proposal）を行うことで、中小企業の皆様の成長発展を支援しようとする中小公庫の姿勢を表現したものです。

RIPシステムを活用したコンサルティングサービス



コンサルティングサービス

中小公庫は、長年蓄積してきた経営に関するノウハウや事例と、全国のお取引先とのネットワークを活かして、経営課題の解決のためのコンサルティングを継続的に行っています。

お取引先の要望や実情に則して、「企業診断」「事

例提供」「マッチング」及び「経営改善提案」など各種サービスを組み合わせて提供することにより、経営課題の解決を支援しています。

（注）コンサルティングサービスにあたっては、事前にお取引先の承諾をいただくなど、守秘義務や顧客情報保護に十分留意して取り組んでいます。

■ 企業診断

長年培った財務分析ノウハウを活かした「わかりやすい企業診断」により、個々の企業の決算データと中小公庫のお取引先約5万社のデータに基づく同業者比較や時系列分析を行い、提供しています。

また、「SWOT分析」^{（注）}も活用し、企業を取り巻く

状況（外部環境）と企業の強み・弱み（内部環境）の整理・分析のサポートを行っています。

（注）SWOT分析
企業の持つ「強み」（Strength）と「弱み」（Weakness）、事業を取り巻く「機会」（Opportunity）と「脅威」（Threat）を明確化し、経営戦略の立案に活用していく経営分析手法のことをいいます。



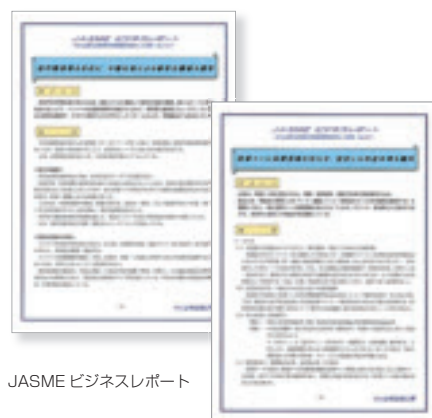
事 例

装置メーカーのA社は、中小公庫より「わかりやすい企業診断」の提供を受け、同業者平均よりも付加価値率が低く、「外注の内製化」が経営課題であることを認識しました。さらに、中小公庫と「SWOT分析」をベースに対話を繰り返すなかで、「生産ラインの見直し」が必要であることが明確になり、経営計画の策定に役立てることができました。

■ 事例提供

お取引先が抱える経営課題に対して、その解決に役立つ事例などの情報をもとに、アドバイスを行っています。

事例には、過去に同じ経営課題に直面し、それを克服してきた中小企業ならではの取り組みプロセス等がとりまとめられています。



事 例

木材卸売業のB社は支払手形が多く、将来の資金繰りについて不安を感じていました。

同社では、中小公庫から支払手形削減に成功した他社事例の資料の提供を受け、具体的なアドバイスを得ながら支払手形削減を進めたところ、約1年間で財務体質が大幅に改善されました。また、支払手形削減を契機としてこれまで取引のなかった先から好条件の引き合いが続き、結果として仕入れ単価引き下げによる利益向上も実現することができました。

■ マッチング

全国に広がるお取引先と中小公庫の店舗網を活かしたネットワークにより、販売先や仕入先、提携先な

どのビジネスパートナーをお探しのかた、店舗、営業所などの不動産をお探しのかたをサポートしています。

事 例

地方所在のC社は、環境にやさしい杉の間伐材を利用した建築材料の製造業者で、技術力はあるものの会社設立後日が浅く、拡販を行うには営業力が不足していました。

そこで、全国にネットワークを有する中小公庫に販売先の紹介を依頼したところ、東京の有力工務店と地元大手総合建材商社の2社から引き合いがあり、有力企業2社と取引を開始することができました。

ビジネス交流会

- ◇多数の異業種企業が一堂に集まる「ビジネス交流会」を全国各地で開催しています。
- ◇個別のマッチングに比べ、より広範囲なビジネスマッチングの機会を提供しています。

東日本ビジネス交流会

中小公庫は、平成19年1月29日に東京ビッグサイトにて第3回東日本ビジネス交流会を開催しました。東日本地域のお取引先のほか、西日本のお取引先33社、また今回初めて沖縄振興開発金融公庫の協賛により、沖縄県から7社の特別参加も得て336社が参加しました。後日実施したアンケートによると（有効回答247社）、1社あたりの面談社数は平均8.3社、そのうち19社30件が商談成約、148社339件が商談継続中という結果になりました。参加企業からは、「販路開拓等ビジネスチャンスのきっかけができた」などの声が寄せられました。



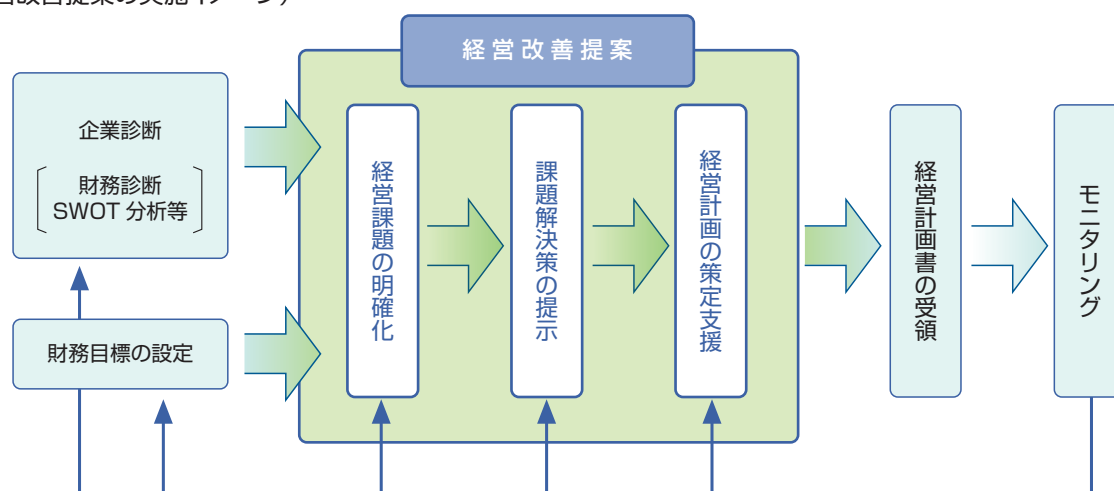
東日本ビジネス交流会

■ 経営改善提案

中小公庫は、お取引先の経営改善に向けた取組みを積極的に支援しています。具体的には、企業診断等により経営課題を明確化するとともに、経営計画の策定支援や財務目標の達成に向けた経営改善の方向性や具体的手法を提案しています。

特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮しながらも、経営の抜本的な改善や事業の再生に前向きに取り組むお取引先に対しては、重点的なサポート体制を整備しています。

(経営改善提案の実施イメージ)



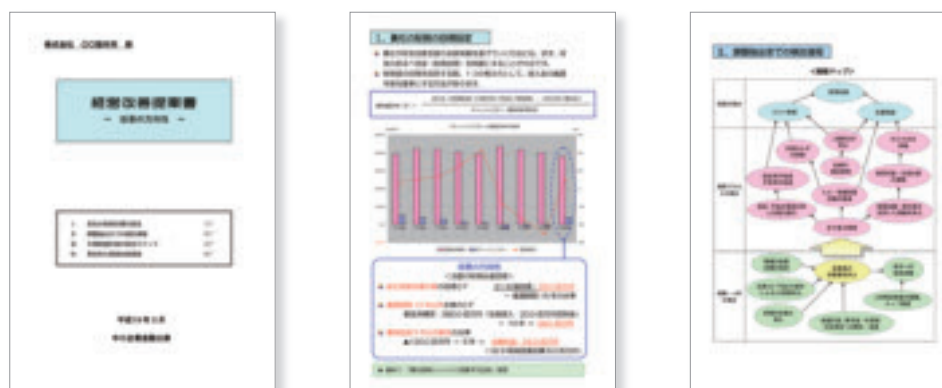
事例

【本支店一体となった経営改善支援により業績回復を実現】

中小公庫は、大口取引先の倒産により業績が低迷していた配管用継手製造業者のD社からの要請を受け、本部と支店が一体となってD社の経営改善に向けた支援に取り組みました。財務分析に加えて、工場を訪問し、経営幹部へのヒアリングを実施したところ、業績改善のためには、正確な受注・在庫状況を生産計画へ反映させることによる「ムダの削減」が課題であることが判明しました。そこで公庫からは、生産効率化に向けて「納期・在庫・生産情報の一元化」と「営業と工場との情報共有化」を始めとする具体的な課題解決策を提示し、それらを盛り込んだ経営計画の策定支援を実施しました。

D社ではこの提案を受けて、具体的なアクションプランを含む経営改善計画書を作成し、全社一丸での経営改善の取組みを開始。その結果、製造原価の引き下げに成功し、業績の回復を実現しました。

(提案書のイメージ)



国際化への対応

国際化に対応する中小企業の皆様に積極的に支援しています。

中小企業の国際化支援

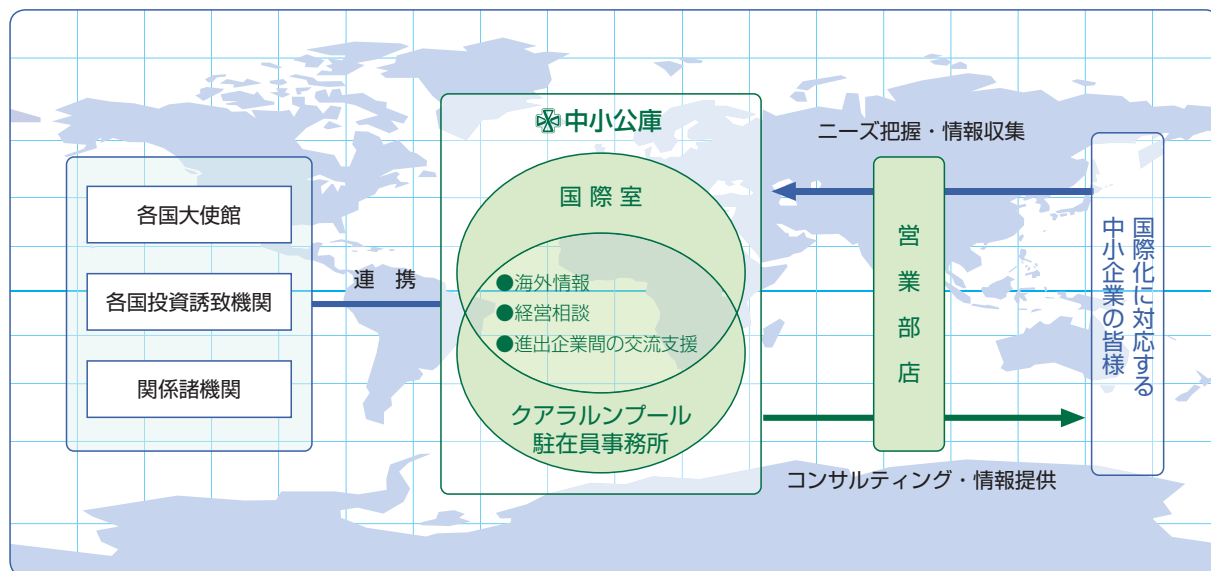
中小公庫は、約4,000社のお取引先現地法人が海外で活躍するなど、中小企業の国際化が進展していることを踏まえ、中小企業の皆様の国際化対応への支援強化を図るため、平成17年4月、国際室を設置しました。

中小公庫では、これまでも国際化に対応する中小企業の皆様に対し、現地情報などをタイムリーに提供してきました。特にアセアン地域においては、マ

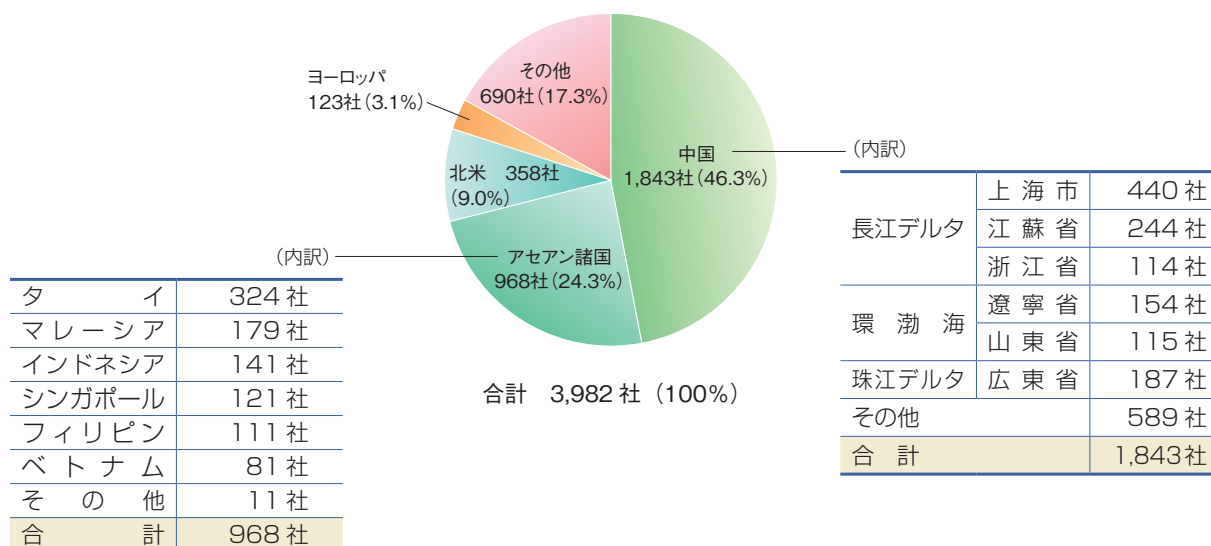
レーシアに設置しているクアラルンプール駐在員事務所を拠点に、同地域で活動する進出日系中小企業の皆様へのサポート等を行っています。

中小公庫は、今後も国内外の関係諸機関と連携し、海外情報の提供や経営相談への対応、進出企業間の交流支援など幅広い分野において、国際化に対応する中小企業の皆様に積極的に支援していきます。

■ 中小公庫の国際化支援



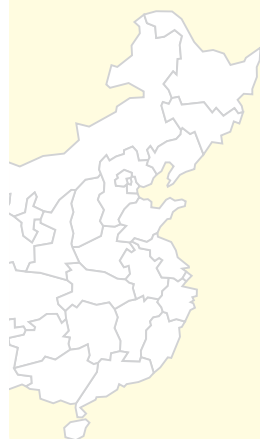
■ 中小公庫お取引先の海外現地法人企業数 (平成19年3月末)



国際化対応へのコンサルティング

中小公庫では、海外で事業を展開するお取引先に対して、日本国内本社及び海外現地法人へ訪問し、経営課題解決に向けたコンサルティングを行います。

事例



中国上海市に現地法人を有するA社は、外資系企業の進出が相次いだことから、現地で優秀な技術者が確保できないという経営課題を抱えていました。中小公庫は、日本本社を訪問し、お取引先の事例を取りまとめた冊子「中国進出日系企業による労務管理の実態」を提供しながら、福利厚生制度を見直すことで離職率改善につながった事例を紹介しました。

また、中小公庫は、後日に現地法人も出張訪問し、新規受注に伴う経営範囲の拡大について外部専門家と連携しながら成功事例や留意点を取りまとめ、情報提供を行いました。

このように、中小公庫が日本本社と海外現地法人に訪問した上で、具体的なニーズに対応したコンサルティングを実施したことに対し、A社経営者からは非常に高い評価を受けました。

海外情報の発信

アセアン・中国実態調査

中国・アセアン地域に進出しているお取引先現地法人の経営実態につき、年1回アンケート調査を行っています。調査対象は、中国約1,900社、アセアン地域約500社で、双方とも中小企業に的を絞った調査は他に例のないものと評価を得ています。

投資ポケットブック

お取引先の進出が多いアセアン6カ国（タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナム）、中国及びインドについて、各国の基礎的な経済・投資関連情報等をコンパクトにまとめて紹介しています。



アセアン地域におけるサポート

クアラルンプール駐在員事務所

マレーシアのクアラルンプール駐在員事務所は、アセアン諸国への投資計画策定のお手伝いや進出後の経営に関する様々なご相談へのアドバイスのほか、お取引先現地法人の交流も支援しており、アセアン地域で活動する日系中小企業の皆様をサポートしています。

また、タイ（ジェトロ・バンコク・センター）にも職員を派遣し、同地域で活動するお取引先現地法人の皆様に対するサポートを行っています。



クアラルンプール駐在員事務所がある UBN タワー

アセアン地域のお取引先現地法人交流会

中小公庫は、平成 19 年 5 月、タイ・バンコクで、タイに進出している現地法人向けにタイ人弁護士を講師に迎え、セミナー及び交流会を実施しました。

当日はタイに進出している 28 社が集まり、タイにおける最近の法務事情について活発な意見交換が行われました。

このほか、中小公庫ではマレーシア、ベトナム及びフィリピンで同じく現地法人交流会を開催しています。さらに平成 18 年 8 月にはタイ・バンコクにおいてタイ、マレーシア、フィリピン及びベトナムに進出している 17 社が集まり、アセアン広域取引先現地法人交流会を開催し、国境を越えた活発な意見交換が行われました。



タイ進出取引先現地法人交流会

中国・インドにおけるサポート

中小公庫は、中国に拠点を有するお取引先の現地法人が1,800社を超え、引き続き増加傾向にあることから、日本からの定期出張に加え、日中経済協会上海事務所にも職員を派遣し、中国に展開する中小企業の皆様への支援の充実を図っています。

平成18年度には、中国へ進出しているお取引先現地法人向けに、経営に関する様々なご相談へのアドバイスのほか、交流支援も開始し、上海など3カ所において計102社、152名の参加を得て、交流会を開催しました。

また、近年、日本との政治・経済関係が急速に緊密化しているインド（ジェトロ・ニューデリー・セ

ンター）にも職員を派遣し、日本の中小企業の貿易や投資にかかるサポート体制を強化しています。



中国大連取引先現地法人交流会

海外の関係機関との連携

APEC域内中小企業金融機関との連携

中小公庫は、APEC域内の中小企業金融機関との連携を図るため、中国国家開発銀行、タイ中小企業開発銀行、ベトナム工商銀行など域内14金融機関とAPEC MOU^(注)を締結しており、毎年開催される年次会合に参加し、技術協力や情報交換などを行っています。

(注) アジア太平洋協力会議 (APEC)域内の中小企業金融に携わる金融機関間の協力に関する覚書



第3回 APEC MOU 年次会合 (ベトナム)

ACSIC加盟機関との連携

中小公庫は、韓国信用保証基金、マレーシア信用保証公社、タイ中小企業信用保証公社など16機関が加盟するACSIC (アジア中小企業信用補完制度実施機関連合) に加盟し、毎年開催される会議に参加しており、海外の政府関係機関や金融機関等との連携を積極的に図っています。



第19回 ACSIC 会議 (マレーシア)

海外からの調査・研修グループ等の受入れ

中小公庫は、外国の政府関係者や金融機関からの調査・研修グループ等を積極的に受け入れ、中小公庫の業務内容や審査手法等の説明を行うなど、海外各国の中小企業に対する金融支援の強化・拡充に向けた取組みに協力しています。

平成18年度においては、アジアを中心に欧州や南アフリカなど幅広い地域から、11カ国・128人を受け入れました。

国・地域別の受入人数 (平成18年度)

中	国	36人
シン	ガポール	25人
イ	ン ド	17人
韓	国	14人
タ	イ	10人
欧	州	4人
そ	の 他	22人
合	計	128人

海外で開催される各種会議・セミナーへの講師派遣

中小公庫は、中小企業金融の専門家として海外で開催される各種会議やセミナー等への講師派遣を行っています。

平成18年度は、マレーシア (クアラルンプール)

で開催された「アジア太平洋開発金融機関協会 (ADFIAP) CEOフォーラム」等に講師を派遣し、中小企業金融における中小公庫の役割などについて講演を行いました。

総合研究所

“中小企業のシンクタンク”として、
多角的な視点で調査研究活動に取り組んでいます。

総合研究所の役割と特色

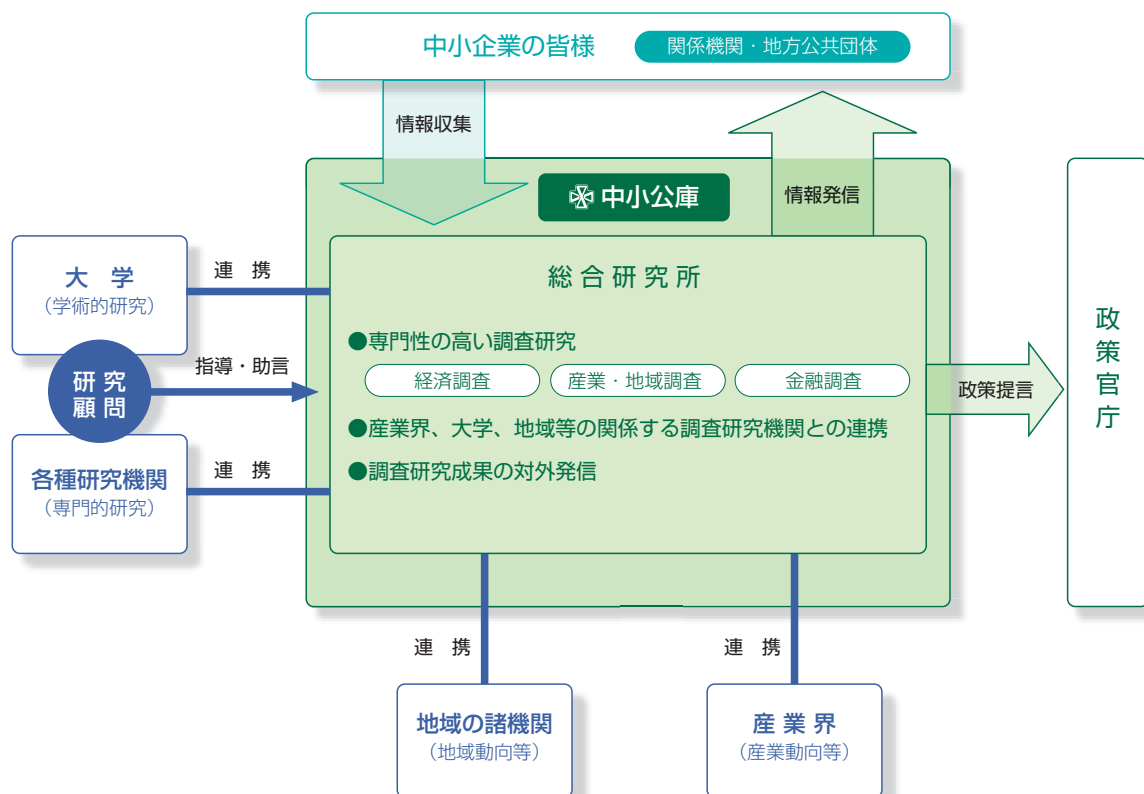
中小公庫総合研究所は、経済・産業構造が大きく変化するなか大学や各種研究機関などと連携し、中小企業経営や政府の政策決定に欠かせない各種調査研究を行っています。また、大学や各種研究機関との連携の一環として、外部有識者の方から、「研究顧問」の立場で指導・助言を受け、より専門性の高い調査研究活動を行っています。

総合研究所の調査研究成果は、景気動向の把握や、

中・長期的な経済・産業動向の判断材料として、各方面から高い評価を受けています。このほか、欧米・中国など諸外国の産業・金融制度の調査研究を行うとともに、国内においても、地域経済活性化に向けた調査研究などを実施しています。

調査研究成果やそれに基づく政策提言は、マスメディアやホームページなどを通じ、中小企業の皆様をはじめ、広く社会に情報発信しています。

総合研究所の機能



中小企業動向調査

全国のお取引先を対象に、四半期ごとに景況を調査しているもので、中小企業の分野においては、わが国を代表するビジネスサーベイの一つとされています。

保証先中小企業金融動向調査

比較的小規模な中小企業（全国9信用保証協会の保証先）を対象に、主として借入の実施状況や保証付借入の動向等を四半期ごとに調査しています。

中小企業景況調査

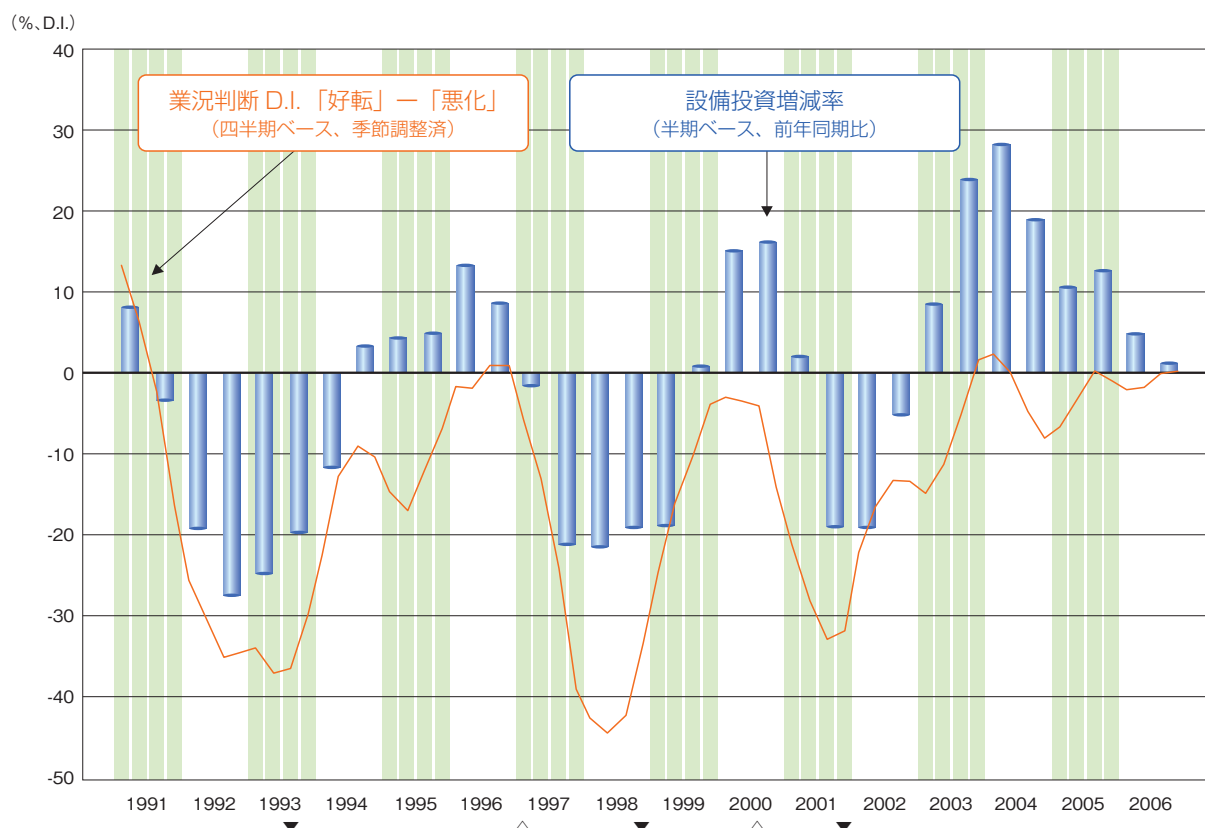
中小企業の景況をタイムリーに把握するために、三大都市圏（首都圏、中京圏、近畿圏）のお取引先を対象として毎月行っている調査です。同調査における売上げ見通しD.I.は、2004年11月から、内閣府の景気動向指数の先行系列に採用されています。

中小製造業設備投資動向調査

年2回、全国ベースで実施する中小製造業の設備投資計画に関する調査です。

調査対象数はわが国最大の約3万社で、設備投資動向把握に欠かせない調査との評価を得ています。

■ 中小製造業の設備投資増減率と業況判断D.I.の推移



(注) 1. 業況判断は D.I. は当公庫「中小企業動向調査」
2. 「△」は景気の山、「▼」は景気の谷

産業・地域調査

経済の国際化、産業構造の変化、技術の高度化などにより、経済・社会の環境が大きく変化するなか、中小企業が直面する経営課題解決のヒントとなる調

査研究、地域活性化に向けた特色ある取組みに関する調査研究などをタイムリーに実施し、広く社会に情報発信しています。

調査研究成果

中小観光ホテル・旅館の高度化戦略

事業基盤の強化を実現している先進的な中小観光ホテル・旅館 11 社の事例調査等を行い、
①立地特性の変化に柔軟に対応することで、事業展開には多様な可能性が広がっていること、
②自社が保有する設備・サービスと観光資源との総合的な魅力向上により事業展開に成功していることを指摘。さらに、共通する「設備投資戦略」「販売戦略」「人材戦略」を分析し、事業基盤の強化を実現する経営戦略を指摘

地域活性化における中小企業・地域コミュニティの役割と課題

人材の確保・育成に取り組む全国 8 地域の事例分析等を行い、地域一体となった取組みを展開する上では、①地域中小企業は地域のコンセンサス形成や具体的な仕組みづくりの面で主体的な役割を果たしうること、②自治体等の地域コミュニティはネットワーク拡充等の基盤固めにおいて、サポート役・コーディネート役が期待されること、などを指摘

上記のほか、最近の調査研究成果には、次のようなものがあります。

- 日本の鋳物工場、ドイツの鋳物工場
- 食品の安全に対する関心の高まりと中小食料品製造業の取組み課題
- 中小サービス産業の動向とその成長戦略
- 若年者雇用を果たす中小企業の役割と課題

金融調査

中小企業を取り巻く金融環境が大きく変化するなか、内外の金融情勢や金融制度に関する調査研究などをタイムリーに実施し、中小企業金融の円滑化に

向けた政策提言などに役立てるとともに、広く社会に情報発信しています。

国内金融調査

金融機関の窓口からみた中小企業向け貸出、信用保証付貸出等の動向に関する調査

(全国の金融機関約 300 店舗に対してアンケート調査を実施しています)

海外金融調査

諸外国における中小企業向け政策金融の概要 等

研究成果発表

総合研究所が行っている各種の調査研究の成果は、催や講演活動などを通じて、広く社会に情報発信し
刊行物として公表するだけでなく、シンポジウムの開
ています。

シンポジウム

総合研究所は、平成18年11月にシンポジウム『地域社会の活性化に果たす中小企業の役割と課題』を開催しました。

当日は、渡辺幸男慶應義塾大学経済学部教授による基調講演の後、総合研究所職員が9つのテーマについて研究成果を発表し、企業経営者、実務家、学識経験者からコメントをいただきました。また、実務家、学識経験者4名によるパネルディスカッションも行い、さまざまな立場から多様な意見を披露していただきました。

〈研究成果発表テーマ〉

地域産業集積のゆくえ

- ① 工場の地域分散を促すもの
- ② 地域産業集積の変容
- ③ 生産機能の国際的配置

地域産業の新たな動き

- ① 観光ホテル・旅館の環境変化への対応
- ② 企業再生の担い手と課題
- ③ 企業間連携のさまざまなかたち

中小企業と地域コミュニティ

- ① 地域経済活性化に果たす地域金融機関の役割
- ② 地方自治体による「ヒトづくり」支援
- ③ 若年者雇用促進に向けたさまざまな試み



中小公庫マンスリー（月刊）

経済・産業レポート、企業訪問レポート、中小公庫の各種調査結果、刊行物情報や融資制度の紹介など、中小企業の皆様の経営に役立つ情報を掲載しています。



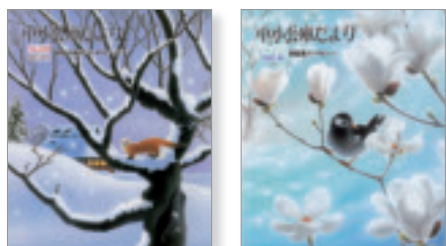
信用保険月報（月刊）

信用補完制度に関する専門誌として、制度の現状、改正内容、中小公庫の各種調査結果、海外レポートなど、信用補完について幅広く紹介しています。



中小公庫だより（季刊）

お取引先中小企業と中小公庫の“ふれあいの場”として、中小公庫からのお知らせや特色ある経営を行っているお取引先の事例、国の中小企業政策の解説などを掲載しています。



JASME マネジメントシリーズ

経営課題解決の参考となる事例や中小企業経営に関する専門的なテーマなどについてとりまとめた参考資料です。「新連携事例集」、「中小企業の営業強化策」、「中国進出中小企業実態調査」などを発行しています。



中小企業総合研究（年3回程度）

中小企業研究の促進を図り、政策提言に資することを目的とした、多方面な分野の研究者及び総合研究所職員による中小企業研究の成果を発表する総合的な研究誌です。



中小公庫レポート（随時）

中小企業の皆様が抱える経営課題や対応策などをタイムリーに調査したレポートです。最近では、「中小観光ホテル・旅館の高度化戦略」「地域活性化における中小企業・地域コミュニティの役割と課題」などを発行しています。



上記のほか刊行物には、以下のようなものがあります。

- 中小企業動向トピックス（随時）
- 経営情報（随時）

適切な業務運営の仕組み (ガバナンス)

外部有識者の意見を反映	55
評議員会／政策評価	
内部管理体制	57
リスク管理体制	
信用リスク管理・信用保険引受リスク管理／	
市場関連リスク管理／流動性リスク管理／	
事務リスク管理／システムリスク管理	
法令遵守の態勢／内部監査態勢／個人情報保護	
情報の公開	65
情報公開／情報発信ツール	

外部有識者の意見を反映

外部有識者の意見を業務運営に反映しています。

評議員会

中小公庫では、中小企業金融公庫法第16条の2に基づき、平成16年7月、「評議員会」を設置しました。

評議員会は、外部有識者である評議員の方々に中小公庫の業務の運営に関する重要事項を審議いた

き、業務の運営に反映させていくことを目的としています。

なお、透明性向上の観点から、審議内容はホームページで公表しています。

評議員会の概要

定員：10人以内

任命：中小企業又は金融に関し学識経験のある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、総裁が任命

任期：2年（再任可能）

評議員名簿（五十音順、敬称略）

（会長）平澤 貞昭	株式会社横浜銀行取締役会長
井上 裕之	東京商工会議所副会頭
佐伯 昭雄	全国中小企業団体中央会会長
下島 敏男	ストラパック株式会社代表取締役社長
寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長
南學 政明	東京工業品取引所理事長
森 一夫	株式会社日本経済新聞社特別編集委員兼論説委員
横山 洋吉	社団法人全国信用保証協会連合会会長
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

開催実施（平成18年度）

第8回（平成18年4月26日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
新体制移行に向けた平成18年度の業務強化策について
政策金融の改革と新体制への移行について

第9回（平成18年7月21日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
信用補完制度の改革への取組みについて
平成17年度行政コスト計算財務書類について
政策金融の改革と新体制への移行について



第10回（平成18年10月24日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
平成17年度の業務に係る政策評価報告書について
政策金融の改革と新体制への移行について

第11回（平成19年2月14日）

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて
平成19年度予算案と今後の取組みについて
政策金融の改革と新体制への移行について

政策評価

中小公庫では、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）において「政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する」こととされたことを受け、外部委員で構成する「政策評価のあり方等に係る検討委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ、平成14年度から前年度の業務に係る政策評価報告書を作成し、対外公表を行っています。

平成17年度の業務に係る政策評価報告書（平成18年10月公表）では、政策金融改革の議論や中政審のとりまとめ等を踏まえた評価内容とするともに、「融資」「証券化支援」「信用保険」の各業務における平成17年度の特徴的な取組みを明らかにするなど、評価指標の追加・見直しを行うことにより、内容の一層の充実を図っています。

政策評価のあり方等に係る検討委員会

委員（五十音順、敬称略）

根本 忠宣 中央大学商学部教授
宮田矢八郎 産業能率大学経営学部教授
村本 孜 成城大学社会イノベーション学部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構
副理事長



開催実績（平成18年度）

第1回（平成18年6月2日）

議 題：「平成17年度の業務に係る政策評価報告書」の作成方針について

第2回（平成18年9月20日）

議 題：「平成17年度の業務に係る政策評価報告書」（事務局案）について

第3回（平成18年10月6日）

議 題：「平成17年度の業務に係る政策評価報告書」について

（注）・平成17年度の業務に係る政策評価報告書（抜粋）はP144～P147をご覧ください。
・平成17年度の業務に係る政策評価報告書（要約版、全文）は当公庫のホームページに掲載しています。

内部管理体制

政策金融機関として適正な業務運営に努めています。

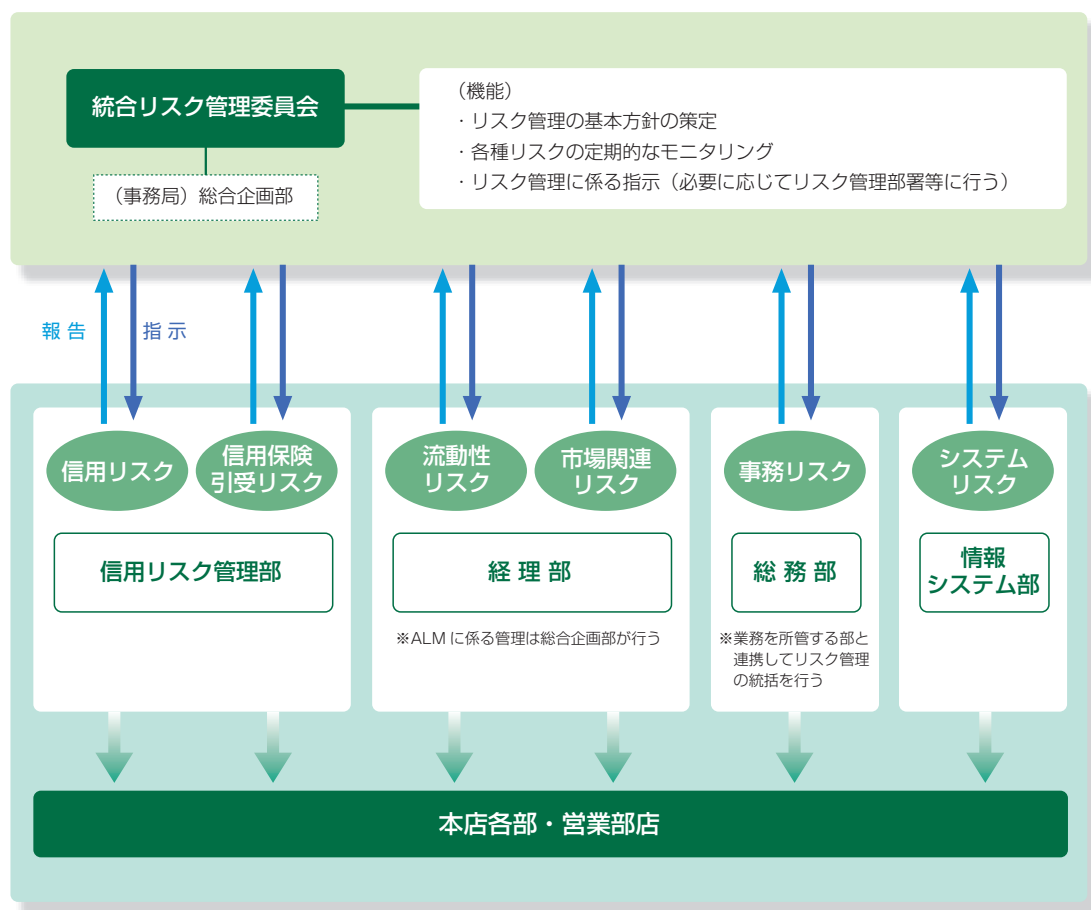
リスク管理体制

中小公庫では、リスクを統合的に管理するとともに、リスク状況の変化に機動的に対応するため、各種リスクを定期的にモニタリングし、リスク管理に係る重要事項を審議・決定する機関として統合リスク管理委員会を設置しています。

また、政策金融機関としての健全性を確保するた

め、「リスク管理の基本方針」を策定し、中小公庫が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部を明らかにするとともに、リスク管理を重視する企業風土を醸成するため、リスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしています。

中小公庫におけるリスク管理体制



リスク管理の基本方針

(目的)

第1条 この方針は、政策金融機関としての健全性を確保するため、当公庫におけるリスク管理に関する基本的事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この方針における「リスク」とは、当公庫の業務に係る損失の危険をいう。

2 当公庫が管理すべきリスクの種類及びその内容並びにその所管部は、別表のとおりとする。

3 この方針における「リスク管理」とは、当公庫の業務に係るリスクの状況を的確に把握し、リスクに対して必要な措置を講じることをいう。

(リスク管理についての全体方針)

第3条 当公庫は、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう努める。

2 当公庫は、健全な業務運営を行うため、業務に係る各リスクを統合的に管理することとし、そのための体制を整備する。

3 当公庫は、リスク管理手法についての調査・研究を行い、金融業務の多様化、複雑化に対応した適切なリスク管理態勢の整備に努める。

4 役職員は、当公庫の業務に係るリスクを認識し、かつ、リスクの顕在化が当公庫の資産を著しく毀損させる等当公庫に多大なる損失を与えることを十分に認識したうえで、適切な業務遂行に努めなければならない。

5 各リスクの所管部は、所管するリスクの的確な把握に努め、市場環境の急変等によりリスク状況が大きく変化した場合には、直ちに統合リスク管理委員会に対し報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

別 表

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の所管部
信用リスク	信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当公庫が損失を被るリスク	信用リスク管理部
信用保険引受リスク	保険事故の発生率及び回収率等が保険料設定時の予測に反して変動する事により、当公庫が損失を被るリスク	
市場関連リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し当公庫が損失を被るリスク	経理部 (ALMに係る管理は 総合企画部)
流動性リスク	当公庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により当公庫が損失を被るリスク また、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当公庫が損失を被るリスク	
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当公庫が損失を被るリスク	総務部 (業務を所管する部と連携して リスク管理の統括を行う)
システムリスク	情報システム等の不備等に伴い当公庫が損失を被るリスク、並びに電磁情報及び情報システム等が不正に利用されることにより当公庫が損失を被るリスク	情報システム部

(平成16年9月8日策定)

1 融資業務における信用リスク管理

(1) 融資審査の特色

中小公庫は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っています。

中小公庫では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しています。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しています。

ベンチャー企業など新規性のある事業分野に対する融資などにあたっては、中小公庫が持つ業界動向や技術評価などのノウハウに加え、外部の専門家、学識経験者などによる「成長新事業育成審査会」を活用し、当該事業の新規性・成長性についての認定を行っています。

なお、審査基準は貸付制度や経済・金融情勢にかかわらず、常に一定の水準が維持されています。

(2) 融資後のモニタリング及び経営改善支援

融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めています。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しています。

また、ご融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めています。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しています。

(3) 信用格付

中小公庫では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続きに活用しています。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を実施すべく、態勢を整備しました。また、平成17年度から与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでいます。

なお、平成15年度から有限責任中間法人CRD^(注)協会に参加し、そのデータベースの活用を図っています。

(注) Credit Risk Databaseの略です。

(4) 自己査定

中小公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融機関として一層の健全性及び透明性の確保を図るため、平成13年度から金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準を策定し、自己査定を実施しています。

なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行うべく、態勢を整備しました。

債務者区分、資産分類とともに営業部店が一次査定を実施し、営業推進部門とは分離された審査部において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しています。

自己査定結果を踏まえた貸倒引当金は、行政コスト計算財務書類に反映されています。

2 証券化支援業務における信用リスク管理

中小公庫では、平成16年7月から新たに取り組んでいる証券化支援業務についても、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRDなどのスコアリングモデルを活用して審査を行っています。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把

握し、信用リスクに応じた適切なリターンや保証料率の設定を行っています。

買取後または保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握します。また、金融機関として健全性及び透明性の確保を図るために、自己査定を実施しています。

3 信用保険業務における信用保険引受リスク管理

中小公庫では、長年蓄積してきた信用保険引受に関するデータを活用し、保険数理に基づく信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、このモデ

ルを用いた計量結果の検証・分析などを行い、信用保険引受リスクの的確な把握を進めています。

4 体制

中小公庫では、自己査定、信用格付などの信用リスク管理を担うセクションとして、平成14年4月、審査部に信用リスク管理課を創設しました。また、平成16年7月に融資・証券化支援、信用保険の3業務体制となったことに伴い、信用リスク管理課と保険リスク管理課からなる信用リスク管理部を創設し、信用

リスク管理部門の独立性の強化を図っています。

信用リスク管理部は、営業推進部門とは分離されており、相互牽制機能を果たしています。

中小公庫では、こうした体制の整備により、政策金融機関としてより一層の健全性の確保と透明性の向上を図っています。

市場関連リスク管理

1 金利リスク管理

中小公庫の業務は、国内円金利貸付業務（社債取得を含む）などに限定されることから、有価証券の価格や為替の変動には直接の影響を受けませんが、円金利の変動には影響を受けます。そのため、金利リスクを正確に把握し、適切な資金調達を行っていくことを方針としています。キャッシュフローギャップやデュレーションを活用して、金利リスクの状況を正確に分析・把握するとともに、借入と債券発行を組

み合わせてALM上バランスのとれた資金調達を目指しています。

	デュレーション（年）		
	資産	負債	GAP
平成 18 年度末	3.11	2.77	0.34

2 価格変動リスク管理

余裕金の運用は、法令によって限定的に認められている国債、地方債又は政府保証債の保有、財政融資資金への預託、銀行預金を組み合わせ、安全かつ効率的な運用となるように努めています。

なお、平成18年度末の保有有価証券は、ベンチャー支援目的の資金供給としての社債（新株予約権付）等、すべて満期保有目的であり、時価情報開示対象となる有価証券の保有はありません。

3 為替リスク管理

外貨建て債券発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより債券発行時にフルヘッジすることを方針としています。スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、取引相手先ごとのスワッ

プ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っています。

金融派生商品（デリバティブ）取引について

中小公庫では、金融派生商品取引について、融資業務における外貨建て債券発行に伴う為替リスクをヘッジする目的に限定して通貨スワップを利用しています。

平成18年度末現在の金融派生商品取引にかかる信用リスク相当額は右表のとおりです。

（単位：億円）

	契約額（想定元本総額）	信用リスク相当額
金利スワップ	—	—
通貨スワップ	970	275
先物外国為替予約	—	—
その他金融派生商品取引	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果	—	—
合計	970	275

（注）信用リスク相当額は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に準じて算出しております。

流動性リスク管理

1 融資業務における流動性リスク管理

①各年度ごとのキャッシュフローギャップが過大にならないよう管理していること、並びに、②財政融資資金借入及び政府保証債による安定的手段を資金調達の柱としていることから、流動性リスクは限定的と考えています。

年度途中における資金繰り調節の手段として、民

間金融機関からの短期借入を適宜行っています。

中小公庫では、流動性リスクが限定的であること及び資金効率向上の観点から、流動性準備としての余裕金は、円滑な業務運営に支障のない範囲で極力圧縮する運営を行っています。

2 証券化支援業務における流動性リスク管理

①流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び②国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えています。

年度途中における資金繰り調節の手段として、民間金融機関からの短期借入を適宜行っています。

3 信用保険業務における流動性リスク管理

①国からの十分な支援が見込まれること、及び②資金繰りについては自己資金での対応が可能である

ことから、流動性リスクは限定的と考えています。

事務リスク管理

中小公庫では、マニュアルの整備、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の充実、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めて

います。

また、事務リスクを総括的に把握し、管理するために、総務部内に専任担当チームを置いています。

システムリスク管理

中小公庫では、システムリスクに対して種々の対策を講じてシステムの安全稼働と情報資産の保護に万全を期しています。

セキュリティポリシーとして安全対策方針、安全対策基準などの規定を定めて遵守すべき事項を明確にし、すべてのセクションに配置されたシステムリスク管理者が、運用状況を厳しく監視しています。

また、リスクを把握し、システム上のセキュリティ対策を徹底・強化することにより、リスクの極小化を図っています。

さらに、大規模災害などに備えたバックアップセンターを整備し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上に努めています。

法令遵守の態勢

中小公庫では、中小企業金融公庫法に基づき監事が業務を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、主務省及び金融庁による検査も受けています。毎年度の決算は国会に提出され承認を受けています。

1 コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンスに関する事項の審議機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。

2 コンプライアンスに関する統括部署

総務部は、コンプライアンスに関する事項を統括する部署として、コンプライアンスに関する基本的事項の企画などを所管し、かつ、関係部と連携しながら、組織内のコンプライアンス体制の構築に取り組んでいます。

また、政策金融機関としての社会的責任と公共的使命を踏まえ、法令等の遵守（コンプライアンス）を重要な課題と捉えて、その徹底を図っていくべく、次のような組織的な取り組みを行っています。

3 コンプライアンスの周知徹底

中小公庫の役職員が理解すべき、コンプライアンスに関する基本方針、行動規範及び遵守すべき具体的法令等の内容を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配布しています。さらに、集合研修や部門研修等によりコンプライアンスの周知徹底に努めています。

内部監査態勢

中小公庫では、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するよう、業務運営全般における内部管理態勢を客観的に評価する部署として、管理部門及び業務部門から独立した監査部を設置しています。

監査部では、営業部店、保険現業部や本店各部に対する内部監査を実施し、法令遵守及びリスク管理などの内部管理態勢の適切性、有効性を検証しています。営業部店及び保険現業部に対しては、単なる事務処理の点検にとどまらず管理態勢の問題点の発見・指摘を行うとともに、必要に応じ本店関係部に対しても対応策検討を提言しています。また、本店各部に対しては、リスク管理上の重要項目や個別の業務内容に着目して内部監査テーマを選定し、管理

態勢に関する問題点の指摘やその改善に向けた提言を行っています。

内部監査の年度計画については、内部監査の基本方針、対象、監査テーマ・重点項目などについて、役員会での審議を経て総裁が決定しています。また、内部監査の結果については総裁に報告するとともに、主要な改善提言やその対応策・方針についても役員会に報告しています。

このように、内部監査が適切かつ効果的に実施されるよう内部監査態勢を整備してきており、政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持を図っています。

個人情報保護

中小公庫は、政策金融機関として、信頼確保の重要性を深く認識しており、保有する個人情報を適切に管理し、その保護に努めることは重要な責務であると考えています。

中小公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制の

もと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を策定し、公表しています。

中小公庫は、政策金融機関としての業務及び事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、保有する個人情報の保護に努めていきます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は、国の中小企業政策にのっとり業務を実施する政策金融機関として、皆様からの信頼確保の重要性を深く認識しています。こうした認識に基づき、皆様の個人情報を適正に管理し、その保護に努めることは、当公庫にとって重要な責務であると考えています。

当公庫では、皆様の個人情報について次のように管理し、皆様の個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報の取得について

当公庫は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号、以下「法」といいます。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日付け総務省行政管理局長通知）等の関係法令を遵守し、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

2. 保有個人情報の利用について

当公庫は、業務遂行上必要となる個人情報を取得しますが、これらの個人情報は業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

なお、当公庫が皆様から直接書面で個人情報を取得する際は、あらかじめその利用目的を明示いたします（利用目的は、別添1のとおりです。）。

また、当公庫は、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、保有個人情報の取扱いを委託することがありますが、この場合、当公庫は、これらの業務委託先との間で取扱いに関する契約の締結をはじめ、必要かつ適切な監督を行います。

3. 保有個人情報の第三者提供について

当公庫は、あらかじめ同意をいただいている場合及び法令で認められている場合を除き、保有個人情報を第三者に提供いたしません。

4. 保有個人情報の管理について

(1) 当公庫は、保有個人情報の正確性の確保に努めます。また、当公庫は、保有個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

(2) 当公庫は、役職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

(3) 当公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

5. 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について

当公庫は、皆様が御自身の保有個人情報について、開示、訂正又は利用停止を求めてこられた場合には、法の規定に基づき、適切に対応します（具体的な手続きは、別添2のとおりです。）。

6. お問い合わせ又は苦情への対応について

当公庫は、皆様の個人情報保護に関するお問い合わせ又は苦情等のお申出があった場合は、適切かつ迅速に対応するよう努めます。

（別添1、2は略）

情報の公開

政策金融機関としての説明責任を果たすため、積極的な情報公開に努めています。

情報公開

中小公庫は、政策金融機関として業務運営や財務の内容についての透明性を確保し、国民の皆様への説明責任を果たすため、広く情報を公開することが求められています。

中小公庫では、平成14年度に施行された「独立行

政法人等の保有する情報の公開に関する法律」なども踏まえ、積極的に情報公開への対応を図り、公庫の業務や取組みに対し、国民の皆様からの理解と支持を得られるように努めています。

情報公開資料（主なもの）

資料の種類	公表場所・方法	公表時期（予定）
財務諸表 （貸借対照表、損益計算書、財産目録）	・官報にて公告 ・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・各店舗に備え付け	7～8月
附属明細書	・各店舗に備え付け	
決算報告書	・各店舗に備え付け	
監事の意見書 （財務諸表及び決算報告書にかかるもの）	・各店舗に備え付け	
業務報告書 （業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載）	・国会に提出 ・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・地方公共団体、経済団体、研究機関などに配布 ・各店舗に備え付け	
行政コスト計算財務書類	・各店舗に備え付け	10～11月
政策評価報告書	・各店舗に備え付け	
ディスクロージャー誌（本誌）	・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・各店舗に備え付け（ご希望の方に配布しています）	8～9月
Annual Report	・投資家の方などに配布	9～10月
ホームページ	・インターネット上に開設	随時内容を更新
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「同法施行令」に定められた情報提供資料	・各店舗に備え付け	7～8月

（注）財務諸表、行政コスト計算財務書類（概要）及び政策評価報告書（概要）は、本誌にも掲載しています。

・財務諸表、行政コスト計算財務書類、政策評価報告書、本誌、Annual Report 及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「同法施行令」に定められた情報提供資料は、ホームページにも掲載しています。

・承継前の信用保険業務（旧中小企業総合事業信用保険部門）の財務諸表、附属明細書、決算報告書、監事の意見書、業務報告書、行政コスト計算財務書類は、各店舗に備えています。財務諸表及び行政コスト計算財務書類（概要）は、本誌及びホームページにも掲載しています。

情報発信ツール

ホームページ (<http://www.jasme.go.jp/>)

インターネット上で、融資制度やコンサルティングサービス、各種定例調査結果や調査レポート、公庫の概要、IR情報など中小公庫に関する様々な情報をご覧いただけます。本誌も、PDFファイルで掲載しています。



中小公庫 HP メール配信サービス

ご希望の方に、各種調査の発表予定やホームページへの掲載状況をEメールでお知らせするサービスを実施しています。

※ホームページ上で、メールアドレスなどを登録してください。

業務のご案内

融資業務 67

資金の特徴／対象業種と対象規模／
ご利用手続きの概要／特別貸付／一般貸付／
5年経過ごと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度／
担保特例制度、保証人特例制度／
貸付債権・社債の証券化（自己型）

証券化支援業務 73

証券化支援業務の特徴／買取型（キャッシュ方式）／
買取型（シンセティック方式）／保証型

信用保険業務 75

信用保険業務の特徴／中小企業信用保険／
信用保証協会に対する貸付／
破綻金融機関等関連特別保険等業務／
機械保険経過業務

融資業務

高度化する時代の要請に“多様な融資”で対応しています。

資金の特徴

- ◇最長20年の長期でご利用いただけます。
- ◇固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- ◇国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- ◇ベンチャー支援を目的に、一定の要件の下で、新株予約権の取得による資金供給を行っています。
- ◇一定の要件の下で、証券化を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金供給を行っています。
- ◇直接貸付において、一定の要件の下で、大部分の特別貸付で無担保特例、または担保不足特例をご利用いただけます。
- ◇すべての直接貸付において、一定の要件の下で、経営責任者のかたの個人保証を不要とする特例をご利用いただけます。また、平成19年4月から、直接貸付のうち新企業育成貸付において、一定の要件の下で、経営責任者のかたの保証債務の発生が猶予される特例をご利用いただけるようになりました。

対象業種と対象規模

中小公庫をご利用いただけるかたは、以下のとおりです（※の業種を除く）。

対象業種	対象規模 ^{（注1）}
製造業 ^{（注2）} 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業 ^{（注3）}	資本金5千万円以下または従業員100人以下

（注1）資本金または従業員のいずれか（個人事業者のかたは従業員）が該当すれば、ご利用いただけます。

（注2）製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下です。

（注3）サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下です。

※次の業種のかたは中小公庫の融資などの対象にはなりません（詳しくは窓口でご確認ください）。

- 農業
- 林業
- 漁業
- 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
- 不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業
- 医療・福祉（保健衛生を除く）
- 非営利団体
- 一部の風俗営業
- 公序良俗に反するもの
- 投機的なもの など

ご利用手続きの概要

中小公庫の融資などには、公庫の営業部に直接お申込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申込みいただく「代理貸付」があります。

■ 直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など一切の手続きを全国61の中小公庫の営業部店で取り扱います。

経営課題解決のためのコンサルティングも行っています。

お申込みの方法と手順（直接貸付）

ご相談

中小公庫本・支店の窓口で直接ご相談ください。

「会社案内」、「決算書」などのお手持ちの資料をご持参いただければ、より具体的なお相談が可能となります。

お申込み

ご融資の検討に必要な資料のご提出をお願いします。

願うする主な資料は次のとおりです。

- | | | |
|------------------|---------------|----------------------------|
| ・会社案内、製品パンフレット | ・納税証明書 | ・設備資金の場合は、見積書など計画の概要がわかる資料 |
| ・法人の登記事項証明書 | ・最近の試算表、資金繰り表 | |
| ・最近3期分の決算書、税務申告書 | | ・登記事項証明書など担保の内容がわかる資料 |

（注）必要に応じ、補足資料をお願いします。

審査

ご融資の検討を行います。

事業や計画の内容の理解を深めるため、お客様の本社や工場などに中小公庫職員がお伺いします。

ご融資

ご融資が決定しましたら、貸付契約を締結し、抵当権設定などの手続きが完了した後、ご送金します。

ご返済

お客様の取引金融機関口座から、自動振替でご返済いただきます。

設備資金の場合は、工事業者などへのお支払いを確認させていただくとともに、現地確認等を行います。

■ 代理貸付

中小公庫の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その

本・支店を通じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約などの手続きは代理店が行います。

（注）代理店数は、519代理店（平成19年3月31日現在）です。

特別貸付

中小公庫は、国の政策を金融面から円滑に実現する観点から設けられた特別貸付を積極的に推進しています。

中小公庫では、経済や社会環境の推移によるニーズの変化などに応えるため、随時、特別貸付の創設、改廃などの見直しを実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業の皆様のため、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」、一旦事業に失敗した起業家の再チャレンジを支援する「再チャレンジ支援融資（再挑

戦支援資金）」、経営革新、新連携及び地域資源の活用への取組みを支援する「新事業活動促進資金」、ものづくり基盤技術の高度化等への取組みを支援する「企業活力強化資金」などを創設しています。

また、中小企業の皆様のセーフティネットとしての役割を果たすため「セーフティネット貸付」を創設しているほか、事業再生に取り組む中小企業の皆様に支援する「企業再生貸付」を創設するなど、中小企業の皆様が経済・金融環境の急激な変化に円滑に対応できるよう、特別貸付に積極的に取り組んでいます。

■ 主な制度

新企業育成貸付

資金名	ご利用いただけるかた（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間（最長）
新事業育成資金（注）	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内のかた	6億円	（設備）15年 （運転）7年
再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）	廃業歴等を有する法人等であって新たに事業を開始するかた又は開業後5年以内のかた	7億2千万円	〈固定金利型〉 （設備）15年 （運転）7年 〈成功払い型〉 5年
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認、「異分野連携新事業分野開拓計画」又は「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けたかたなど	7億2千万円	（設備）20年 （運転）7年

（注）直接貸付のみの取扱いとなります。

企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただけるかた（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間（最長）
企業活力強化資金	卸売業、小売業、サービス業、倉庫業、道路貨物運送業等で特定の設備投資を行うかた及びものづくり基盤技術の高度化を図るかたなど	7億2千万円	（設備）20年 （運転）7年
IT活用促進資金	IT（情報技術）の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行うかた	7億2千万円	（設備）15年 （運転）7年
海外展開資金	特定の業種に属し、海外で事業を開始し、または拡大するかた	別枠 2億5千万円	（設備）15年
地域雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うかた	7億2千万円	（設備）15年 （運転）7年

環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただけるかた（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間
環境・エネルギー対策資金	省エネルギー設備、特定の産業公害防止施設等を設置するかたなど	7億2千万円	（設備）15年 （運転）7年

セーフティネット貸付

資金名	ご利用いただけるかた（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間（最長）
経営環境変化対応資金 ^(注)	一時的に売上高が減少、利益が悪化しているかたなど	一般貸付と併せて 4億8千万円	（運転） 7年
金融環境変化対応資金 ^(注)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化しているかた	別枠 2億円	（運転） 7年
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしているかた	別枠 1億5千万円	（設備）15年 （運転） 7年

（注）直接貸付のみの取扱いとなります。

企業再生貸付

資金名	ご利用いただけるかた（概要）	直接貸付の融資限度額	融資期間（最長）
事業再生支援資金 ^(注)	民事再生法の再生手続開始の申立てを行って認可決定前のかた	7億2千万円	1年
	民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けたかたなど		（設備）10年 （運転） 5年
企業再建・事業承継支援資金 ^(注)	倒産した企業等から事業を承継するかたなど	7億2千万円	（設備）15年 （運転） 7年
	企業再建計画に従って企業の再建を図るかた		（設備）20年 （運転）10年

（注）直接貸付のみの取扱いとなります。

◇上記のほか、次の特別貸付制度があります。

- ・新企業育成貸付（女性、若者／シニア起業家支援資金）
- ・企業活力強化貸付（地域活性化資金）
- ・環境・エネルギー対策貸付（社会環境対応施設整備資金）
- ・災害復旧貸付

◇返済方法については一般貸付^(注1)と同様の取扱いとなります。

◇担保については、直接貸付において、一定の要件の下で、大部分の特別貸付で無担保特例及び担保徴求を一部免除する担保不足特例をご利用いただけます。^(注2)

◇保証人については、一定の要件の下で、経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する特例をご利用いただけます。^(注2)

◇複数の制度を併用される場合の融資限度額は、原則として1企業あたり12億円となります。

◇代理貸付における特別貸付限度額は、一部を除いて一般貸付のほかに1億2千万円です。

（注1）一般貸付については、P71をご覧ください。

（注2）担保特例及び保証人特例については、P72をご覧ください。

具体的な適用要件や特別利率等、詳細は営業窓口にお問い合わせください。

一般貸付

一般貸付は、中小企業の皆様の様々な事業のための資金需要に幅広く応える制度です。

生産能力アップや合理化等のための設備投資に

対応する「設備資金」と「長期運転資金」を対象とし、事業に必要な資金を固定金利で提供しています。

	直接貸付	代理貸付
資金使途	設備資金・長期運転資金	同 左
融資限度額	4億8千万円（うち運転2億4千万円） ^{（注1）}	設備・運転あわせて1億2千万円
融資利率	基準利率	同 左
融資期間 ^{（注2）} （うち据置期間）	設備：原則10年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（1年以内）	設備：原則7年以内（原則1年以内） 運転：原則5年以内（6ヵ月以内）
返済方法	据置後、原則として元金均等割賦返済	同 左
担保	●ご融資額相当の担保が必要です。 ●担保の種類、順位はご相談のうえ決めさせていただきます。	代理店の窓口でご相談ください。 ◆ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です。
保証人	●法人：社長など経営責任者のかた ●個人事業者：経営に協力しているかたなど ※一定の要件を満たす場合に、経営責任者のかたの個人保証を免除する特例があります。	

（注1）不動産賃貸業（特定のものの）、水運業、倉庫業、旅館業（特定のものの）、簡易ガス事業のかた及び一定の要件を満たす工場移転資金・土地高度化利用資金・立体駐車場整備資金については融資限度額が7億2千万円となります。

（注2）特に必要な場合、設備資金は15年、運転資金は7年までの融資期間でご利用いただけます。また、直接貸付において、不動産賃貸業（特定のものの）、水運業、倉庫業、ガス業、旅館業（店舗の新設）のかたについては、最長20年まで〔旅館業（店舗の新設以外）のかたについては、最長18年まで〕の融資期間でご利用いただけます。

5年経過ごと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度

◆ 5年経過ごと金利見直し制度

最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。当制度は特別貸付、一般貸付いずれにおいてもご利用いただけます。

◆ 期限前弁済手数料制度

期限前にお客様の都合で借入金の全部または一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただきます。当制度は特別貸付、一般貸付いずれにおいても適用されます。

（注）中小公庫の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の返済はできません。

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資に取り組んでいます。

担保特例制度、保証人特例制度

■ 担保特例

中小公庫では、平成17年度から、大部分の特別貸付において「無担保特例」を導入しました。

また、ほとんどの特別貸付で貸付額の75%を限

度に担保徴求を免除する特例をご利用いただけるよう、「担保不足特例」を拡充しています。

	無担保特例	担保不足特例
ご利用いただけるかた	直接貸付において、特別貸付（一部を除く。）を利用されるかたで、財務状況等からみて信用リスクが比較的小さいと認められるかた（本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。）	直接貸付において、特別貸付（一部を除く。）を利用されるかた（本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。）
特 例 の 内 容	（利用限度）1社あたり最大8千万円 （利 率）融資期間と信用リスクに応じて、所定の利率が上乘せされます。 （融資期間）最長5年	（利用限度）特別貸付の各制度ごとに、融資金額の75%（最大1億2千万円）まで （利 率）担保不足特例の適用部分について、融資期間と信用リスクに応じて、所定の利率が上乘せされます。 （融資期間）各特別貸付に定められている融資期間
特 記 事 項	◆中小公庫が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただきます。 ◆中小公庫のコンサルティングを受け、適切な事業計画等を提出していただくことがあります。	—

■ 保証人特例

中小公庫では、平成17年度から、すべての直接貸付において、経営責任者のかたの個人保証を不要とする「保証人免除特例」をご利用いただけるよう制度を拡充しています。また、平成19年度から、直接

貸付のうち新企業育成貸付制度において、経営責任者のかたの個人保証を猶予する「保証人猶予特例」を導入しました。

	保証人免除特例	保証人猶予特例
ご利用いただけるかた	直接貸付を利用されるかた（本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。）	直接貸付を利用されるかたで、「新企業育成貸付制度による貸付（社債の取得を含む）」を利用されるかた（本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。）
特 例 の 内 容	（保証人免除）融資にあたり、経営責任者のかたの個人保証が免除されます。 （利 率）保証人免除を受けた融資については、0.3%が上乘せされます。	（保証人猶予）融資にあたり、（定期的な経営状況の報告等一定の特約を遵守することを条件に）経営責任者のかたの個人保証が猶予されます。 （利 率）保証人猶予を受けた融資については、0.1%が上乘せされます。
特 記 事 項	◆中小公庫が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただきます。	◆中小公庫が適切と認める特約を締結していただきます。

貸付債権・社債の証券化（自己型）

中小公庫では、平成16年7月から、CLO（ローン担保証券：貸付債権を裏付けとする資産担保証券）、CBO（債券担保証券：社債を裏付けとする資産担保証券）の発行を前提とした無担保での貸付・社債の

引受けによる資金供給を行っています。

貸付債権・社債の証券化制度による貸付、社債の引受けは、募集型となります。募集期間、融資条件等については、募集案件ごとに定められます。

資 金 使 途	設備資金・長期運転資金
担 保	無担保
融 資 条 件	1社当たり融資金額、融資利率、融資期間、返済方法等は募集案件ごとに定められています。

証券化支援業務

証券化の手法を活用し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

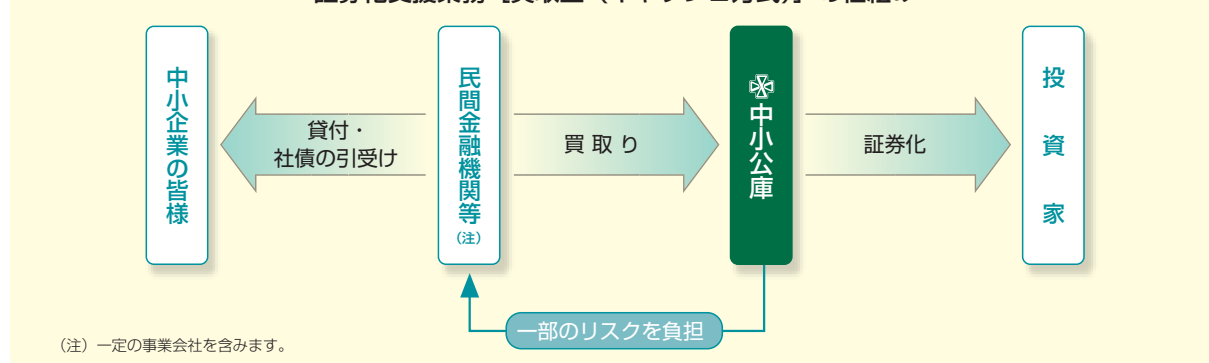
- ◇証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給、中小企業の皆様の資金調達手段の多様化を支援しています。
- ◇中小公庫が信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。
- ◇業務の着実な実施により、証券化市場の育成・発展に貢献しています。

買取型（キャッシュ方式）

買取型（キャッシュ方式）は、証券化を前提とした中小企業の皆様への新規の無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から中小公庫が一括して買い取ることで、分散効果や規模のメリットによるリスクの

低減を図り、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業向け貸付債権等の証券化を促進するものです。

証券化支援業務【買取型（キャッシュ方式）】の仕組み



■ 買取型の特徴・中小公庫の役割

- 1 資金の出し手である民間金融機関等と共同してリスクを負担します。
- 2 貸付債権等の買取審査において信用リスクの標準化機能を果たします。
- 3 中小公庫が証券化の主体を担うことで、証券化に伴う民間金融機関等の事務負担を不要とします。
- 4 上記1から3により、民間金融機関等が参加しやすい仕組みを実現し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を促進します。

買取型（シンセティック方式）

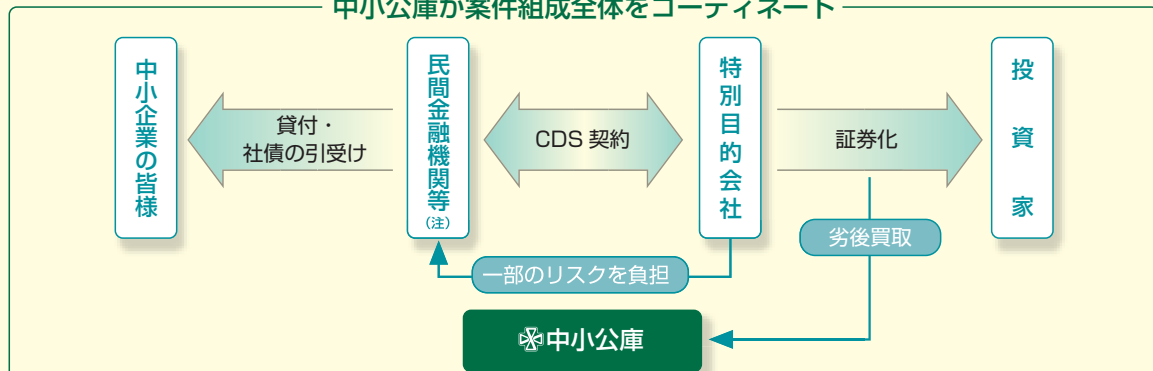
買取型（キャッシュ方式）は、民間金融機関が中小公庫に貸付債権等を譲渡する必要がありますが、貸付債権等を保有したまま信用リスクを移転したいという民間金融機関のニーズが強まってきたことから、中小公庫では、CDS契約^(注)という先進的な金融手法を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転する「買取型（シンセ

ティック方式）」を平成18年度より導入しました。シンセティック方式もキャッシュ方式と同じく、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業向け貸付債権等の証券化を促進するものです。

（注）CDS契約とは、クレジットデフォルトスワップ契約の略。民間金融機関等は、実行した無担保貸付債権等の債権プールの信用リスクに応じたプレミアムを特別目的会社（SPC）に支払う一方、デフォルト金額が一定額（免責）を超過した場合にSPCから損害の補填を受けます。

証券化支援業務【買取型（シンセティック方式）】の仕組み

中小公庫が案件組成全体をコーディネート



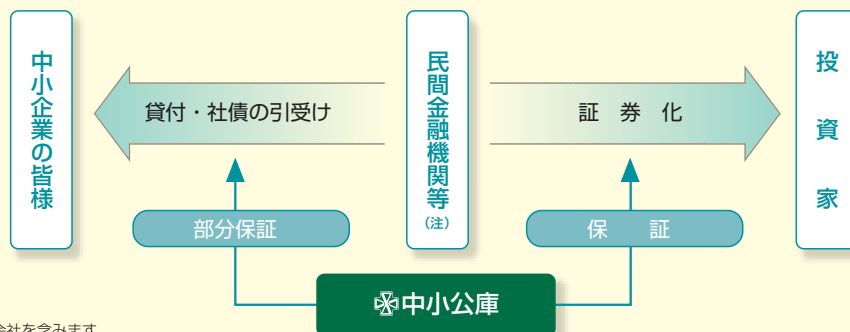
（注）一定の事業会社を含みます。

保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による中小企業の皆様への新規の無担保貸付債権等に対して、中小公庫が部分保証（上限7割）を行うとともに、証券化商品の保証を行うことで、民間金融

機関等のリスクを軽減し、民間金融機関等が自ら行う中小企業向け貸付債権等の証券化を支援・促進するものです。

証券化支援業務（保証型）の仕組み



（注）一定の事業会社を含みます。

保証型の特徴・中小公庫の役割

- 1 全国統一の基準で貸付債権等の保証審査を行います。
- 2 民間金融機関等による無担保貸付債権等に対して部分保証（上限7割）を行います。
- 3 上記1、2により、民間金融機関等の証券化を支援し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を促進します。

信用保険業務

信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業の皆様の資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- ◇政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- ◇経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を図っています。
- ◇急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。

中小企業信用保険

保険の引受け

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、中小公庫は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

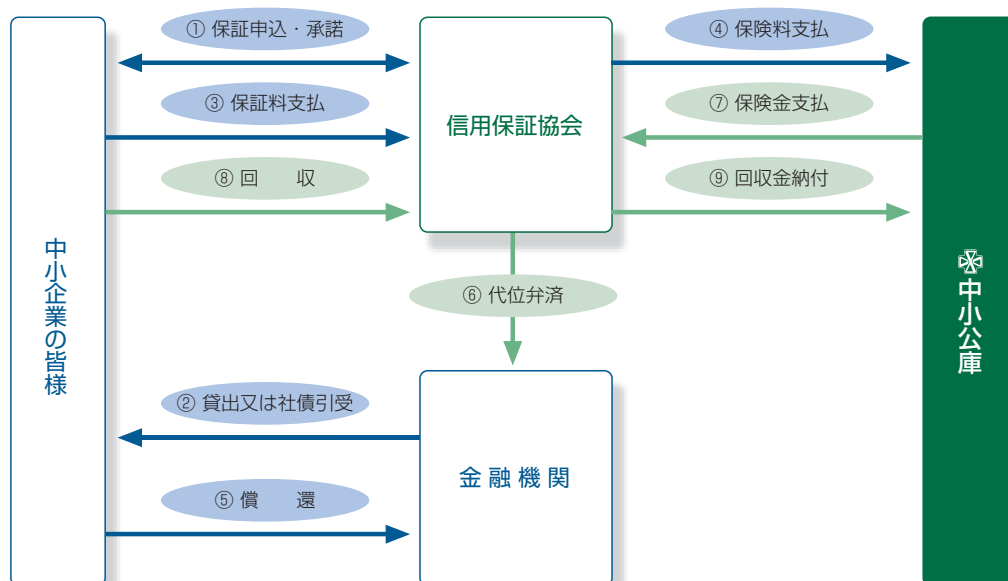
保険金の支払

中小企業の皆様が金融機関に借入金の返済または社債の償還ができなくなったときは、信用保証協会は中小企業の皆様に代わって金融機関に弁済（代位弁済）します。この弁済を保険事故として、中小公庫は信用保証協会に対して保険金（代位弁済額の70%、80%または90%）を支払います。

回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があったときは、受領した保険金の割合に応じた金額を中小公庫に納付します。

信用補完制度の流れ



（注）①～⑤は、保証申込から償還までの流れを示しています。⑥～⑨は、事故が発生した場合における代位弁済以降の流れを示しています。

■ 一般関係保険

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料率(年)
普通保険	中小企業者 ^(注1)	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.15%～ 1.59% ^(注4)
無担保保険	中小企業者	事業資金(無担保)	8,000万円	80%	0.15%～ 1.59% ^(注4)
特別小口保険	小規模企業者 ^(注2)	事業資金(無担保・無保証)	1,250万円	80%	0.40%
売掛金債権担保保険	中小企業者	事業資金(売掛金債権のみ担保)	1億円	80%	0.46%
公害防止保険	中小企業者	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.87%
エネルギー対策保険	中小企業者	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
海外投資関係保険	中小企業者	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
新事業開拓保険	中小企業者	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.87%
特定社債保険	中小企業者 ^(注3)	事業資金	4億5,000万円	80%	0.15%～ 1.59% ^(注4)

(注1) 資本金3億円(小売業・サービス業・5,000万円、卸売業1億円)以下の会社、従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社及び個人、中小企業協同組合等であって特定事業を行うものをいいます(特別小口保険・特定社債保険を除く)。

(注2) 従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人、事業協同小組合であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。

(注3) 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下または従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令で定める要件を備えているものをいいます。

(注4) 中小企業の皆様の財務内容その他の経営状況に応じた9区分の料率となっています。

■ 特例措置

特例措置とは、特定の政策目的を推進するために設けられているもので、一般の保険に比べ保険条件が優遇されています。

平成19年7月1日現在、28種類の特例措置が設

けられており、これらの特例措置をタイムリーに実施することにより、中小企業の皆様の緊急の資金調達を支援しています。

- | | | |
|--------------------|-------------------|----------------|
| ● 災害関係 | ● 中心市街地商業等活性化関連 | ● 経営資源活用関連 |
| ● 経営安定関連 | ● 中心市街地商業等活性化支援関連 | ● 特定中小企業再生支援関連 |
| ● 労働力確保関連 | ● 創業等関連 | ● 周辺地域整備関連 |
| ● 中小小売商業関連 | ● 経営革新関連 | ● 下請振興関連 |
| ● 商店街整備等支援関連 | ● 異分野連携新事業分野開拓関連 | ● 流通業務総合効率化関連 |
| ● 伝統的工芸品支援関連 | ● 経営基盤強化関連 | ● 特定研究開発等関連 |
| ● 地域伝統芸能等関連 | ● 特定新技術事業活動関連 | ● 地域産業集積関連 |
| ● 特定事業活動等関連 | ● 地域新事業創出関連 | ● 地域産業資源活用事業関連 |
| ● エネルギー使用合理化事業活動関連 | ● 経営資源再活用関連 | |
| ● 小規模事業者支援関連 | ● 創業関連 | |

(注) 新事業創出促進法は、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」(平成17年法律第30号)により廃止されましたが、地域新事業創出関連保証に係る特例については平成23年3月31日までの間、なお効力を有します。

信用保証協会に対する貸付

中小公庫は、信用保証協会に対する貸付を行っており、信用保証協会が中小公庫からの借入金を地方公共団体からの借入金などとともに金融機関に預託することにより、金融機関による中小企業の皆様に対する信用保証付き貸出の促進などが図られています。

区 分	貸付期間	貸付利率	償還方法	備考
長期資金貸付	普通長期資金貸付 2年以内 ただし、中小公庫が必要と認めるときは、2年を超え3年以内	預入期間2年の預入金額3百万円未満の定期預金の利率と預入金額3百万円以上1千万円未満の定期預金の利率との平均利率の2分の1に相当する利率	期限一括弁済	信用保証協会の保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金
	特別長期資金貸付 1年以内 ただし、中小公庫が必要と認めるときは、1年を超え2年以内	預入期間1年の預入金額3百万円未満の定期預金の利率と預入金額3百万円以上1千万円未満の定期預金の利率との平均利率の2分の1に相当する利率(通常貸付利率)ただし、回収促進を目的とする貸付のうち特別貸付利率を適用するものについては、通常貸付利率から、0.25%低減した利率	期限一括弁済	
短期資金貸付	3ヵ月以内	通常貸付利率の80%又は年2%のいずれか低い利率	期限一括弁済	信用保証協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金

(注) 定期預金の利率とは、日本銀行が公表している、当該貸付日を含む1週間の平均年利率をいいます。

破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆様の金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証(中堅企業特別保証)についての保険を行うものです(平成10年12月業務開始)。

信用保険の対象とならない中堅企業の皆様に対しても信用保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている中堅企業の皆様の資金調達をバックアップしています。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業

保 険 種 類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料率(年)
破綻金融機関等関連特別保険	中堅事業者 ^(注)	事業資金	5億円	90%	0.40%
破綻金融機関等関連特別無担保保険	中堅事業者	事業資金(無担保)	1億円	90%	0.28%

(注) 資本金が5億円未満の会社(中小企業信用保険の対象となる「中小企業者」)を除く。)のうち、政令で定める事業を行うものであって、破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、都道府県知事の認定を受けたものをいいます。

機械保険経過業務

平成15年4月、機械類信用保険法が廃止されたことに伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受を停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

資料編

総括	79
融資業務	86
証券化支援業務	96
信用保険業務	101
行政コスト計算財務書類	112
参考情報	137
政策評価	144
中小企業金融公庫法	148
株式会社日本政策金融公庫法等の概要	151

計数については、単位未満四捨五入としており、各欄の合計値と表示合計が一致しない場合があります。また、単位に満たない場合は「0」、該当計数のない場合は「－」と表示しています。

平成18年度の経済情勢及び中小企業の動向

平成18年度のわが国経済は、民間設備投資が引き続き国内需要を牽引したことなどから総じて回復の動きが続きましたが、年度末にかけてやや弱い動きもみられるようになりました。

個人消費は、天候不順などの影響で夏場に落ち込みがみられたものの、雇用環境の改善が続いたことなどを背景に年度後半にかけて持ち直し、全体としては底堅く推移しました。民間設備投資は、好調な企業収益等を背景に引き続き増加しました。住宅投資は、貸家・分譲マンション着工を中心に増加基調となったものの、年度末にかけてやや弱い動きがみられました。公共投資は引き続き減少しました。輸出は増加基調が続いたものの、対米輸出の減速等により年度後半になって伸びが鈍化傾向となりました。輸入は、高水準ながら概ね横ばいで推移しました。

金融面では、景気回復の動きが続き、民間金融機関の貸出姿勢が積極化するなかで、民間金融機関の貸出残高は前年比プラスが続きました。

金利は、短期金利は政策金利引上げを反映して上昇し、長期金利は落ち着いた動きとなりました。短期金利は、日本銀行が18年7月にゼロ金利政策を解除し、19年2月にさらに0.25%の利上げを行ったことを受けて、無担保コールレート（オーバーナイト物）は7月以降緩やかに上昇しました。長期金利は、年度当初から7月にかけては新発10年物国債利回りが1.8～1.9%台で推移したものの、米国の長期金利の低下や国内の追加利上げ観測の後退等を背景に8月に1.6%台まで低下し、その後は1.6～1.7%台で概ね安定的に推移しました。

企業倒産件数は企業収益の回復等を背景に低い水準が続きましたが、年度後半はやや増加傾向となりました。

中小企業の景況は緩やかな回復が続いていましたが、年度末にかけて改善の動きにやや一服感がみられました。業種別では、金属製品、一般機械など機械金属関連業種の好調が続いた一方で、電気機械、電子部品・デバイスでは業況感に陰りがみられたほか、窯業・土石、繊維・繊維製品などの内需関連製造業や、卸・小売業、建設業、サービス業では低迷が続きました。地域別にみると、関東、東海、近畿といった大都市圏では堅調に推移したものの、北海道、東北などでは回復が遅れるなど、引き続き地域間で明暗が分かれました。

中小企業の設備投資は引き続き堅調であり、設備投資を実施する企業の割合も高水準で推移しました。業種別にみると、製造業では化学工業、非鉄金属、プラスチック製品、輸送用機械などで好調が続きました。非製造業では、運送業、倉庫業といった物流関連業種や、情報通信業などが堅調に推移しました。地域別では、北海道、東北などでは低水準が続いたものの、関東、東海、近畿の大都市圏を中心に全体としては堅調に推移しました。

金融面では、民間金融機関の各業態とも中小企業に対する貸出姿勢を積極化していることから、金融環境は緩化基調が続きました。こうした中で、中小企業向けの貸出残高は、国内銀行、信用金庫ともに前年を上回る推移となりました。

貸出金利は、短期貸出金利は緩やかに上昇したものの、短期市場金利の動きと比べると小幅なものにとどまりました。長期固定貸出金利は概ね横ばいで推移しました。

業務実績

融資業務

(単位：億円)

科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
貸付額	16,353	12,953	10,289
直接貸付	16,156	12,795	10,208
うち証券化・自己型 ^(注1)	(245) ^(注2)	(199)	(94)
代理貸付	152	120	47
設備貸与・投有貸付	45	38	35
貸付残高	75,000	70,584	64,556
直接貸付	72,502	68,600	62,986
代理貸付	2,219	1,778	1,400
設備貸与・投有貸付	279	206	170

(注1) 証券化・自己型とは、中小公庫法第19条第1項第1号・第2号により、中小公庫自らが貸付けた債権または取得した社債を証券化する業務をいいます。
(注2) 証券化・自己型の平成16年度の実績は、平成16年7月1日（業務開始）から平成17年3月31日までの9ヵ月間の実績です。

証券化支援業務

(単位：億円)

科 目	平成 16 年度 ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
貸付債権元本総額			
買取型	130	276	388
保証型	642	158	112
信託受益権等保有残高、保証債務残高			
買取型（信託受益権等保有残高）	3	16	36
保証型（保証債務残高）	434	423	342

(注) 平成16年度の実績は、平成16年7月1日（業務開始）から平成17年3月31日までの9ヵ月間の実績です。

信用保険業務

(単位：億円)

科 目	平成 16 年度 ^(注1)	平成 17 年度	平成 18 年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	123,106	125,524	134,440
信用保証協会貸付	4,723	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	3	3	—
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	299,975	291,303	295,501
信用保証協会貸付	4,723	4,764	4,630
破綻金融機関等関連特別保険等	36	23	11
機械類信用保険 ^(注2)	38,644	26,824	16,588

(注1) 平成16年度は旧中小企業総合事業団と中小公庫の実績を合算した12ヵ月間の実績です。

(注2) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立したものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

財務諸表

総括貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
貸付金	7,498,430	6,896,499
現金預け金	562,431	495,242
有価証券	36,362	44,900
信託受益権	1,576	2,805
未収収益	8,359	8,019
未収金	1	3
雑勘定	656	561
固定資産	25,214	25,610
繰延勘定	3,084	2,396
求償権	302	1,534
保証債務見返	42,260	34,159
貸倒引当金	△ 6,260	△ 11,770
求償権償却引当金	△ 302	△ 1,534
資産合計	8,172,114	7,498,423
(負債及び資本の部)		
借入金	2,656,010	2,675,970
債券	3,954,929	3,357,129
貸付受入金	40,383	16,613
未払費用	14,898	13,350
雑勘定	31,366	33,746
支払備金	103,473	97,698
責任準備金	248	20
未経過保証料	966	675
未経過保険料	5,839	2,891
保証債務	42,260	34,159
負債合計	6,850,372	6,232,251
融資勘定資本金	464,335	464,335
証券化支援買取業務勘定資本金	941	23,258
証券化支援保証業務勘定資本金	7,500	12,000
信用保険等業務勘定資本金	932,175	860,135
機械保険経過業務勘定資本金	2,421	2,421
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定資本金	71,679	71,679
証券化支援買取業務勘定積立金	—	10
証券化支援買取業務勘定繰越欠損金	△ 18	—
証券化支援買取業務勘定当期利益金	37	63
証券化支援保証業務勘定当期利益金	—	△ 539
信用保険等業務勘定当期利益金	△ 163,540	△ 175,383
機械保険経過業務勘定積立金	3,952	6,152
機械保険経過業務勘定当期利益金	2,201	1,982
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定積立金	—	29
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金	58	29
資本合計	1,321,742	1,266,172
負債・資本合計	8,172,114	7,498,423

(注 1) 平成 17 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金 163,540,129,350 円は、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 163,104,974,434 円と信用保険等業務勘定融資事業に係る損失金 435,154,916 円との合計額です。

なお、証券化支援買取業務勘定当期利益金 37,339,459 円のうち、中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則（平成 12 年大蔵省・通商産業省令第 1 号）第 6 条の規定により、17,653,040 円は繰越欠損金の補てんに充て、9,843,209 円は同勘定の積立金として積み立て、同法第 24 条第 5 項の規定により、9,843,210 円は国庫に納付することとし、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 163,104,974,434 円及び信用保険等業務勘定融資事業に係る損失金 435,154,916 円は、同条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令（昭和 28 年政令第 175 号）第 1 条の 3 第 3 項第 3 号の規定により、中小企業信用保険準備基金及び融資基金をそれぞれ減額して整理することとし、機械保険経過業務勘定当期利益金 2,200,704,508 円は、同法附則第 13 項の規定により、同勘定の積立金として整理することとし、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金 57,813,822 円のうち、28,906,911 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 151 号）第 10 条第 2 項の規定により、同勘定の積立金として積み立て、28,906,911 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

総括損益計算書

(単位：百万円)		
科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	666,459	629,606
貸付金利息	123,034	116,367
信託受益権利息	23	55
保証料	585	573
保険料	152,821	162,299
回収金	207,564	186,464
受託手数料	91	187
一般会計より受入	33,526	44,210
電源開発促進対策特別会計より受入	16	11
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	10	8
預け金利息	262	1,129
有価証券益	762	666
雑収入	2,043	1,514
貸倒引当金戻入	18,185	6,260
求償権償却引当金戻入	—	302
支払備金戻入	117,332	103,473
責任準備金戻入	62	248
未経過保険料戻入	10,142	5,839
経常費用	827,679	803,374
借入金利息	12,467	17,057
債券利息	60,408	46,888
支払雑利息	3	0
保険金	531,599	522,501
業務委託費	871	1,585
事務費	33,803	34,138
債券発行諸費	2,124	1,381
償却費	70,078	65,796
貸倒引当金繰入	6,260	11,770
求償権償却引当金繰入	302	1,534
支払備金繰入	103,473	97,698
責任準備金繰入	248	20
未経過保険料繰入	5,839	2,891
雑損	203	116
経常利益	△ 161,219	△ 173,767
特別利益		
固定資産売却益	89	30
特別損失	114	111
固定資産売却損	51	11
固定資産除却損	63	100
融資勘定当期利益金	0	0
証券化支援買取業務勘定当期利益金	37	63
証券化支援保証業務勘定当期利益金	0	△ 539
信用保険等業務勘定当期利益金	△ 163,540	△ 175,383
機械保険経過業務勘定当期利益金	2,201	1,982
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金	58	29

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金 175,382,916,705 円は、信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 175,874,610,156 円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金 491,693,451 円との差額です。

なお、証券化支援買取業務勘定当期利益金 63,455,657 円のうち、31,727,828 円は中小企業金融公庫法（昭和 28 年法律第 138 号）第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則（平成 12 年大蔵省・通商産業省令第 1 号）第 6 条の規定により、同勘定の積立金として積み立て、31,727,829 円は同法第 24 条第 5 項の規定により、国庫に納付することとし、証券化支援保証業務勘定当期損失金 539,323,244 円は、同条第 3 項の規定により、同勘定の繰越欠損金として整理することとし、信用保険等業務勘定当期損失金 175,382,916,705 円は、同条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令（昭和 28 年政令第 175 号）第 1 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとし、機械保険経過業務勘定当期利益金 1,981,785,945 円は、同法附則第 13 項の規定により、同勘定の積立金として整理することとし、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定当期利益金 28,914,131 円のうち、14,457,065 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 151 号）第 10 条第 2 項の規定により、同勘定の積立金として積み立て、14,457,066 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 9,247,731,064 円

3 引当金等の計上基準

（1）貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令（昭和 26 年政令第 162 号）第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 6 / 1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 1.8 / 1000 です。

（2）求償権償却引当金

求償権の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末求償権残高の 1000 / 1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 1000.0 / 1000 です。

（3）破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成 10 年政令第 404 号）第 4 条において準用する公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末保険価額の残高に係る保険金額の 20 / 1000 の範囲内で計上しています。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

（1）消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

（2）繰延勘定の処理方法

①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12 又は 15 年間）で均等償却しています。

（3）延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高）は、275,039,668,305 円となっています。

財務の状況

主要な経営指標

(単位：億円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益 ^(注1)	2,343	2,219	6,159	6,665	6,296
経常利益	1	0	△ 1,850	△ 1,612	△ 1,738
当期利益	0	0	△ 1,851	△ 1,612	△ 1,738
資本金 ^(注2)	4,472	4,497	15,688	14,791	14,338
純資産額	4,472	4,497	13,862	13,217	12,662
総資産額	76,238	76,793	86,890	81,721	74,984
職員数	1,742人	1,736人	2,120人	2,109人	2,095人

(注1) 「特殊法人等会計処理基準」(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づき会計処理しており、経常収益には、国の一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

(注2) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(参考) 平成 18 年度勘定別当期利益

(単位：億円)

科 目	
融資勘定	0
証券化支援買取業務勘定	1
証券化支援保証業務勘定	△ 5

(単位：億円)

科 目	
信用保険等業務勘定	△ 1,754
機械保険経過業務勘定	20
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定	0

資金計画の実績

(単位：億円、%)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
(支出)					
貸付金 ^(注1)	16,497	16,837	21,056	17,701	15,144
買取債権	—	—	130	271	83
有価証券	—	—	—	—	16
信託受益権	—	—	130	276	177
借入金償還	10,675	9,161	7,749	6,995	6,900
債券償還金	2,952	2,439	5,378	9,623	8,078
保険金	—	—	4,627	5,316	5,225
事業損金等	2,176	2,162	7,790	6,789	6,215
合計 (A)	32,300	30,599	46,860	46,971	41,839
(収入)					
貸付回収金	16,166	15,998	21,959	21,402	20,331
信託受益権回収金	—	—	—	1	3
貸付債権の信託譲渡	—	—	—	—	94
買取債権の信託譲渡	—	—	130	271	83
信託受益権の譲渡	—	—	127	262	162
保険料収入	—	—	1,125	1,528	1,623
回収金	—	—	1,654	2,076	1,865
事業益金等	2,881	2,581	9,762	9,100	8,479
合計 (B)	19,047	18,579	34,757	34,640	32,640
借入金・中小企業債券 ^(注2)	(103.1)	(90.7)	(100.7)	(101.9)	(74.6)
(A) - (B)	13,253	12,020	12,103	12,331	9,199
(借入金・中小企業債券の内訳)					
借入金	7,860	7,190	7,709	9,206	7,100
財政融資資金借入金	7,860	7,190	7,708	9,200	7,100
短期借入金	—	—	1 ^(注3)	6 ^(注4)	—
中小企業債券	5,393	4,830	4,394	3,125	2,099

(注1) 貸付金は、貸付資金及び社債取得資金の払出実績です。

(注2) () 内は、対前年度比です。

(注3) 平成 16 年度における短期借入金は、年度の純借入額を表示しています(借入額 3,312 億円－借入償還額 3,311 億円)。

(注4) 平成 17 年度における短期借入金は、年度の純借入額を表示しています(平成 16 年度末残高 1 億円＋借入額 2,384 億円－借入償還額 2,379 億円)。

資本金^(注1)

(単位：百万円)

年 度	資本金額
昭和 28/8 (創立)	13,000
28	14,226
29	16,726
30	24,160
31～37	24,160
38	24,760
39～40	24,760
41	24,910
42	24,910
43	25,210
44～54	25,210
55	27,210
56	29,210
57	31,210
58～59	31,210
60	33,210
61	37,210
62	41,910
63	56,710

年 度	資本金額
平成 元	68,210
2	87,710
3	95,410
4	114,610
5	155,510
6	168,810
7	222,315
8	227,415
9	232,015
10	277,715
11	371,115
12	410,915
13	436,215
14	447,215
15	449,715
16 ^(注2)	1,568,772
17	1,479,052
18	1,433,829

(注1) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(注2) 平成 16 年 7 月 1 日に旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継しています。

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 (平成 18 年度)

(単位：百万円)

資産の種類	期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高 (取得価額)	減価償却 累計額	うち当期 償却額	差 引 期末残高
土地	9,473	43	5	9,511	—	—	9,511
建物	20,681	1,019	359	21,341	7,588	559	13,753
構築物	1,042	52	11	1,083	560	46	523
機械器具備品	1,803	111	118	1,796	1,099	128	697
敷金	1,049	21	35	1,036	—	—	1,036
固定資産仮払金	52	91	52	91	—	—	91
合計	34,100	1,337	580	34,858	9,248	733	25,610

事務費の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
俸給及諸給与	18,668	18,919
諸支出金	2,949	2,946
旅費	867	856
業務諸費	7,512	7,145
交際費	0	0
債権保全費	291	253
税金	304	313
賠償償還及払戻金	3,211	3,706
合計	33,803	34,138

1 貸付実績

平成 18 年度においては、中小企業の景況は、製造業を中心に総じて改善傾向をたどりました。資金繰り面においても、業績の回復とともに民間金融機関の貸出姿勢の積極化もあって緩和基調が継続しました。

こうしたなか、平成 18 年度の貸付実績は 10,289 億円（前年度 79.4%）、平成 18 年度末貸付残高は 64,556 億円（前年度 91.5%）となりました。貸付の大部分を占める直接貸付については、貸付実績 10,208 億円（前年度 79.8%）、貸付残高 62,986 億円（前年度 91.8%）となりました。

2 資金調達

平成 18 年度における貸付などに必要な資金の総額は 27,316 億円となりました。

この資金については、財投機関債 1,482 億円（発行額）及び貸付回収金 15,567 億円を含む自己資金など 19,617 億円を充て、なお不足する 7,699 億円を財政投融资から調達しました。

3 損益状況

平成 18 年度は、総収益と総費用の額が同額となり、中小企業金融公庫法第 24 条第 1 項に定める利益金は生じなかったため国庫納付は行いませんでした。

これは、総収益から貸倒引当金繰入前の費用を差し引いた差額 118 億円は、財務大臣が定めた貸倒引当金繰入限度額 385 億円（貸付受入金を除いた平成 18 年度末貸付金残高に 1000 分の 6 を乗じて算出した金額）以内であるため、全額を貸倒引当金に繰り入れたことによるものです。

なお、財務大臣の承認を受けて 643 億円の貸付金等償却を行いました。

財務諸表

融資勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
貸付金	7,022,038	6,433,543
公庫貸付金	7,001,418	6,416,514
直接貸付	6,823,589	6,276,479
代理貸付	177,830	140,035
設備貸与機関貸付金	20,620	17,029
現金預け金	73,948	80,177
有価証券		
社債	36,362	22,107
信託受益権	—	798
未収収益	8,302	7,982
未収貸付金利息	8,184	7,876
未収信託受益権利息	—	6
未収受託手数料	—	9
未収有価証券利息	118	91
未収金		
その他未収金	—	6
雑勘定		
仮払金	656	553
固定資産		
業務用固定資産	23,041	23,419
繰延勘定		
債券発行差金	3,084	2,396
貸倒引当金	△ 6,260	△ 11,770
資産合計	7,161,171	6,559,211
(負債及び資本の部)		
借入金		
財政融資資金借入金	2,655,410	2,675,970
債券		
債券発行高	3,954,829	3,355,229
貸付受入金	40,383	16,613
未払費用	14,857	13,319
未払借入金利息	1,703	3,091
未払債券利息	12,899	10,009
未払委託手数料	255	218
雑勘定	31,357	33,745
仮受金	30,906	33,428
前受収益	447	317
未払金	4	—
負債合計	6,696,836	6,094,876
資本金	464,335	464,335
一般会計出資金	378,625	378,625
産業投資出資金	85,710	85,710
資本合計	464,335	464,335
負債・資本合計	7,161,171	6,559,211

融資勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	177,086	168,299
貸付金利息	122,993	116,124
公庫貸付金利息	122,580	115,793
(直接貸付利息)	118,092	112,370
(代理貸付利息)	4,488	3,423
投資育成会社貸付金利息	2	—
設備貸与機関貸付金利息	412	330
信託受益権利息	—	14
受託手数料	—	24
一般会計より受入	33,526	44,210
電源開発促進対策特別会計より受入	16	11
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	10	8
預け金利息	4	63
有価証券益	762	662
有価証券利息	726	592
有価証券益	37	71
雑収入	1,589	922
受入雑利息	26	9
労働保険料被保険者負担金	110	108
償却債権取立益	156	305
雑益	1,298	500
貸倒引当金戻入	18,185	6,260
経常費用	177,042	168,221
借入金利息	12,466	17,055
債券利息	60,408	46,882
支払雑利息	3	0
業務委託費	759	630
委託金融機関等手数料	594	460
調査委託費	165	170
事務費	25,014	24,863
債券発行諸費	2,000	1,204
償却費	69,985	65,699
貸付金償却	68,278	64,194
有価証券償却	120	66
固定資産減価償却費	641	637
債券発行差金償却	946	802
貸倒引当金繰入	6,260	11,770
雑損	147	116
経常利益	44	78
特別利益		
固定資産売却益	66	30
特別損失	110	109
固定資産売却損	51	11
固定資産除却損	59	97
当期利益金	0	0

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 7,824,367,561 円

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の6／1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は1.8／1000です。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

（1）消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

（2）繰延勘定の処理方法

①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12又は15年間）で均等償却しています。

（3）延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、275,039,668,305 円となっています。

財務の状況

主要な経営指標

(単位：億円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益 ^(注1)	2,343	2,219	2,040	1,771	1,683
経常利益	1	0	0	0	1
当期利益	0	0	0	0	0
資本金 ^(注2)	4,472	4,497	4,619	4,643	4,643
純資産額	4,472	4,497	4,619	4,643	4,643
総資産額	76,238	76,793	75,924	71,612	65,592
預け金残高	546	787	741	739	802
貸付金残高 ^(注3)	75,595	75,940	75,000	70,584	64,556
有価証券残高	14	19	265	364	221
自己資本比率（参考）	6.47%	6.45%	6.49%	6.73%	7.23%

(注1) 「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づき会計処理しており、経常収益には、国の一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

(注2) 資本金は、その全額を政府が出資しています。

(注3) 貸付金残高には、社債を含みます。

(参考) 自己資本比率明細表

(単位：億円)

科 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
資本勘定 ^(注1)	4,619	4,643	4,643
貸倒引当金	182	63	118
控除項目	—	—	△8
自己資本計 (A)	4,801	4,706	4,753
資産 (オンバランス) 項目	73,815	69,717	64,533
オフバランス取引項目 ^(注2)	152	197	275
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	—	—	901
リスクアセット等計 (B)	73,967	69,913	65,709
自己資本比率((A) / (B) × 100) ^(注3)	6.49%	6.73%	7.23%

(注1) 資本勘定は、中小企業金融公庫法第24条において、損益計算上利益金が生じた場合は、準備金として積立てることなく、全額国庫納付が義務付けられていることから、資本金をさします。

(注2) 国外中小企業債券の為替リスク回避のため通貨スワップを行っており、貸借対照表上にはこれにより確定した円貨建の額を計上しています。

(注3) 自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。なお、平成16年度及び平成17年度は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しております。また、マーケット・リスクを導入しておりません。

資金運用収支の内訳等

(単位：億円)

	平成 17 年度			平成 18 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	72,391 ^(注1)	1,237 ^(注3)	1.71%	67,459	1,167	1.73%
資金調達勘定	68,198 ^(注2)	736 ^(注4)	1.08%	63,218	645	1.02%
資金運用収支（利回り差）	—	501	(0.63%)	—	522	(0.71%)

(注1) 資金運用勘定（平均残高）＝貸付金平均残高＋社債平均残高－貸付受入金平均残高

(注2) 資金調達勘定（平均残高）＝借入金平均残高＋債券平均残高

(注3) 資金運用勘定（利息）＝貸付金利息＋有価証券利息

(注4) 資金調達勘定（利息）＝借入金利息＋債券利息＋債券発行差金償却－債券前受収益雑益計上分

貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成 17 年度			平成 18 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
貸付金利息 ^(注1)	△ 47	△ 61	△ 108	△ 84	14	△ 70
支払利息 ^(注2)	△ 31	△ 110	△ 141	△ 54	△ 37	△ 91

(注1) 貸付金利息＝貸付金利息＋有価証券利息

(注2) 支払利息＝借入金利息＋債券利息＋債券発行差金償却－債券前受収益雑益計上分

利益率

(単位：%)

	平成 17 年度	平成 18 年度
資本経常利益率 ^(注1)	0.01	0.02
総資産当期純利益率 ^(注2)	—	—
資本当期純利益率 ^(注1)	—	—

(注1) 資本経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／資本勘定（貸倒引当金を含む）平均残高×100

(注2) 総資産当期純利益率＝当期純利益／総資産平均残高×100

事務経費率

(単位：%)

	平成 17 年度	平成 18 年度
事務経費率	0.36	0.38

(注) 事務経費率＝ $\frac{\text{事務費} + \text{業務委託費}}{\text{貸付金平均残高（社債平均残高を含み、貸付受入金平均残高を除く）}} \times 100$

借入金及び債券の明細（平成 18 年度）

（１）借入金明細

（単位：億円）

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
財政融資資金借入金	26,554	7,100	6,894	26,760
短期借入金	—	3,350	3,350	—
合計	26,554	10,450	10,244	26,760

（２）債券明細

（単位：億円）

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府保証債	21,820	600	5,700	16,720
国内債	20,450	600	5,700	15,350
国外債	1,370	—	—	1,370
政府引受債	9,229	—	2,378	6,851
財政融資資金	2,384	—	—	2,384
簡易生命保険資金	6,846	—	2,378	4,468
財投機関債	8,499	1,482	—	9,981
合計	39,548	2,082	8,078	33,552

総貸付金残高^{（注）}

（単位：億円）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
期末残高	75,595	75,940	75,000	70,584	64,556
平均残高	75,243	75,904	75,545	72,774	67,732

（注）総貸付金残高には、社債を含みます。

貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳^{（注１）}

（単位：億円）

残存期間	平成 17 年度			平成 18 年度		
	貸付金残高 ^{（注２）}	うち固定金利	うち変動金利	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利
1 年以下	7,746	7,746	—	7,175	7,175	—
1 年超 3 年以下	10,193	10,193	—	9,959	9,959	—
3 年超 5 年以下	17,128	17,128	—	16,112	16,112	—
5 年超 7 年以下	13,715	13,715	—	11,378	11,378	—
7 年超 10 年以下	9,512	9,512	—	8,635	8,635	—
10 年超	12,290	12,290	—	11,297	11,297	—
合計	70,584	70,584	—	64,556	64,556	—

（注１）本表は、中小公庫貸付金の残存期間別の残高につき集計したものです。

なお、中小公庫では、貸付期間 1 年以上の長期・固定金利貸出のみを行い、貸付期間 1 年未満の短期貸付及び変動金利貸付は取り扱っておりません。

（注２）貸付金残高には、社債を含みます。

貸付金残高の使途別内訳

(単位：億円、%)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
設備資金	34,848 (46.4)	35,774 (47.3)	36,614 (49.0)	36,323 (51.6)	34,567 (53.7)
運転資金	40,278 (53.6)	39,799 (52.7)	38,107 (51.0)	34,054 (48.4)	29,820 (46.3)
合計	75,126 (100.0)	75,573 (100.0)	74,721 (100.0)	70,378 (100.0)	64,386 (100.0)

(注)・総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

・貸付金残高には、社債を含みます。

・（ ）内は構成比です。

貸付金残高の業種別内訳

(単位：億円、%)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
製造業	37,656 (50.1)	37,395 (49.5)	36,798 (49.2)	34,714 (49.3)	31,630 (49.1)
建設業	5,095 (6.8)	4,895 (6.5)	4,652 (6.2)	4,190 (6.0)	3,729 (5.8)
物品販売業	13,051 (17.4)	12,594 (16.7)	12,186 (16.3)	11,227 (15.9)	10,141 (15.8)
運輸・情報通信業	5,766 (7.7)	6,287 (8.3)	6,211 (8.3)	5,853 (8.3)	5,398 (8.4)
サービス業	6,942 (9.2)	7,188 (9.5)	7,443 (10.0)	7,303 (10.4)	6,987 (10.9)
その他	6,616 (8.8)	7,214 (9.5)	7,431 (10.0)	7,091 (10.1)	6,501 (10.1)
合計	75,126 (100.0)	75,573 (100.0)	74,721 (100.0)	70,378 (100.0)	64,386 (100.0)

(注)・総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

・貸付金残高には、社債を含みます。

・（ ）内は構成比です。

・平成 15 年度からは平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類に基づいた分類、平成 14 年度以前は改訂前の日本標準産業分類に基づいた分類としています。

1 店舗当たりの貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度
1 店舗当たり貸付金残高	115,711	105,830

(注) 貸付金残高には、社債を含みます。

保有有価証券の状況

(1) 種類別平均残高

(単位：億円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
有価証券	389	306
うち国債	—	—

(2) 残存期間別残高

(単位：億円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
有価証券（国債）	—	—
うち1年未満	—	—

保有有価証券の取得価額等

(単位：口、億円)

	平成 17 年度	平成 18 年度
短期国債保有	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—
売戻条件付国債売買	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—
合計	—口	—口
額面	—	—
取得価額	—	—
時価相当額	—	—

引当金明細（平成 18 年度）

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額 ^(注)	期末残高
貸倒引当金	6,260	11,770	6,260	11,770

（注）当期減少額は、洗替による取崩額です。

貸付金償却額

（単位：百万円）

	平成 17 年度	平成 18 年度
貸付金償却額	68,278	64,194

有価証券償却額

（単位：百万円）

	平成 17 年度	平成 18 年度
有価証券償却額	120	66

1 証券化支援業務・買取型

平成 18 年度は、388 億円（1,572 社）の貸付債権を裏付資産とした証券化を実施しました。第 1 回は、平成 18 年 9 月の「平成 18 年 9 月 C L O」で、貸付債権元本総額は 26 億円（119 社）、参加金融機関数は 8 機関でした。第 2 回は、平成 19 年 2 月の「地域金融機関 C L O シンセティック型（株式会社たんぽぽ 2007）」で、貸付債権元本総額は 305 億円（1,183 社）、参加金融機関数は 26 機関でした。第 3 回は、平成 19 年 3 月の「平成 19 年 3 月 C L O」で、貸付債権元本総額は 57 億円（270 社）、参加金融機関数は 16 機関でした。

キャッシュ方式（第 1 回及び第 3 回にて実施）においては、中小公庫は複数の民間金融機関等から無担保貸付債権等を譲り受け証券化しますが、その際、中小公庫は無担保貸付債権等を信託譲渡して信託受益権とし、その優先部分を投資家へ販売、劣後部分の一部を中小公庫が取得し、残りを民間金融機関が取得しました。このようにして、中小公庫が平成 18 年度に取得した信託受益権の合計は 704 百万円です。

一方、シンセティック方式（第 2 回にて実施）においては、中小公庫のコーディネートのもと、複数の民間金融機関等が実行した無担保貸付債権等を参照債務とした資産担保証券を S P C が発行し証券化しますが、その際、資産担保証券のうち優先部分を投資家へ販売、劣後を中小公庫が取得し、民間金融機関等は免責部分を負担しました。このようにして、中小公庫が平成 18 年度に取得した資産担保証券の合計は、1,594 百万円です。

平成 18 年度の損益状況は、当期利益金 63 百万円を計上しました。

なお、当期利益金のうち、32 百万円は中小企業金融公庫法第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則第 6 条の規定により、積立金として積み立て、32 百万円は同法第 24 条第 5 項の規定により、国庫に納付することとしました。

2 証券化支援業務・保証型

平成 18 年度は、平成 19 年 3 月の「第 2 回オリックスビジネスパートナーズ C L O（中小公庫第 5 回保証型）」において、貸付債権元本総額 112 億円（241 社）に対して 79 億円（貸付債権の 7 割）の保証を行いました。

保証型においては、証券化商品の投資家への販売を支援するため、必要に応じて中小公庫が証券化商品を保証することもあります。証券化商品の販売好調を受けて、証券化商品に対する保証の実績はありません。

平成 18 年度の損益状況は、当期損失金 539 百万円を計上しました。

なお、当期損失金 539 百万円は、中小企業金融公庫法第 24 条第 3 項の規定により、繰越欠損金として整理することとしました。

財務諸表

証券化支援買取業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	64	419
有価証券	—	22,794
国債	—	21,200
その他の証券	—	1,594
信託受益権	1,576	2,006
未収収益	57	37
未収信託受益権利息	17	3
未収受託手数料	41	30
未収有価証券利息	—	4
固定資産		
業務用固定資産	9	14
繰延勘定		
債券発行差金	0	0
資産合計	1,707	25,271
(負債及び資本の部)		
借入金		
民間借入金	600	—
債券		
債券発行高	100	1,900
未払費用	41	32
未払借入金利息	0	—
未払債券利息	0	1
未払委託手数料	41	30
雑勘定	6	8
仮受金	0	0
未払金	6	8
負債合計	746	1,940
資本金		
産業投資出資金	941	23,258
積立金		
証券化支援買取業務積立金	—	10
繰越欠損金	△ 18	—
当期利益金	37	63
資本合計	961	23,331
負債・資本合計	1,707	25,271

証券化支援買取業務勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	353	538
信託受益権利息	23	41
受託手数料	91	164
預け金利息	—	0
有価証券益		
有価証券利息	—	4
雑収入	239	329
労働保険料被保険者負担金	0	1
雑益	239	329
経常費用	316	474
借入金利息	1	2
債券利息	0	6
業務委託費	94	169
委託金融機関等手数料	93	169
調査委託費	0	0
事務費	97	120
債券発行諸費	124	177
償却費	0	0
固定資産減価償却費	0	0
債券発行差金償却	0	0
経常利益	37	63
当期利益金	37	63

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

当期利益金 37,339,459 円のうち、中小企業金融公庫法第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則第 6 条の規定により、17,653,040 円は繰越欠損金の補てんに充て、9,843,209 円は積立金として積み立て、同法第 24 条第 5 項の規定により、9,843,210 円は国庫に納付することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

当期利益金 63,455,657 円のうち、31,727,828 円は中小企業金融公庫法第 24 条第 2 項及び中小企業金融公庫法施行規則第 6 条の規定により、積立金として積み立て、31,727,829 円は同法第 24 条第 5 項の規定により、国庫に納付することとします。

重要な会計方針等（証券化支援買取業務勘定）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっています。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 697,915 円

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均償還年限（3 年間）で均等償却しています。

証券化支援保証業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	8,665	12,114
未収金		
その他未収金	0	0
雑勘定		
仮払金	—	9
固定資産		
業務用固定資産	9	14
求償権	302	1,534
保証債務見返	42,260	34,159
求償権償却引当金	△ 302	△ 1,534
資産合計	50,933	46,296
(負債及び資本の部)		
雑勘定		
仮受金	0	1
責任準備金		
証券化支援保証業務責任準備金	208	—
未経過保証料	966	675
保証債務	42,260	34,159
負債合計	43,433	34,835
資本金		
債務保証業務基金	7,500	12,000
当期利益金	—	△ 539
資本合計	7,500	11,461
負債・資本合計	50,933	46,296

証券化支援保証業務勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度 ^(注)
経常収益	609	1,132
保証料	585	573
預け金利息	0	47
雑収入	1	2
労働保険料被保険者負担金	0	1
雑益	1	1
求償権償却引当金戻入	—	302
責任準備金戻入		
証券化支援保証業務責任準備金戻入	23	208
経常費用	609	1,671
業務委託費	5	10
委託金融機関等手数料	5	10
調査委託費	0	0
事務費	93	127
償却費		
固定資産減価償却費	0	0
求償権償却引当金繰入	302	1,534
責任準備金繰入		
証券化支援保証業務責任準備金繰入	208	—
経常利益	0	△ 539
当期利益金	0	△ 539

(注) 平成 18 年度損益計算書について

当期損失金 539,323,244 円は、中小企業金融公庫法第 24 条第 3 項の規定により、繰越欠損金として整理することとします。

重要な会計方針等（証券化支援保証業務勘定）

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 697,915 円

2 引当金の計上基準

求償権償却引当金

求償権の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末求償権残高の 1000 / 1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 1000.0 / 1000 です。

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

1 中小企業信用保険・融資事業

平成 18 年度の保険引受実績は 13 兆 4,440 億円（前年度 107.1%）、平成 18 年度末の保険引受残高は 29 兆 5,501 億円（前年度 101.4%）となりました。平成 18 年度の信用保証協会に対する貸付実績は 4,630 億円（前年度 97.2%）、平成 18 年度末の貸付残高は 4,630 億円（前年度 97.2%）となりました。

平成 18 年度の損益状況は、当期損失金 1,753 億 83 百万円（中小企業信用保険事業に係る損失金 1,758 億 75 百万円と融資事業に係る利益金 4 億 92 百万円との差額）を計上しました。

なお、当期損失金は、中小企業金融公庫法第 24 条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令第 1 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理しました。

この結果、平成 18 年度損失処理後の中小企業信用保険準備基金の額は 115 億 25 百万円、融資基金の額は 6,732 億 28 百万円となり、その合計額は 6,847 億 52 百万円となります。

2 機械保険経過業務

平成 18 年度末の保険引受残高は 1 兆 6,588 億円（前年度 61.8%）となりました。

平成 18 年度の損益状況は、当期利益金 20 億円を計上しました。

なお、当期利益金は、中小企業金融公庫法附則第 13 項の規定により、同勘定の積立金として整理しました。

3 破綻金融機関等関連特別保険等業務

平成 18 年度の保険引受実績はなく、平成 18 年度末の保険引受残高は 11 億円（前年度 48.5%）となりました。

平成 18 年度の損益状況は、当期利益金 29 百万円を計上しました。

なお、当期利益金は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第 10 条第 2 項の規定により、14 百万円を同勘定の積立金として積み立て、残額 14 百万円を同条第 6 項の規定により国庫に納付することとしました。

財務諸表

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
貸付金		
信用保証協会長期貸付金	476,392	462,956
現金預け金	390,645	315,864
未収金		
その他未収金	—	2
固定資産		
業務用固定資産	1,878	1,884
資産合計	868,915	780,705
(負債及び資本の部)		
雑勘定	2	—
仮受金	2	—
未払金	1	—
支払備金		
中小企業信用保険支払備金	100,277	95,953
負債合計	100,279	95,953
資本金	932,175	860,135
中小企業信用保険準備基金	258,513	186,908
融資基金	673,663	673,228
当期利益金	△ 163,540	△ 175,383
資本合計	768,635	684,752
負債・資本合計	868,915	780,705

信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	469,505	446,946
保険料		
中小企業信用保険保険料	152,788	162,281
回収金		
中小企業信用保険回収金	204,902	183,945
預け金利息	22	275
雑収入	138	169
労働保険料被保険者負担金	17	19
雑益	121	150
支払備金戻入		
中小企業信用保険支払備金戻入	111,655	100,277
経常費用	632,627	622,819
保険金		
中小企業信用保険保険金	525,324	518,391
業務委託費	9	597
委託金融機関等手数料	—	590
調査委託費	9	7
事務費	6,952	7,805
償却費		
固定資産減価償却費	65	73
支払備金繰入		
中小企業信用保険支払備金繰入	100,277	95,953
経常利益	△ 163,123	△ 175,873
特別利益		
固定資産売却益	21	—
特別損失		
固定資産除却損	3	2
当期利益金	△ 163,105	△ 175,875

信用保険等業務勘定融資事業損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	64	696
貸付金利息		
信用保証協会貸付金利息 (長期貸付金利息)	41	243
預け金利息	20	452
雑収入	3	1
労働保険料被保険者負担金	2	1
雑益	1	0
経常費用	502	205
業務委託費	1	26
委託金融機関等手数料	—	25
調査委託費	1	0
事務費	492	176
償却費		
固定資産減価償却費	8	3
経常利益	△ 437	492
特別利益		
固定資産売却益	3	—
特別損失		
固定資産除却損	0	0
当期利益金	△ 435	492

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 163,104,974,434 円及び信用保険等業務勘定融資事業に係る損失金 435,154,916 円は、中小企業金融公庫法第 24 条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令第 1 条の 3 第 3 項第 3 号の規定により、中小企業信用保険準備基金及び融資基金をそれぞれ減額して整理することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

信用保険等業務勘定当期損失金 175,382,916,705 円（信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業に係る損失金 175,874,610,156 円と信用保険等業務勘定融資事業に係る利益金 491,693,451 円との差額）は、中小企業金融公庫法第 24 条第 7 項及び中小企業金融公庫法施行令第 1 条の 3 第 3 項第 1 号の規定により、中小企業信用保険準備基金を減額して整理することとします。

重要な会計方針等（信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業）

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 1,222,585,660 円

2 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

機械保険経過業務勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	17,341	14,923
未収金	1	2
未回収税金	1	2
未収過怠金	—	0
その他未収金	—	0
固定資産		
業務用固定資産	267	265
資産合計	17,610	15,191
(負債及び資本の部)		
雑勘定	1	—
仮受金	0	—
未払金	0	—
支払備金		
機械保険経過業務支払備金	3,196	1,745
未経過保険料	5,839	2,891
負債合計	9,036	4,635
資本金		
機械保険経過業務運営基金	2,421	2,421
積立金		
機械保険経過業務積立金	3,952	6,152
当期利益金	2,201	1,982
資本合計	8,574	10,555
負債・資本合計	17,610	15,191

機械保険経過業務勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	18,561	11,688
保険料		
機械保険経過業務保険料	26	14
回収金		
機械保険経過業務回収金	2,660	2,503
預け金利息	6	38
雑収入	71	97
受入雑利息	3	1
労働保険料被保険者負担金	5	4
過剰金	21	59
延滞金	0	0
雑益	43	32
支払備金戻入		
機械保険経過業務支払備金戻入	5,655	3,196
未経過保険料戻入	10,142	5,839
経常費用	16,360	9,706
保険金		
機械保険経過業務保険金	6,238	4,010
業務委託費	3	132
委託金融機関等手数料	—	130
調査委託費	3	2
事務費	1,010	910
償却費		
固定資産減価償却費	18	19
支払備金繰入		
機械保険経過業務支払備金繰入	3,196	1,745
未経過保険料繰入	5,839	2,891
雑損	55	—
経常利益	2,201	1,982
特別利益		
固定資産売却益	0	—
特別損失		
固定資産除却損	1	0
当期利益金	2,201	1,982

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

当期利益金 2,200,704,508 円は、中小企業金融公庫法附則第 13 項の規定により、積立金として整理することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

当期利益金 1,981,785,945 円は、中小企業金融公庫法附則第 13 項の規定により、積立金として整理することとします。

重要な会計方針等（機械保険経過業務勘定）

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産	195,851,020 円
------	---------------

2 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	71,767	71,744
未収金		
その他未収金	—	0
固定資産		
業務用固定資産	11	12
資産合計	71,778	71,757
(負債及び資本の部)		
雑勘定	0	—
仮受金	0	—
未払金	0	—
責任準備金		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金	41	20
負債合計	41	20
資本金		
破綻金融機関等関連特別保険等準備基金	71,679	71,679
積立金		
破綻金融機関等関連特別保険等積立金	—	29
当期利益金	58	29
資本合計	71,737	71,737
負債・資本合計	71,778	71,757

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度 ^(注1)	平成 18 年度 ^(注2)
経常収益	281	315
保険料		
破綻金融機関等関連特別保険等保険料	7	4
回収金		
破綻金融機関等関連特別保険等回収金	3	16
預け金利息	210	254
雑収入	1	1
労働保険料被保険者負担金	1	1
雑益	0	0
支払備金戻入		
破綻金融機関等関連特別保険等支払備金戻入	22	—
責任準備金戻入		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金戻入	39	41
経常費用	224	286
保険金		
破綻金融機関等関連特別保険等保険金	36	100
業務委託費	0	21
委託金融機関等手数料	—	21
調査委託費	0	0
事務費	145	144
償却費		
固定資産減価償却費	1	1
責任準備金繰入		
破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金繰入	41	20
経常利益	58	29
特別利益		
固定資産売却益	0	—
特別損失		
固定資産除却損	0	—
当期利益金	58	29

(注1) 平成 17 年度損益計算書について

当期利益金 57,813,822 円のうち、28,906,911 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第 10 条第 2 項の規定により、積立金として積み立て、28,906,911 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

(注2) 平成 18 年度損益計算書について

当期利益金 28,914,131 円のうち、14,457,065 円は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第 10 条第 2 項の規定により、積立金として積み立て、14,457,066 円は同条第 6 項の規定により、国庫に納付することとします。

重要な会計方針等（破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定）

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。

固定資産 3,530,993 円

2 引当金等の計上基準

破綻金融機関等関連特別保険等責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令第4条において準用する公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末保険価額の残高に係る保険金額の 20 / 1000 の範囲内で計上しています。

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

財務の状況

保険収支（中小企業信用保険）

(単位：百万円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度 (4~6月)	平成 16 年度 (7~3月) ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
保 険 料	118,446	136,005	35,208	112,475	152,788	162,281
回 収 金	212,067	224,506	56,097	162,927	204,902	183,945
保 険 金	935,303	792,960	166,384	456,347	525,324	518,391
収 支 差	△ 604,790	△ 432,449	△ 75,079	△ 180,945	△ 167,634	△ 172,165

(注) 平成 16 年度 (4~6月) までは旧中小企業総合事業団の実績、平成 16 年度 (7~3月) からは中小公庫の実績です。

保険収支（機械類信用保険）

(単位：百万円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度 (4~6月)	平成 16 年度 (7~3月) ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
保 険 料	7,262	2,114	35	28	26	14
回 収 金	2,783	2,982	801	2,319	2,660	2,503
保 険 金	13,741	15,347	2,138	6,342	6,238	4,010
収 支 差	△ 3,696	△ 10,251	△ 1,302	△ 3,995	△ 3,552	△ 1,492

(注) 平成 16 年度 (4~6月) までは旧中小企業総合事業団の実績、平成 16 年度 (7~3月) からは中小公庫の実績です。

保険収支（破綻金融機関等関連特別保険等）

(単位：百万円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度 (4~6月)	平成 16 年度 (7~3月) ^(注)	平成 17 年度	平成 18 年度
保 険 料	35	21	2	10	7	4
回 収 金	7	24	2	1	3	16
保 険 金	25	74	—	36	36	100
収 支 差	17	△ 29	4	△ 25	△ 27	△ 80

(注) 平成 16 年度 (4~6月) までは旧中小企業総合事業団の実績、平成 16 年度 (7~3月) からは中小公庫の実績です。

中小公庫は、国から出資を受けている政府関係機関、いわゆる特殊法人としての性格に鑑み、「報告書民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」（平成 13 年 6 月 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）に基づき、行政コスト計算財務書類を作成し、公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類とされています。個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人が民間企業として活動を行っていると仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、政府出資金等国の財政措置についても、これによる機会費用を認識したうえで、行政コストを算出しています。

「行政コスト」＝「民間企業仮定損益計算書上の費用」－「自己収入」^(注)＋「政府出資等国の財政措置に係る機会費用」

(注) 一般会計からの補給金等を除く収益

I 平成 18 年度行政コスト計算書

	融資勘定	証券化支援 買取業務勘定	証券化支援 保証業務勘定
I 業務費用 (A)	12,314	115	2,426
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	64,740	8	—
保険引受費用	—	—	—
その他業務費用	1,204	177	—
営業経費	26,578	293	141
その他経常費用	37,463	183	2,908
特別損失	36	—	—
(控除) 業務収益			
資金運用収益	△ 116,788	△ 44	—
保険引受収益	—	—	—
その他業務収益	△ 113	△ 492	△ 573
その他経常収益	△ 472	△ 10	△ 50
特別利益	△ 335	—	—
II 機会費用 (B)	7,663	384	198
政府出資等の機会費用	7,662	384	198
公務員からの出向職員に係る 退職給付引当金増加額	1	0	0
III 行政コスト (A + B)	19,976	498	2,624

平成 17 年度行政コスト計算書

	融資勘定	証券化支援 買取業務勘定	証券化支援 保証業務勘定
I 業務費用 (A)	6,214	33	△ 63
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	73,575	1	—
保険引受費用	—	—	—
その他業務費用	2,000	124	—
営業経費	27,302	191	98
その他経常費用	28,277	69	426
特別損失	132	—	—
(控除) 業務収益			
資金運用収益	△ 123,645	△ 23	—
保険引受収益	—	—	—
その他業務収益	△ 239	△ 329	△ 585
その他経常収益	△ 963	△ 1	△ 1
特別利益	△ 225	—	—
II 機会費用 (B)	8,220	17	133
政府出資等の機会費用	8,219	17	133
公務員からの出向職員に係る 退職給付引当金増加額	1	0	0
III 行政コスト (A + B)	14,434	49	70

(単位：百万円)

	信用保険等業務勘定 中小企業信用保険・融資事業	機械保険経過業務勘定	破綻金融機関等関連 特別保険等特別勘定	合 計
	141,180	△ 2,648	△ 146	153,240
	—	—	—	64,747
	518,249	3,979	100	522,329
	—	—	—	1,381
	4,935	949	159	33,057
	—	0	—	40,554
	2	1	—	39
	△ 1,009	△ 39	△ 253	△ 118,133
	△ 380,969	△ 7,383	△ 152	△ 388,504
	—	—	—	△ 1,178
	△ 29	△ 66	△ 1	△ 629
	—	△ 89	—	△ 424
	14,193	40	1,183	23,661
	14,192	40	1,183	23,658
	1	0	0	3
	155,373	△ 2,608	1,037	176,901

(単位：百万円)

	信用保険等業務勘定 中小企業信用保険・融資事業	機械保険経過業務勘定	破綻金融機関等関連 特別保険等特別勘定	合 計
	576,505	△ 2,917	200	579,972
	—	—	—	73,575
	926,779	6,197	277	933,253
	—	—	—	2,124
	4,330	951	145	33,017
	—	—	—	28,772
	10	3	0	145
	△ 83	△ 5	△ 211	△ 123,968
	△ 354,480	△ 10,033	△ 9	△ 364,522
	—	—	—	△ 1,152
	△ 28	△ 30	△ 1	△ 1,024
	△ 23	△ 0	△ 0	△ 249
	16,506	44	1,269	26,188
	16,500	43	1,269	26,179
	6	2	0	9
	593,011	△ 2,873	1,469	606,160

Ⅱ 民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	562,431	495,242
有価証券	36,362	44,899
貸付金	7,458,048	6,879,885
その他資産	12,425	11,568
動産不動産	25,127	—
有形固定資産	—	24,561
無形固定資産	—	599
支払承諾見返	42,260	34,159
貸倒引当金	△ 379,403	△ 355,697
資産の部合計	7,757,250	7,135,215
(負債の部)		
借入金	2,656,010	2,675,970
債券	3,954,929	3,355,049
保険契約準備金	373,312	329,866
その他負債	47,321	47,557
賞与引当金	1,458	1,580
退職給付引当金	39,438	39,246
支払承諾	42,260	34,159
負債の部合計	7,114,728	6,483,426
(資本の部)		
資本金	1,479,052	—
政府出資金	1,479,052	—
資本剰余金	142,926	—
その他資本剰余金	142,926	—
利益剰余金 (欠損金)	△ 979,456	—
積立金	3,952	—
繰越欠損金	△ 436,989	—
当期利益金	△ 546,419	—
資本の部合計	642,522	—
負債及び資本の部合計	7,757,250	—
(純資産の部)		
資本金	—	1,433,829
政府出資金	—	1,433,829
利益剰余金	—	△ 782,040
その他利益剰余金	—	△ 782,040
積立金	—	6,191
繰越利益剰余金	—	△ 788,231
純資産の部合計	—	651,789
負債及び純資産の部合計	—	7,135,215

Ⅲ 民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	516,870	552,665
資金運用収益	123,712	117,076
貸付金利息	122,934	116,222
有価証券利息配当金	725	593
信託受益権利息	23	55
その他の受入利息	29	206
保険引受収益	357,174	388,504
正味収入保険料	149,690	158,703
正味収入回収金	207,483	186,354
保険契約準備金戻入額	—	43,447
その他業務収益	1,152	1,178
政府補給金収入	33,553	44,229
その他経常収益	1,280	1,678
経常費用	1,063,393	661,972
資金調達費用	73,575	64,747
保険引受費用	925,904	522,329
正味支払保険金	531,444	522,329
保険契約準備金繰入額	394,461	—
その他業務費用	2,124	1,381
営業経費	33,017	32,960
その他経常費用	28,772	40,554
貸倒引当金繰入	28,772	40,554
経常利益	△ 546,523	△ 109,307
特別利益	248	335
特別損失	145	39
当期純利益	△ 546,419	△ 109,011

IV キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金回収による収入	2,129,959	2,018,896
貸付による支出	△ 1,749,841	△ 1,514,357
社債償還による収入	10,281	14,239
社債取得による支出	△ 20,282	△ 50
有価証券の取得による支出	—	△ 1,594
信託受益権譲渡による収入	26,213	16,212
信託受益権回収による収入	60	298
買取債権による支出	△ 27,128	△ 8,309
信託受益権の取得による支出	△ 456	—
借入金の借入による収入	1,158,400	1,054,300
債券の発行による収入	312,603	209,951
借入金の返済による支出	△ 937,285	△ 1,034,340
債券の償還による支出	△ 962,330	△ 807,800
貸付金利息収入	124,242	117,176
信託受益権利息収入	7	63
借入金利息支出	△ 12,256	△ 15,669
債券利息支出	△ 63,495	△ 49,777
債券発行費支出	△ 901	△ 484
保険料の収入	149,690	158,703
回収金の収入	207,483	186,354
保険金の支出	△ 531,444	△ 522,329
補給金収入	33,553	44,229
人件費支出	△ 21,617	△ 21,864
業務委託費支出	△ 873	△ 1,632
その他利息収入	265	1,130
その他業務収入	2,223	4,325
その他事務費支出	△ 8,973	△ 8,580
その他業務支出	△ 4,055	△ 2,149
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 185,956	△ 163,058
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額（純減少額）	△ 23,020	28,200
動産不動産の取得による支出	△ 1,077	—
動産不動産の売却による収入	202	—
有価証券の取得による支出	—	△ 21,200
有形固定資産の取得による支出	—	△ 1,227
有形固定資産の売却による収入	—	3
その他資産の取得による支出	—	△ 35
その他資産の売却による収入	—	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,895	5,790
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金の受入による収入	96,120	96,000
産業投資出資金の受入による収入	676	22,317
国庫納付による支出額	—	△ 39
財務活動によるキャッシュ・フロー	96,796	118,278
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 113,055	△ 38,989
VI 現金及び現金同等物の期首残高	563,266	450,211
VII 現金及び現金同等物の期末残高	450,211	411,222

V 民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	983,408	—
前期繰越損失金	436,989	—
当期損失金	546,419	—
損失金処理額	304,188	—
証券化支援買取業務勘定	△ 20	—
積立金	△ 10	—
国庫納付金	△ 10	—
信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業	306,466	—
政府出資金取崩額	163,540	—
その他資本剰余金取崩額	142,926	—
機械保険経過業務勘定	△ 2,201	—
積立金	△ 2,201	—
破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定	△ 58	—
積立金	△ 29	—
国庫納付金	△ 29	—
次期繰越損失金	679,220	—

(注) 積立金、国庫納付金及び政府出資金取崩額については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

VI 平成 18 年度民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
			その他利益剰余金			
			政府出資金	その他資本剰余金		
前期末残高	1,479,052	142,926	3,952	△ 983,408	642,522	642,522
当期変動額						
政府出資金の受入	118,317	—	—	—	118,317	118,317
積立金の積立て	—	—	2,239	△ 2,239	—	—
国庫へ納付	—	—	—	△ 39	△ 39	△ 39
政府出資金の取崩し	△ 163,540	—	—	163,540	—	—
資本剰余金の取崩し	—	△ 142,926	—	142,926	—	—
当期純利益	—	—	—	△ 109,011	△ 109,011	△ 109,011
当期変動額合計	△ 45,223	△ 142,926	2,239	195,177	9,267	9,267
当期末残高	1,433,829	—	6,191	△ 788,231	651,789	651,789

(注) 積立金の積立て、国庫へ納付及び政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

重要な会計方針等（平成 18 年度）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建資産・負債の換算基準

該当ありません。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（平成 11 年 7 月 1 日金検第 177 号、平成 19 年 2 月 16 日最終改正）に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の倒産確率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

過去勤務債務については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）に

よる定額法により、損益処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により、翌年度から損益処理しております。

退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

②退職給付債務に関する事項

（単位：百万円）

区 分	平成 19 年 3 月 31 日現在
退職給付債務(A)	△ 64,086
年金資産(B)	21,976
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△ 42,111
未認識数理計算上の差異(D)	3,539
未認識過去勤務債務(E)	△ 675
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△ 39,246
前払年金費用(G)	0
退職給付引当金(F)-(G)	△ 39,246

③退職給付費用に関する事項

（単位：百万円）

区 分	自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日
勤務費用	2,002
利息費用	1,295
期待運用収益	△ 1,110
数理計算上の差異の費用処理額	762
過去勤務債務の費用処理額	△ 112
その他（臨時に支払った割増退職金等）	0
退職給付費用	2,837

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成 19 年 3 月 31 日現在
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	5.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10 年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、損益処理しております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10 年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌年度から損益処理しております。)

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

6. その他重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(3) 保証債務の金額

民間企業仮定貸借対照表上「支払承諾」として計上されております。

(4) 収益・費用の計上基準

企業会計原則が規定する通常の計上基準と異なる基準を採用している収益・費用はありません。

(5) 各特殊法人等個別の事項**①保険契約準備金**

保険契約準備金は、責任準備金及び支払備金より構成されております。

ア. 責任準備金

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定

数理計算に基づき、将来発生する保険金支払見込額を計上しております。

機械保険経過業務勘定

数理計算に基づき、収支相償となる保険料水準によって算定した未経過保険料の額を計上しております。

イ. 支払備金

支払の請求又は保険事故の発生の通知を受けているものに係る保険金の総額から、支払保険金に係る回収金の将来回収見込額を控除した額を計上しております。

②未貸付額

未貸付額は、当公庫が貸付契約締結時に、当該担保設定が未了である等のため、貸付金の一部又は全額を借入者に資金交付していないことによる当該貸付資金の未交付額を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、「手許現金、随時引き出し可能な預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

平成 19 年 3 月 31 日現在

現金預け金	495,242 百万円
満期が3ヶ月超の預け金	△ 84,020 百万円
現金及び現金同等物	△ 411,222 百万円

8. 機会費用の計上基準**(1) 国有財産の無償使用に係る機会費用の算出方法**

該当ありません。

(2) 政府出資に係る機会費用

政府出資金期末残高に、10 年もの国債の期末日利回り（第 285 回債平成 19 年 3 月 30 日付利回り 1.650%）を乗じて得られる額を計上しております。

(3) 通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利子率

該当ありません。

(4) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

6 人

(5) その他の機会費用の算出方法

該当ありません。

9. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

10. 重要な会計方針の変更**(1) 金融商品に関する会計基準**

債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の債券発行差金は 2,396 百万円、「その他負債」中の前受収益は 317 百万円、及び「債券」は 2,080 百万円、それぞれ減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）を当期から適用しております。

当期末における従来の「資本の部」に相当する金額は、651,789 百万円であります。

重要な会計方針等（平成 17 年度）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しております。

4. 外貨建資産・負債の換算基準

該当ありません。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（平成 11 年 7 月 1 日金検第 177 号、平成 16 年 2 月 26 日最終改正）に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の倒産確率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

過去勤務債務については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により、損益処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により、翌年度から損益処理しております。

退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

②退職給付債務に関する事項

（単位：百万円）

区 分	平成 18 年 3 月 31 日現在
退職給付債務(A)	△ 64,796
年金資産(B)	21,348
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△ 43,448
未認識数理計算上の差異(D)	4,798
未認識過去勤務債務(E)	△ 787
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△ 39,438
前払年金費用(G)	0
退職給付引当金(F)-(G)	△ 39,438

③退職給付費用に関する事項

（単位：百万円）

区 分	自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日
勤務費用	2,022
利息費用	1,286
期待運用収益	△ 927
数理計算上の差異の費用処理額	1,040
過去勤務債務の費用処理額	△ 112
その他（臨時に支払った割増退職金等）	0
退職給付費用	3,308

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成 18 年 3 月 31 日現在
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	5.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10 年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、損益処理しております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10 年 (発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌年度から損益処理しております。)

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

6. その他重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。また、債券発行差金は、資産として計上し、債券の平均償還年限（3、5、6、7、10、12 及び 15 年）で均等償却を行っております。

(3) 保証債務の金額

民間企業仮定貸借対照表上「支払承諾」として計上されております。

(4) 収益・費用の計上基準

企業会計原則が規定する通常の計上基準と異なる基準を採用している収益・費用はありません。

(5) 各特殊法人等個別の事項**① 保険契約準備金**

保険契約準備金は、責任準備金及び支払備金より構成されております。

ア. 責任準備金

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定

数理計算に基づき、将来発生する保険金支払見込額を計上しております。

機械保険経過業務勘定

数理計算に基づき、収支相償となる保険料水準によって算定した未経過保険料の額を計上しております。

イ. 支払備金

支払の請求又は保険事故の発生の通知を受けているものに係る保険金の総額から、支払保険金に係る回収金の将来回収見込額を控除した額を計上しております。

② 未貸付額

未貸付額は、当公庫が貸付契約締結時に、当該担保設定が未了である等のため、貸付金の一部又は全額を借入者に資金交付していないことによる当該貸付資金の未交付額を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、「手許現金、随時引き出し可能な預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

平成 18 年 3 月 31 日現在

現金預け金	562,431 百万円
満期が 3 ヶ月超の預け金	△ 112,220 百万円
現金及び現金同等物	450,211 百万円

8. 機会費用の計上基準**(1) 国有財産の無償使用に係る機会費用の算出方法**

該当ありません。

(2) 政府出資に係る機会費用

政府出資金期末残高に、10 年もの国債の期末日利回り（第 277 回債平成 18 年 3 月 31 日付利回

り 1.770%）を乗じて得られる額を計上しております。

(3) 通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利子率

該当ありません。

(4) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

12 人

(5) その他の機会費用の算出方法

該当ありません。

9. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

10. 重要な会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日）を当期から適用しております。これにより当期損失金は 84 百万円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

11. 追加情報**(1) 減損損失**

以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	金 額
遊 休	建 物	秋田県	26 百万円
		東京都	9 百万円
		埼玉県	43 百万円
		兵庫県	5 百万円
	計		84 百万円

（経緯）

上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。

（グルーピングの方法）

全体をひとつの資産グループとし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

（回収可能価額の算定方法）

正味売却価額、不動産鑑定評価基準

(2) 保険契約準備金

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業及び破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定に係る保険契約準備金が増加したのは、当期より、将来発生が予想される保険金について、最近の保険金支払状況をより適切に反映できる方法に変更して算出し、その額を保険契約準備金としたためです。

融資業務

融資勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	73,948	80,177
有価証券	36,362	22,107
貸付金	6,981,656	6,416,929
その他資産	10,339	7,922
動産不動産	22,963	—
有形固定資産	—	22,380
無形固定資産	—	506
貸倒引当金	△ 378,483	△ 351,686
資産の部合計	6,746,785	6,198,336
(負債の部)		
借入金	2,655,410	2,675,970
債券	3,954,829	3,353,150
その他負債	46,288	46,829
賞与引当金	1,182	1,277
退職給付引当金	30,590	30,708
負債の部合計	6,688,298	6,107,934
(資本の部)		
資本金	464,335	—
政府出資金	464,335	—
利益剰余金（欠損金）	△ 405,849	—
繰越欠損金	△ 433,188	—
当期利益金	27,339	—
資本の部合計	58,486	—
負債及び資本の部合計	6,746,785	—
(純資産の部)		
資本金	—	464,335
政府出資金	—	464,335
利益剰余金	—	△ 373,933
その他利益剰余金	—	△ 373,933
繰越利益剰余金	—	△ 373,933
純資産の部合計	—	90,402
負債及び純資産の部合計	—	6,198,336

融資勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	158,399	161,601
資金運用収益	123,645	116,788
貸付金利息	122,894	115,979
信託受益権利息	—	14
有価証券利息配当金	725	590
その他業務収益	239	113
政府補給金収入	33,553	44,229
その他経常収益	963	472
経常費用	131,153	129,985
資金調達費用	73,575	64,740
その他業務費用	2,000	1,204
営業経費	27,302	26,578
その他経常費用	28,277	37,463
貸倒引当金繰入	28,277	37,463
経常利益	27,246	31,617
特別利益	225	335
特別損失	132	36
当期純利益	27,339	31,916

融資勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金回収による収入	1,657,668	1,542,504
貸付による支出	△ 1,273,449	△ 1,051,401
社債償還による収入	10,281	14,239
社債取得による支出	△ 20,282	△ 50
信託受益権譲渡による収入	—	8,607
信託受益権回収による収入	—	24
借入金の借入による収入	1,129,000	1,045,000
債券の発行による収入	312,503	208,151
借入金の返済による支出	△ 908,415	△ 1,024,440
債券の償還による支出	△ 962,330	△ 807,800
貸付金利息収入	124,201	116,933
信託受益権利息収入	—	9
借入金利息支出	△ 12,255	△ 15,667
債券利息支出	△ 63,495	△ 49,773
債券発行費支出	△ 901	△ 480
補給金収入（一般会計）	33,526	44,210
（特別会計）	26	19
人件費支出	△ 17,456	△ 17,577
業務委託費支出	△ 799	△ 667
その他利息収入	4	63
その他業務収入	1,604	3,431
その他事務費支出	△ 7,559	△ 7,289
その他業務支出	△ 3,610	△ 724
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,738	7,322
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
動産不動産の取得による支出	△ 969	—
動産不動産の売却による収入	109	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 1,111
有形固定資産の売却による収入	—	3
その他資産の取得による支出	—	△ 35
その他資産の売却による収入	—	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 861	△ 1,094
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金の受入による収入	2,420	—
産業投資出資金の受入による収入	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,420	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 179	6,229
VI 現金及び現金同等物の期首残高	74,128	73,948
VII 現金及び現金同等物の期末残高	73,948	80,177

融資勘定民間企業仮定損出金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	405,849	—
前期繰越損失金	433,188	—
当期利益金	27,339	—
損失金処理額	—	—
次期繰越損失金	405,849	—

平成 18 年度融資勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	資 本 金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
前期末残高	464,335	△ 405,849	58,486	58,486
当期変動額				
当期純利益	－	31,916	31,916	31,916
当期変動額合計	－	31,916	31,916	31,916
当期末残高	464,335	△ 373,933	90,402	90,402

証券化支援業務

証券化支援買取業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	64	419
有価証券	—	22,792
その他資産	1,639	2,054
信託受益権	1,576	2,006
動産不動産	9	—
有形固定資産	—	14
無形固定資産	—	4
貸倒引当金	△ 86	△ 270
資産の部合計	1,626	25,014
(負債の部)		
借入金	600	—
債券	100	1,900
その他負債	47	40
賞与引当金	5	6
退職給付引当金	123	124
負債の部合計	875	2,070
(資本の部)		
資本金	941	—
政府出資金	941	—
利益剰余金 (欠損金)	△ 190	—
繰越欠損金	△ 157	—
当期利益金	△ 33	—
資本の部合計	751	—
負債及び資本の部合計	1,626	—
(純資産の部)		
資本金	—	23,258
政府出資金	—	23,258
利益剰余金	—	△ 314
その他利益剰余金	—	△ 314
積立金	—	10
繰越利益剰余金	—	△ 324
純資産の部合計	—	22,944
負債及び純資産の部合計	—	25,014

証券化支援買取業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	353	547
資金運用収益	23	44
信託受益権利息	23	41
有価証券利息配当金	—	4
その他業務収益	329	492
その他経常収益	1	10
経常費用	386	661
資金調達費用	1	8
その他業務費用	124	177
営業経費	191	293
その他経常費用	69	183
貸倒引当金繰入	69	183
経常利益	△ 33	△ 115
当期純利益	△ 33	△ 115

証券化支援買取業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△ 1,594
信託受益権譲渡による収入	26,213	7,605
信託受益権回収による収入	60	274
買取債権による支出	△ 27,128	△ 8,309
信託受益権の取得による支出	△ 456	—
借入金の借入による収入	29,400	9,300
債券の発行による収入	100	1,800
借入金の返済による支出	△ 28,870	△ 9,900
信託受益権利息収入	7	55
借入金利息支出	△ 1	△ 2
債券利息支出	△ 0	△ 5
債券発行費支出	—	△ 3
人件費支出	△ 70	△ 89
業務委託費支出	△ 55	△ 180
その他利息収入	—	0
その他業務収入	291	504
その他事務費支出	△ 23	△ 30
その他業務支出	△ 124	△ 174
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 656	△ 746
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額	△ 20	—
有価証券の取得による支出	—	△ 21,200
動産不動産の取得による支出	△ 4	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 6
その他資産の取得による支出	—	△ 0
その他資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 24	△ 21,206
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
産業投資出資金の受入による収入	676	22,317
国庫納付による支出額	—	△ 10
財務活動によるキャッシュ・フロー	676	22,307
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 4	355
VI 現金及び現金同等物の期首残高	49	44
VII 現金及び現金同等物の期末残高	44	399

証券化支援買取業務勘定民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	190	—
前期繰越損失金	157	—
当期損失金	33	—
損失金処理額	△ 20	—
積立金	△ 10	—
国庫納付金	△ 10	—
次期繰越損失金	210	—

(注) 積立金及び国庫納付金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度証券化支援買取業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金			
		政府出資金	積 立 金		
前期末残高	941	—	△ 190	751	751
当期変動額					
政府出資金の受入	22,317	—	—	22,317	22,317
積立金の積立て	—	10	△ 10	—	—
国庫へ納付	—	—	△ 10	△ 10	△ 10
当期純利益	—	—	△ 115	△ 115	△ 115
当期変動額合計	22,317	10	△ 134	22,193	22,193
当期末残高	23,258	10	△ 324	22,944	22,944

(注) 積立金の積立及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

証券化支援保証業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金預け金	8,665	12,114
その他資産	310	1,544
動産不動産	9	—
有形固定資産	—	14
無形固定資産	—	5
支払承諾見返	42,260	34,159
貸倒引当金	△ 832	△ 3,740
資産の部合計	50,411	44,096
(負債の部)		
その他負債	966	677
未経過保証料	966	675
賞与引当金	5	6
退職給付引当金	123	124
支払承諾	42,260	34,159
負債の部合計	43,354	34,966
(資本の部)		
資本金	7,500	—
政府出資金	7,500	—
利益剰余金 (欠損金)	△ 443	—
繰越欠損金	△ 506	—
当期利益金	63	—
資本の部合計	7,057	—
負債及び資本の部合計	50,411	—
(純資産の部)		
資本金	—	12,000
政府出資金	—	12,000
利益剰余金	—	△ 2,869
その他利益剰余金	—	△ 2,869
繰越利益剰余金	—	△ 2,869
純資産の部合計	—	9,131
負債及び純資産の部合計	—	44,096

証券化支援保証業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	586	624
その他業務収益	585	573
保証料	585	573
その他経常収益	1	50
経常費用	523	3,050
営業経費	98	141
その他経常費用	426	2,908
貸倒引当金繰入	426	2,908
経常利益	63	△ 2,426
当期純利益	63	△ 2,426

証券化支援保証業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出	△ 70	△ 89
業務委託費支出	△ 5	△ 10
その他利息収入	0	47
その他業務収入	269	297
その他事務費支出	△ 23	△ 38
その他業務支出	△ 321	△ 1,252
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 150	△ 1,045
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額	—	7,500
動産不動産の取得による支出	△ 4	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 6
その他資産の取得による支出	—	△ 0
その他資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4	△ 7,506
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金の受入による収入	3,500	4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,500	4,500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	3,346	△ 4,050
VI 現金及び現金同等物の期首残高	5,319	8,665
VII 現金及び現金同等物の期末残高	8,665	4,614

証券化支援保証業務勘定民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	443	—
前期繰越損失金	506	—
当期利益金	63	—
損失金処理額	—	—
次期繰越損失金	443	—

平成 18 年度証券化支援保証業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			純資産合計
	資 本 金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
前期末残高	7,500	△ 443	7,057	7,057
当期変動額				
政府出資金の受入	4,500	—	4,500	4,500
当期純利益	—	△ 2,426	△ 2,426	△ 2,426
当期変動額合計	4,500	△ 2,426	2,074	2,074
当期末残高	12,000	△ 2,869	9,131	9,131

信用保険業務

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金及び預け金	390,645	315,864
貸付金	476,392	462,956
不動産及び動産	1,870	—
有形固定資産	—	1,878
無形固定資産	—	64
その他資産	98	42
資産の部合計	869,005	780,803
(負債の部)		
保険契約準備金	363,424	324,980
その他負債	15	15
賞与引当金	210	233
退職給付引当金	6,759	6,659
負債の部合計	370,409	331,887
(資本の部)		
資本金	932,175	—
政府出資金	932,175	—
資本剰余金	142,926	—
その他資本剰余金	142,926	—
利益剰余金 (欠損金)	△ 576,505	—
当期利益金	△ 576,505	—
資本の部合計	498,596	—
負債及び資本の部合計	869,005	—
(純資産の部)		
資本金	—	860,135
政府出資金	—	860,135
利益剰余金	—	△ 411,219
その他利益剰余金	—	△ 411,219
繰越利益剰余金	—	△ 411,219
純資産の部合計	—	448,916
負債及び純資産の部合計	—	780,803

信用保険等業務勘定中小企業信用保険事業民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	354,526	381,290
保険引受収益	354,480	380,969
正味収入保険料	149,657	158,685
正味収入回収金	204,822	183,840
保険契約準備金戻入額	—	38,444
資産運用収益	22	293
その他経常収益	24	28
経常費用	930,606	522,998
保険引受費用	926,779	518,249
正味支払保険金	525,210	518,249
保険契約準備金繰入額	401,569	—
一般管理費	3,827	4,749
経常利益	△ 576,079	△ 141,708
特別利益	21	—
特別損失	9	2
当期純利益	△ 576,068	△ 141,710

信用保険等業務勘定融資事業民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	64	717
資産運用収益	61	716
その他経常収益	3	1
経常費用	503	186
一般管理費	503	186
経常利益	△ 439	531
特別利益	3	—
特別損失	1	0
当期純利益	△ 437	531

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	149,657	158,685
回収金の収入	204,822	183,840
その他の業務による収入	30	27
保険金の支出	△ 525,210	△ 518,249
人件費の支出	△ 3,159	△ 3,301
その他の業務による支出	△ 1,061	△ 1,605
小計	△ 174,921	△ 180,603
利息の受取額	83	970
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 174,837	△ 179,633
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額（純減少額）	△ 37,900	37,900
不動産及び動産の取得による支出	△ 78	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 84
不動産及び動産の売却による収入	93	—
その他資産の取得による支出	△ 25	—
その他資産の売却による収入	—	0
貸付による支出	△ 476,392	△ 462,956
貸付金の回収による収入	472,291	476,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,011	51,252
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資金の受入れによる収入	90,200	91,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	90,200	91,500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増△減額	△ 126,648	△ 36,882
VI 現金及び現金同等物の期首残高	479,393	352,745
VII 現金及び現金同等物の期末残高	352,745	315,864

信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	576,505	—
前期繰越損失金	—	—
当期損失金	576,505	—
損失金処理額	306,466	—
政府出資金取崩額	163,540	—
その他資本剰余金取崩額	142,926	—
次期繰越損失金	270,039	—

(注) 政府出資金取崩額については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
	政府出資金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
前期末残高	932,175	142,926	△ 576,505	498,596	498,596
当期変動額					
政府出資金の受入	91,500	－	－	91,500	91,500
政府出資金の取崩し	△ 163,540	－	163,540	－	－
資本剰余金の取崩し	－	△ 142,926	142,926	－	－
当期純利益	－	－	△ 141,180	△ 141,180	△ 141,180
当期変動額合計	△ 72,040	△ 142,926	165,286	△ 49,680	△ 49,680
当期末残高	860,135	－	△ 411,219	448,916	448,916

(注) 政府出資金の取崩しについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

機械保険経過業務勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金及び預け金	17,341	14,923
不動産及び動産	264	—
有形固定資産	—	263
無形固定資産	—	18
その他資産	29	4
貸倒引当金	△ 1	△ 2
資産の部合計	17,632	15,206
(負債の部)		
保険契約準備金	9,590	4,719
その他負債	4	3
賞与引当金	50	49
退職給付引当金	1,610	1,408
負債の部合計	11,254	6,179
(資本の部)		
資本金	2,421	—
政府出資金	2,421	—
利益剰余金（欠損金）	3,958	—
積立金	3,952	—
繰越欠損金	△ 2,911	—
当期利益金	2,917	—
資本の部合計	6,379	—
負債及び資本の部合計	17,632	—
(純資産の部)		
資本金	—	2,421
政府出資金	—	2,421
利益剰余金	—	6,606
その他利益剰余金	—	6,606
積立金	—	6,152
繰越利益剰余金	—	453
純資産の部合計	—	9,027
負債及び純資産の部合計	—	15,206

機械保険経過業務勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	10,069	7,489
保険引受収益	10,033	7,383
正味収入保険料	26	14
正味収入回収金	2,659	2,498
保険契約準備金戻入額	7,349	4,871
資産運用収益	5	39
その他経常収益	30	66
経常費用	7,149	4,929
保険引受費用	6,197	3,979
正味支払保険金	6,197	3,979
一般管理費	951	949
その他経常費用	—	0
経常利益	2,920	2,560
特別利益	0	89
特別損失	3	1
当期純利益	2,917	2,648

機械保険経過業務勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	26	14
回収金の収入	2,659	2,498
その他の業務による収入	31	66
保険金の支出	△ 6,197	△ 3,979
人件費の支出	△ 753	△ 698
その他の業務による支出	△ 253	△ 339
小計	△ 4,487	△ 2,438
利息の受取額	6	38
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,481	△ 2,400
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純減少額	4,100	1,300
不動産及び動産の取得による支出	△ 19	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 18
不動産及び動産の売却による収入	0	—
その他資産の取得による支出	△ 6	—
その他資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,076	1,282
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増△減額	△ 405	△ 1,118
VI 現金及び現金同等物の期首残高	3,846	3,441
VII 現金及び現金同等物の期末残高	3,441	2,323

機械保険経過業務勘定民間企業仮定利益金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処分利益金	6	—
前期繰越損失金	2,911	—
当期利益金	2,917	—
利益金処分額	2,201	—
積立金	2,201	—
次期繰越損失金	2,195	—

(注) 積立金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度機械保険経過業務勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金			
		積 立 金	繰越利益剰余金		
前期末残高	2,421	3,952	6	6,379	6,379
当期変動額					
積立金の積立て	－	2,201	△ 2,201	－	－
当期純利益	－	－	2,648	2,648	2,648
当期変動額合計	－	2,201	447	2,648	2,648
当期末残高	2,421	6,152	453	9,027	9,027

(注) 積立金の積立てについては民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
(資産の部)		
現金及び預け金	71,767	71,744
不動産及び動産	11	—
有形固定資産	—	12
無形固定資産	—	1
その他資産	13	10
資産の部合計	71,791	71,768
(負債の部)		
保険契約準備金	298	166
その他負債	1	0
賞与引当金	7	8
退職給付引当金	232	224
負債の部合計	538	398
(資本の部)		
資本金	71,679	—
政府出資金	71,679	—
利益剰余金（欠損金）	△ 427	—
繰越欠損金	△ 227	—
当期利益金	△ 200	—
資本の部合計	71,252	—
負債及び資本の部合計	71,791	—
(純資産の部)		
資本金	—	71,679
政府出資金	—	71,679
利益剰余金	—	△ 310
その他利益剰余金	—	△ 310
積立金	—	29
繰越利益剰余金	—	△ 339
純資産の部合計	—	71,369
負債及び純資産の部合計	—	71,768

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	222	405
保険引受収益	9	152
正味収入保険料	7	3
正味収入回収金	3	16
保険契約準備金戻入額	—	132
資産運用収益	211	253
その他経常収益	1	1
経常費用	422	260
保険引受費用	277	100
正味支払保険金	36	100
保険契約準備金繰入額	241	—
一般管理費	145	159
経常利益	△ 200	146
特別利益	0	—
特別損失	0	—
当期純利益	△ 200	146

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	7	3
回収金の収入	3	16
その他の業務による収入	1	1
保険金の支出	△ 36	△ 100
人件費の支出	△ 109	△ 111
その他の業務による支出	△ 36	△ 54
小計	△ 171	△ 245
利息の受取額	210	254
業務活動によるキャッシュ・フロー	39	9
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預け金の純増加額（純減少額）	10,800	△ 3,500
不動産及び動産の取得による支出	△ 3	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 3
不動産及び動産の売却による収入	0	—
その他資産の取得による支出	△ 1	—
その他資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,796	△ 3,503
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出額	—	△ 29
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 29
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増△減額	10,836	△ 3,523
VI 現金及び現金同等物の期首残高	532	11,367
VII 現金及び現金同等物の期末残高	11,367	7,844

破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定損失金処理計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当期末処理損失金	427	—
前期繰越損失金	227	—
当期利益金	△ 200	—
損失金処理額	△ 58	—
積立金	△ 29	—
国庫納付金	△ 29	—
次期繰越損失金	485	—

(注) 積立金及び国庫納付金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

平成 18 年度破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定民間企業仮定株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金			
		政府出資金	積 立 金		
前期末残高	71,679	－	△ 427	71,252	71,252
当期変動額					
積立金の積立て	－	29	△ 29	－	－
国庫へ納付	－	－	△ 29	△ 29	△ 29
当期純利益	－	－	146	146	146
当期変動額合計	－	29	88	117	117
当期末残高	71,679	29	△ 339	71,369	71,369

(注) 積立金の積立及び国庫へ納付については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣の承認を受けた財務諸表から計算された金額です。

リスク管理債権について

中小公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、平成 13 年度から金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準に則り、自己査定を実施しています。

「リスク管理債権」については、従来、民間金融機関の開示基準を参考に試算してきましたが、平成 13 年度からは、自己査定を踏まえた基準により開示するとともに、「金融再生法に基づく開示債権」も開示しています。

平成 16 年度から従来の融資業務に加え、証券化支援業務に新たに取り組むとともに、旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継したことに伴い、両業務にかかる債権等（支払承諾見返、保証協会向け貸付金等）及び有価証券についても自己査定を実施しています。

中小公庫は、中小企業専門の政策金融機関として、個別中小企業の資金繰りの実情に応じ弾力的な対応を行うよう主務省からの指示を受けており、既往貸付先の一時的な資金繰り悪化に対しては、短期貸付を業務上認められていないことから、貸付金の償還条件の変更を行っています。償還条件の変更に当たっては、条件変更後において償還能力が認められると判断される場合において対応しており、これら償還条件変更債権は、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく要管理債権とは性格をやや異にしていますが、信頼性・透明性を強化し政策金融機関として一層の説明責任を果たすとの観点から、民間金融機関との比較を容易にするため、平成 16 年度から償還条件変更債権を原則開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

さらに、平成 18 年度においても、債務者の債務償還能力や業績回復の可能性を従来より厳しく評価するなど自己査定の充実に努めています。

中小公庫は、政策金融機関として中小企業の育成という観点から、中小企業向け融資において培った審査ノウハウを活かした経営改善支援等のコンサルティング機能を発揮しています。企業業績の回復可能性に応じた、より適切できめ細かな支援体制を組み、経営改善に向けた積極的な支援を行っています。

1 リスク管理債権（総括）

「銀行法」に基づいて算出したリスク管理債権は以下のとおりです。

（単位：億円）

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
破綻先債権	1,280	1,195
延滞債権	4,940	5,895
3ヵ月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	3,417	2,639
合計	9,637	9,729

各々の定義は以下のとおりです。

対象債権は、貸付金（社債を含む。）です。

（1）破綻先債権

自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金です。

（2）延滞債権

自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金です。

（3）3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

（4）貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、DDS、金利の支払猶予、元本の返済猶予及び一部債権放棄を実施した債権で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、金融庁の「事務ガイドライン」には、貸出条件緩和債権として上記のほか、経営支援先に対する債権、代物弁済を受けた債権及び債務者の株式を受け入れた債権が列挙されていますが、これらに該当するものではありません。

2 金融再生法開示債権（総括）

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて算出した開示債権は以下のとおりです。

（単位：億円）

科 目	平成 17 年度	平成 18 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,998	2,768
危険債権	3,234	4,352
要管理債権	3,417	2,639
小計	9,649	9,759
正常債権	66,206	59,845
合計	75,855	69,604

各々の定義は以下のとおりです。

対象債権は、貸付金（社債を含む。）及び貸付金に準ずる債権（未収貸付金利息、貸付金に準ずる仮払金、求償権、支払承諾見返及び未収金）です。

（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

（2）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

（3）要管理債権

3ヵ月以上延滞債権〔元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）〕及び貸出条件緩和債権〔経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸付債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヵ月以上延滞債権」を除く。）〕です。

（4）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

リスク管理債権及び金融再生法開示債権は、担保等からの回収見込み額を控除する前の金額であり、開示した残高すべてが回収不能となるものではありません。

(参考)自己査定・開示債権の状況(総括)

(単位: 億円)

自己査定に基づく債務者区分		自己査定における分類区分				金融再生法 開示債権	リスク管理債権
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先	1,208	担保・保証による 保全部分 811		非保全部分 159		破産更正債権及び これらに準ずる債権 2,768	破綻先債権 1,195
実質破綻先	1,560						
破綻懸念先	4,352	担保・保証による 保全部分 2,213		非保全部分 1,928		危険債権 4,352	延滞債権 5,895
要 注 意 先	要管理先 2,923	要管理先債権(注4) 2,907		11	4	要管理債権(注4) 2,639	3ヵ月以上延滞債権 0
	要管理先以外の 要注意先(注5) 8,276	要管理先以外の 要注意先債権(注5) 8,274		1	0		貸出条件緩和債権 2,639
	正 常 先 51,330	正常先債権 51,330				正常債権 59,845	
	総 計(注2) 69,648						リスク管理債権合計 9,729 (注3)

(注1) 計算は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないことがあります。

(注2) 自己査定の対象債権は、貸付金(社債を含む。)、貸付金に準ずる債権(未収貸付金利息、貸付金に準ずる仮払金、求償権、支払承諾見返及び未収金)及び信託受益権等です。

(注3) リスク管理債権の対象債権は貸付金であり、貸付金合計は 69,186 億円(融資勘定 64,556 億円及び信用保険等業務勘定 4,630 億円)です。リスク管理債権 9,729 億円は全額が融資勘定にかかるものです。

(注4) 「要管理債権」は個別貸付金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する債権額です。

(注5) 信託受益権等は、便宜的に自己査定に基づく債務者区分を「要管理先以外の要注意先」に含めています。

「役員の給与及び退職手当の支給の基準」について

当公庫は、中小企業金融公庫法第18条の規定に基づき、役員の給与及び退職手当の支給の基準について次のとおり制定しております。

役員の給与及び退職手当の支給の基準(平成19年4月1日)

1. 基本的な考え方(社会一般の情勢への適合)

中小企業金融公庫法第18条においては、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の事項に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、中小企業金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、中小企業金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等

(1) 給与

給与の種類	支給基準等
イ 本俸	月額により支給 〈月額〉総 裁 1,141 千円 理 事 847 千円 副総裁 979 千円 監 事 766 千円
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸×0.14 大阪府大阪市に在勤する役員 本俸×0.12 ^(注1)
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項、第2項及び第3項の規定に準じて支給
ニ 単身赴任手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条の2の規定に準じて支給
ホ 特別手当	$[(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) + (\text{本俸月額} \times 0.25) + \{(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) \times 0.2\}] \times \text{支給割合}^{(*)}$ (*) 支給割合：年3.35カ月

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×業績勘案率^(注2)×在職期間（月数）

(注1) 役員が東京都特別区から大阪府大阪市に異動した場合当該異動の日から起算して1年を経過するまでの間は本俸に当該異動の日の前日に現に支給を受けていた支給割合を乗じて得た額（国家公務員の例に準じた異動保障）

(注2) 総裁が別に定める委員会（業績評価委員会*）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

※業績評価委員一覧（五十音順、敬称略）

（委員長）岩 本 繁	公認会計士 全国農業協同組合中央会 理事・監査委員長
寺 島 実 郎	財団法人日本総合研究所 会長
森 一 夫	株式会社日本経済新聞社 特別編集委員兼論説委員
横 山 洋 吉	社団法人全国信用保証協会連合会 会長
吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部 教授

役職員の報酬・給与等について

中小公庫は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえて、「役職員の報酬・給与等について」を作成し、公表しています。

I 役員報酬等について

1. 役員報酬についての基本方針に関する事項

(1) 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特別手当について、その者の職務実績に応じこれを増額し、又は減額することができるものとしている。

(2) 役員報酬基準の改定内容

総 裁	平成18年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（1,222千円/月→1,141千円/月）及び特別調整手当の支給割合の引上げ（100分の12→100分の13）を行った。
副総裁	平成18年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（1,050千円/月→979千円/月）及び特別調整手当の支給割合の引上げ（100分の12→100分の13）を行った。
理 事	平成18年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（908千円/月→847千円/月）及び特別調整手当の支給割合の引上げ（東京都特別区に在勤する役員については100分の12→100分の13、大阪府大阪市に在勤する役員については100分の10→100分の11）を行った。
監 事	平成18年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（821千円/月→766千円/月）及び特別調整手当の支給割合の引上げ（100分の12→100分の13）を行った。
監事（非常勤）	平成18年度の国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（546千円/月→511千円/月）を行った。

2. 役員の報酬等の支給状況

役 名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬（給与）	賞 与	その他（内容）	就任	退任
総裁	22,903千円	14,450千円	6,575千円	1,878千円（特別調整手当）	1月12日1人	1月11日1人
副総裁（1人）	19,675千円	12,412千円	5,649千円	1,614千円（特別調整手当）		
理事（7 $\frac{11}{12}$ 人）	132,801千円	83,202千円	37,814千円	10,611千円（特別調整手当） 1,174千円（通勤手当）	5月16日1人 7月29日1人	5月15日1人 7月9日1人
監事（1人）	14,944千円	9,384千円	4,262千円	1,220千円（特別調整手当） 78千円（通勤手当）		
監事（非常勤）（1人）	6,552千円	6,552千円	—	—（—）		

注1：「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2：年度途中で就任（又は退任）した理事については、1月を $\frac{1}{12}$ 人と換算して記載した。

3. 役員の退職手当の支給状況（平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区 分	支給額（総額）	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
総裁	11,536 千円	4 年 0 月	平成19年1月11日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。
副総裁	— 千円	— 年 — 月	—	—	該当者なし
理事	9,190 千円	4 年 0 月	平成18年5月15日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。
監事	— 千円	— 年 — 月	—	—	該当者なし
監事（非常勤）	— 千円	— 年 — 月	—	—	該当者なし

II 職員給与について

1. 職員給与についての基本方針に関する事項

（1）人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行する。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき人件費の管理を行う。

（2）職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し決定する。また、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、かつ労使間の協議を経て、給与改定を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務遂行能力が著しく優秀な職員については、昇格又は昇給させることができる。また、職員の勤務成績に応じて、奨励手当の成績率を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本 俸	○特別昇給 勤務成績が特に良好と認められる者については、定期昇給のほか、上位の号俸への昇給を行うことができる。
奨励手当（査定分）	○奨励手当 対象期間における勤務成績を4段階に区分し、成績段階に応じた成績率でもって支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

平成18年度は国家公務員の給与改定等を踏まえ、次の改定を行っている。

- ・ 本俸月額平均4.8%引下げ
- ・ 年功的な給与上昇の抑制のため給与カーブをフラット化
- ・ きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸を4分割化
- ・ 地域間格差が適切に反映されるよう特別都市手当の支給割合を改正
- ・ 役職手当について、職務職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制へ移行

なお、平成19年4月1日から勤務成績のより一層の給与への反映等を目的に、定期昇給を廃止し勤務成績に基づく昇給制度とするほか、奨励手当への勤務成績反映の拡大を行っている。

2. 職員給与の支給状況

（1）職種別支給状況

区 分	人 員	平均年齢	平成18年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,768 人	38.8 歳	8,007 千円	5,659 千円	156 千円	2,348 千円
	事務・技術	1,763 人	8,012 千円	5,661 千円	156 千円	2,351 千円
	自動車運転手	5 人	6,279 千円	4,733 千円	139 千円	1,546 千円

（注）研究職種、医療職種及び教育職種については該当者なしにより省略。

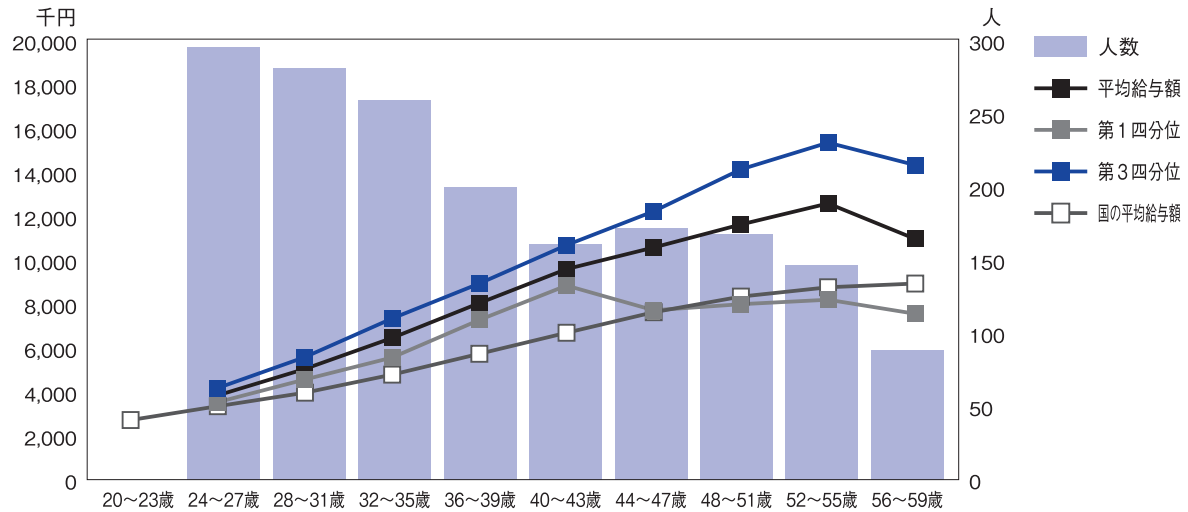
在外職員	1 人	— 歳	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
------	-----	-----	------	------	------	------

（注）在外職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	9 人	62.7 歳	3,493 千円	3,493 千円	229 千円	0 千円
	事務・技術	9 人	3,493 千円	3,493 千円	229 千円	0 千円

（注）研究職種、医療職種及び教育職種については該当者なしにより省略。
 注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
 注2：任期付職員及び非常勤職員は該当者がいないため省略。

(2) 年間給与の分布状況(事務・技術職員)【在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、(5)まで同じ。】



(注) (1)の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、(5)まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1四分位		第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部課長	56	47.0	11,251	11,816	12,182
・本部係員	233	38.2	4,481	6,370	7,836

(3) 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	特別等級
標準的な職位	—	部店長	部店長	支店長 次長	次長 課長	課長 副長	副長 調査役	副調査役	主任	係員	係員	係員	係員
人員 (割合)	人 1,763	人 8 (0.5%)	人 32 (1.8%)	人 121 (6.9%)	人 127 (7.2%)	人 145 (8.2%)	人 293 (16.6%)	人 141 (8.0%)	人 149 (8.5%)	人 250 (14.2%)	人 402 (22.8%)	人 68 (3.9%)	人 27 (1.5%)
年齢 (最高～最低)	—	歳 56～54	歳 56～50	歳 56～47	歳 57～44	歳 57～40	歳 59～34	歳 45～31	歳 49～28	歳 59～25	歳 59～24	歳 27～24	歳 59～57
所定内 給与年額 (最高～最低)	—	千円 11,424 10,206	千円 11,464 9,746	千円 11,311 8,550	千円 10,587 7,443	千円 9,155 6,463	千円 8,059 4,416	千円 5,677 3,919	千円 7,247 3,246	千円 6,120 2,602	千円 6,162 2,482	千円 3,236 2,282	千円 11,066 6,717
年間 給与年額 (最高～最低)	—	千円 16,853 15,116	千円 16,697 14,443	千円 16,387 12,744	千円 15,038 10,965	千円 13,200 9,394	千円 11,270 6,298	千円 8,028 5,548	千円 10,217 4,566	千円 8,621 3,631	千円 8,589 3,464	千円 4,389 3,186	千円 16,260 6,717

(4) 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.6 %	68.3 %	67.1 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4 %	31.7 %	32.9 %
	最高～最低	36.9 ～ 29.6 %	36.8 ～ 27.5 %	36.8 ～ 28.5 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.2 %	63.5 %	63.3 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8 %	36.5 %	36.7 %
	最高～最低	36.9 ～ 0 %	36.8 ～ 0 %	36.9 ～ 0 %

(5) 職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

134.8

※注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

当公庫の職員は、①政策金融機関の職員として、民間金融機関や地域の諸機関と連携し、多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力が必要であること、②事業資金の供給と合わせて、経営改善のためのコンサルティングを実施する能力が必要であること等から、大学卒（大学院卒を含む。）の職員の比率が国家公務員に比して高くなっている。また、取引先となる中小企業者が都市部に多いこと等から、国家公務員に比べ都市部に勤務する職員の割合が高くなっている。加えて、業務上の必要性などから、全国規模の転勤が常態化しており、こうした職務環境において専門知識を有する人材を確保するため、同業種である民間金融機関における給与水準の実情を勘案する必要がある。

この結果、当公庫の対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイルズ指数）が高くなっている。

なお、在勤地域及び学歴を勘案した場合の対国家公務員指数は「126.8」であり、勘案前の「134.8」から8ポイント低下する。

①国家公務員と中小企業金融公庫の学歴別構成

	大学卒	短大卒	高卒	中卒
国 行政（一）	47.3%	12.6%	40.1%	0.1%
中小企業金融公庫	81.6%	12.1%	6.3%	0.0%

②国家公務員と中小企業金融公庫の地域別構成

	1～4級地	その他
国 行政（一）	50.2%	49.8%
中小企業金融公庫	74.1%	25.9%

（注1） 級地は国家公務員の地域手当支給地区区分。

③職員一人当たり人件費の比較（参考）

	平均年齢	年間平均給与
中小企業金融公庫 ^(注1)	38.0 歳	7,602 千円
都市銀行A ^(注2)	36.3 歳	7,588 千円
地方銀行B ^(注2)	40.1 歳	7,752 千円
地方銀行C ^(注2)	39.4 歳	7,812 千円

（注1） 当公庫の年間平均給与は、対国家公務員指数算出上の常勤職員（事務・技術）の年間平均給与額に、平成18年度に採用され平成19年4月1日に在籍する常勤職員（事務・技術）の年間平均給与額を加味したものである。

（注2） 各社有価証券報告書より

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減
給与・報酬等支給総額（A）	16,962,531 千円	17,103,261 千円	▲140,730 千円 (▲0.8) (%)
退職手当支給額（B）	1,949,528 千円	1,558,124 千円	391,404 千円 (25.1) (%)
非常勤役職員等給与（C）	36,311 千円	51,165 千円	▲14,854 千円 (▲29.0) (%)
福利厚生費（D）	3,887,493 千円	3,964,863 千円	▲77,370 千円 (▲2.0) (%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,835,863 千円	22,677,413 千円	158,450 千円 (0.7) (%)

総人件費について参考となる事項

○給与・報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与・報酬等支給総額については、給与制度の改正等により、約1.4億円の減となっている（対前年度比▲0.8%）。
最広義人件費については、平成18年度の退職者数が前年度よりも多かったことによる退職手当支給額の増により約1.6億円の増となっている（対前年度比0.7%）。

なお、退職手当支給額を除いた最広義人件費については、約2.3億円の減となっている（対前年度比▲1.0%）。

○人件費削減の取組の状況

(i) 主務大臣から示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うものとする。

なお、「行政改革の重要方針」において、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行するとされていることから、その詳細な制度設計が示された時点において、新体制移行後における人件費削減の取組のあり方について見直しを行うものとする。

(ii) 当公庫において設定した目標等

「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に、人員について5%以上の削減を行う。

平成20年度に新体制に移行することとされているところであり、20年度以降の人員の削減については、新体制の詳細な制度設計が示された時点において、その具体的内容を積極的に検討する。

国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(iii) 進捗状況

・基準日（平成17年度末）の人員数 2,120人

・当年度末日の人員数 2,106人

・当年度末までの人員純減率 ▲0.7%

計算式＝（2,106人＜当年度末日の人数＞－2,120人＜基準日の人数＞）÷2,120人＜基準日の人数＞×100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

1 平成 17 年度業務の政策評価に当たっての基本的な考え方

基本方針

◇平成 17 年度業務の政策評価は、昨年同様「有効性」「効率性」の 2 つの視点から実施する。^{（注 1）}

①有効性

政策金融機関として、公庫の融資・証券化支援・信用保険の各業務がどのような成果をあげたかを評価する。
また、地域金融機関との連携の観点からも、公庫の果たした役割について評価する。

②効率性

投入した資源（国の財政資金）が効率的に運用されているかという観点から評価する。
また、リスク管理の観点から、政策金融機関としての機能の発揮と財務の健全性確保とのバランスを評価する。

◇政策金融改革の議論や中政審のとりまとめ等を踏まえた内容とするとともに、「融資」、「証券化支援」、「信用保険」の各業務における平成 17 年度の特徴的な取組みを明らかにする。

◇前年度の政策評価報告書をベースに、評価指標の追加・見直しを行い^{（注 2）}、政策評価の内容の一層の充実を図る。

（注 1）公庫は、中小企業政策や金融情勢を踏まえて行う業務について、自ら政策評価を行い、その結果について可能な限り業務運営の見直し・改善に反映させていくことが必要であるため、政策金融の実施機関として、国の中小企業政策や金融情勢の変化との関連を踏まえつつ、「有効性」と「効率性」の視点から評価を行うことが適切である。

（注 2）アウトカム（成果）に着目した指標によることを基本とするが、アウトカムに着目した指標の設定が困難な場合にはアウトプットに着目した指標を用いることとする。

2 具体的な評価方法

基本方針に基づき、「有効性」「効率性」について、それぞれ以下のような方法で評価を行った。

有効性の評価

業務全体について、平成 17 年度の業務の特徴的な取組みを踏まえ、「国民経済への貢献」「地域経済への貢献」「個々の中小企業の成長発展の支援」の観点から業務の有効性の評価を行う。

〈融資業務〉

政策金融改革の議論等を踏まえ、以下の点に留意した評価を行う。

◇特別貸付による政策誘導効果が明確となる評価

◇公庫の専門性を発揮している分野についての評価

〈証券化支援業務〉

平成 17 年度の証券化支援業務における特徴的な取組みを踏まえ、以下の点に留意した評価を行う。

◇証券化支援（買取型）スキームの推進による地域金融機関との連携状況に対する評価

◇新しい業態に対する証券化支援（保証型）の取組みに対する評価

〈信用保険業務〉

中政審の議論等を踏まえ、以下の点に留意した評価を行う。

◇中政審のとりまとめに対する取組状況

◇信用補完制度の具体的な利用事例に基づく評価

効率性の評価

◇公庫が国からの補給金・出資金を受けていることなどを踏まえ、期間損益の改善などについて評価を行う。

◇また、政策性の発揮と金融機関としての健全性の確保のバランスを評価する。

3 主な評価指標

(1) 融資業務の有効性の評価

① 国民経済への多様な貢献

- ・貸付の推移
- ・公庫取引先の経済貢献度
- ・中堅中小企業層における公庫の利用割合
- ・設備資金貸付による経済効果

② 地域経済への貢献

- ・地域別の貸出残高の割合
- ・民間金融機関との協調融資(呼び水効果)
- ・「重点サポート先」の上位遷移状況と支援内容
- ・地域金融機関との連携
- ・中小企業再生支援協議会等との連携状況

③ 個々の中小企業の成長発展の支援

- ・長期貸付の割合
- ・取引先の株式公開状況
- ・担保及び保証人に依存しない資金供給の状況
- ・新規貸付先の貸付後の状況
- ・貸付先と非貸付先の比較

④ 特別貸付の推進による政策性の発揮

- ・高い特別貸付比率
- ・政策目的別に見た特別貸付の評価
- ・政策性の高い特別貸付の推進

[一般貸付、コンサルティング機能の発揮など]

- ・一般貸付の推移
- ・コンサルティング・情報提供に対する顧客の評価

(2) 融資業務の効率性の評価

① 収支

- ・期間損益

② 経費

- ・経費率

③ 統合リスク管理

- ・適切な資金管理
- ・適切な信用リスク管理

(3) 証券化支援業務の有効性の評価

- ・民間金融機関による無担保資金の供給の円滑化
- ・証券化市場の育成

(4) 証券化支援業務の効率性の評価

- ・収支

(5) 信用保険業務の有効性の評価

① 国民経済への多様な貢献

- ・保証利用の推移
- ・小規模企業の資金調達の支援
- ・保証利用による企業成長への貢献
- ・保証利用による経済貢献度
- ・業種別の保険引受

② 地域経済への貢献

- ・地域別の保証利用状況
- ・信用保証協会の特色ある取組み
- ・大都市圏とその他の地域の比較

③ 政策ニーズへの対応

- ・保険料率の弾力化に向けた取組み
- ・不動産担保・保証人に過度に依存しない資金供給の促進
- ・再生支援に向けた取組み
- ・創業支援

(6) 信用保険業務の効率性の評価

① 保険収支

- ・保険収支

② 経費

- ・経費率

③ リスク分散

- ・保険機能によるリスクの平準化

4 評価指標に基づく評価（抜粋）

融資業務の有効性の評価

設備資金貸付による経済効果

《生産誘発額、雇用誘発数》

- ◇公庫の平成 17 年度の設備資金貸付は、5,867 億円であり、これを利用した設備投資の総額は、8,333 億円（土地を除く）である。
- ◇この結果をもとに、わが国経済への波及効果を測定すると、国内全体で 1.7 兆円の生産及び 10.1 万人の雇用を誘発していることとなる。

公庫の設備資金を利用した中小企業の設備投資による経済効果の測定

設備資金貸付額 5,867 億円



	設備投資額
建物	4,061 億円
一般機械設備	3,144 億円
その他	1,128 億円
合計	8,333 億円



波及効果の測定

	生産誘発額	雇用誘発数
製造業	9,473 億円	3.4 万人
建設業	4,150 億円	3.5 万人
商業	799 億円	1.2 万人
サービス業	1,053 億円	0.9 万人
その他業種	1,991 億円	1.1 万人
合計	17,466 億円	10.1 万人

(注) ・波及効果の測定は、建物：建設業、機械：一般機械、その他：輸送機械への追加需要の発生として、生産誘発額を算出し、これをもとに雇用誘発数を試算した。なお、試算に当たっては、平成 12 年産業連関表（32 部門）をもとに、競争輸入型の逆行列表により計算を行った。また、雇用誘発数は、同年の雇用表と生産額をもとに 1 人当たりの生産額を算出し、生産誘発額をこの 1 人当たり生産額で割り戻す方法によっている。

・設備資金貸付額は直接貸付（決定ベース）のみである。また、土地を含む設備投資額は 9,994 億円である。

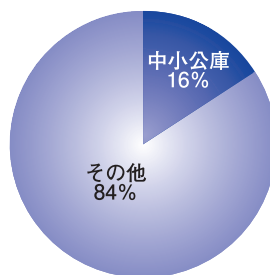
（資料）総務省「平成 12 年産業連関表」

証券化支援業務の有効性の評価

証券化市場の育成

◇公庫の証券化業務（買取型・保証型及び自己型を含む）による証券化商品の発行規模は約 572 億円に上り、平成 17 年度の中小企業向け貸付債権等を裏付け資産とする資産担証券の発行額（約 3,500 億円。ただし、非公開のものを除く）の約 16%を占め、証券化市場の活性化に貢献している。

中小企業向け貸付債権等に係る資産担証券市場における公庫のシェア ～証券化商品の発行額ベース（平成 17 年度）～



（出所）ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク及び(株)格付投資情報センターの資料を基に作成

信用保険業務の有効性の評価

保証利用実績（企業数及び利用金額）

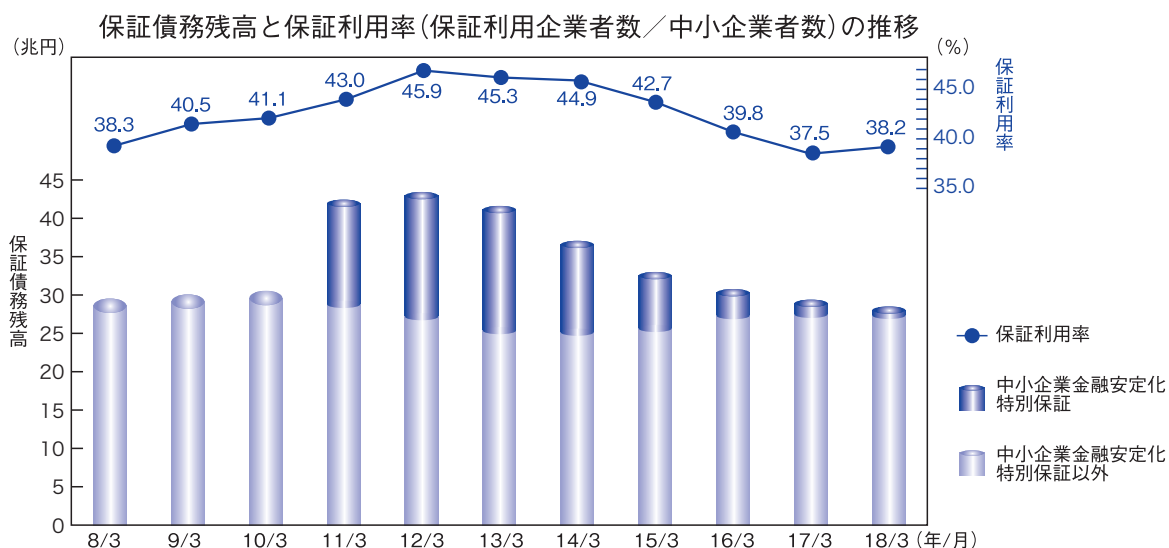
◇中小企業が金融機関からの借入に際し、平成 17 年度において約 165 万社が信用保証協会の保証を利用しており、全国の中小企業者の約 4 割（38%）を占めている。

◇また、保証債務残高は約 29 兆円であり、中小企業向け貸出残高の約 11%を占めている。

◇信用保険制度は、中小企業の資金調達に円滑化に多大な役割を果たしている。

	保証利用企業全体 (a) (平成 17 年度末)	国内企業全体 (b) 国内中小企業全体 (c)	わが国経済に占める割合 (a)/(b) 中小企業に占める割合 (a)/(c)
企業数	165 万社	434 万社 433 万社	38% 38%

（資料）2006 年版中小企業白書（総務省「事業所・企業統計調査」再編加工）



（注）「金融安定化特別保証」：平成 10 年 8 月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」（閣議決定）に基づき、同年 10 月に創設された保証制度（取扱期間：平成 10 年 10 月～平成 13 年 3 月まで）。貸し渋りに苦しむ中小企業者に対し、保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置。

中小企業金融公庫法

中小企業金融公庫法（抜粋）

（平成 19 年 4 月 1 日施行現在）

（目的）

- 第 1 条 中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うことを目的とする。
- 2 中小企業金融公庫は、前項に規定するもののほか、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うことを目的とする。

（役員）

- 第 9 条 公庫に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職権及び権限）

- 第 10 条 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。
- 2 副総裁は、公庫を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、公庫の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員（の任命）

- 第 11 条 総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。
- 2 副総裁及び理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

（評議員会）

- 第 16 条の 2 公庫に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、総裁の諮問に応じ、公庫の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項の事項に関し、総裁に意見を述べることができる。
- 4 評議員会は、評議員十人以内で組織する。
- 5 評議員は、中小企業又は金融に学識経験のある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 6 評議員の任期は、二年とする。
- 7 評議員は、再任されることができる。

（業務の範囲）

- 第 19 条 公庫は、第 1 条第 1 項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 中小企業者に対する貸付け
- 二 中小企業者が新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）の応募その他の方法による取得
- 三 特定貸付債権（主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人（以下「特定金融機関等」という。）が中小企業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。以下同じ。）の当該特定金融機関等からの譲受け及び特定社債（中小企業者が新たに発行する社債であつて特定金融機関等が応募その他の方法による取得を行うものをいう。以下同じ。）の当該特定金融機関等からの取得
- 四 特定貸付債権及び特定社債に係る債務の一部の保証
- 五 特定貸付債権及び特定社債（これらの信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下「特定資産担保証券」という。）であつて特定目的会社等（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び同条第 2 項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。以下同じ。）が発行するものに係る債務の保証
- 六 特定資産担保証券であつて特定目的会社等が発行するものの取得
- 七 特定貸付債権及び特定社債を特定金融機関等が信託会社等（信託会社及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）に信託する当該信託の受益権の当該特定金融機関等からの取得
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 公庫は、第 1 条第 2 項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）の規定による保険を行うこと。
- 二 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 第 1 項第 3 号に掲げる業務は、当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡

する場合又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡する場合に限り、行うことができる。

- 4 第 1 項第 4 号に掲げる業務は、特定金融機関等が当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡すること又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡することを条件として当該特定貸付債権に係る貸付け又は当該特定社債の取得を行う場合に限り、行うことができる。

（業務方法書）

- 第 21 条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（資金の調達のための貸付債権及び社債の信託等）

- 第 25 条の 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第 19 条第 1 項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てため、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 貸付債権及び社債（第 19 条第 1 項第 3 号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第 1 項において「貸付債権等」という。）の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。
- 二 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

- 2 公庫は、前項第 1 号に規定する受益権の譲渡及び同項第 2 号に規定する貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、同項第 1 号又は第 2 号の規定により当該受益権又は当該貸付債権等を譲渡することができない。

（信託の受託者からの業務の受託等）

- 第 25 条の 5 公庫は、前条第 1 項の規定により貸付債権等を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。
- 2 公庫は、特定金融機関等その他第 20 条第 1 項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第 3 項及び第 4 項の規定は、この場合について準用する。
- 3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第 1 項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

（監督）

- 第 30 条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い、監督する。
- 2 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫からの報告又は次条第 1 項の規定による検査の結果に基づき、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

- 第 31 条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者（第 20 条第 5 項又は第 25 条の 5 第 2 項若しくは第 3 項の規定により委託を受けた者を含む。以下この項及び第 34 条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

- 第 31 条の 2 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第 1 項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第 1 項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
- 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（主務大臣等）

- 第 33 条 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とし、主務省令は、経済産業省令、財務省令とする。

会計に関する関連法の規定（抜粋）

中小企業金融公庫法

（資本金）

- 第5条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金 160 億円及び政府の産業投資特別会計からの出資金 92 億千万円の合計額とする。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第 23 条の 3 第 1 項の債務保証業務基金、同条第 2 項の中小企業信用保険準備基金又は同条第 3 項の融資基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（役員の給与及び退職手当の支給の基準）

- 第 18 条 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（業務の範囲）

- 第 19 条
- 5 公庫は、事業年度ごとに、第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定による保証にあつては保証金額の総額について、第 2 項第 1 号の規定による保険にあつては保険価額の総額について、同項第 2 号の規定による貸付けにあつては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、これらの規定による保証、保険又は貸付けを行うことができない。

（事業計画及び資金計画）

- 第 22 条 公庫は、四半期ごとに、第 19 条第 1 項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第 25 条第 4 項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公庫は、半期ごとに、第 19 条第 2 項に規定する業務に関し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該半期における第 25 条第 5 項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（予算及び決算）

- 第 23 条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）の定めるところによる。

（区分経理）

- 第 23 条の 2 公庫の経理については、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第 19 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第 19 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 四 第 19 条第 2 項に規定する業務

（基金）

- 第 23 条の 3 公庫は、第 19 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関して、債務保証業務基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 35 号）附則第 7 条の規定により債務保証業務基金に組み入れられた金額及び第 5 条第 2 項後段の規定により政府が「債務保証業務基金」に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
- 2 公庫は、第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、中小企業信用保険準備基金を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第 2 条の規定による改正後の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成 14 年法律第 146 号。以下「改正後の廃止法」という。）附則第 2 条第 18 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第 5 条第 2 項後段の規定により政府が「中小企業信用保険準備基金」に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。
- 3 公庫は、第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、融資基金を設け、改正後の廃止法附則第 2 条第 18 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第 5 条第 2 項後段の規定により政府が「融資基金」に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 4 第 2 項に規定する基金の経理に関しては、政令の定めるところによる。

（利益及び損失の処理並びに国庫納付金）

- 第 24 条 公庫は、第 23 条の 2 第 1 号に掲げる業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その額を翌事業年度の 5 月 31 日までに国庫に納付しなければならない。
- 2 公庫は、第 23 条の 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、主務省令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。
- 3 公庫は、第 23 条の 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 4 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第 2 項の積立金を取り崩してはならない。
- 5 公庫は、第 23 条の 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、第 2 項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の 5 月 31 日までに国庫に納付しなければならない。
- 6 公庫は、第 23 条の 2 第 4 号に掲げる業務に係る勘定（以下「信用保険等業務勘定」という。）において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の 100 分の 50 に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による前条第 2 項の中小企業信用保険準備基金（以下この条において「中小企業信用保険準備基金」という。）又は同条第 3 項の融資基金（以下この条において「融資基金」という。）の減額がなされているときは、その利益を改正後の廃止法附則第 2 条第 18 項（第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第 5 条第 2 項後段の規定により政府が「中小企業信用保険準備基金」又は「融資基金」に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで第 23 条の 2 第 4 号に掲げる業務の収支の状況、中小企業信用保険準備基金及び融資基金の状況等を勘案して政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れ、その組み入れた額を利益の額から控除してなお残余があるときは、その残余の 100 分の 50 に相当する額は、積立金として積み立てなければならない。
- 7 公庫は、信用保険等業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、政令で定めるところにより中小企業信用保険準備基金又は融資基金を減額して整理しなければならない。
- 8 第 6 項の規定による積立金は、前項の規定により信用保険等業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 9 第 6 項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金への組入れ又は第 7 項の規定による中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。
- 10 公庫は、信用保険等業務勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第 6 項の規定により同勘定に積立金として積み立てた額（同項ただし書の規定により中小企業信用保険準備基金又は融資基金に組み入れたときは、その組み入れた額と信用保険等業務勘定に積立金として積み立てた額との合計額）を控除した残額を翌事業年度の 5 月 31 日までに国庫に納付しなければならない。
- 11 第 1 項、第 5 項及び前項の規定による国庫納付金は、当該各項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 12 第 1 項から第 3 項まで、第 6 項及び第 7 項の損益計算の方法並びに第 1 項、第 5 項及び第 10 項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

- 第 25 条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第 19 条第 1 項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入れをすることができる。
- 4 公庫は、第 19 条第 1 項に規定する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、第 1 項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する中小企業債券（以下この項において「債券」という。）の発行の予算で定める限度額の合計

- 額に相当する金額から、既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額（当該金額が第22条第1項の規定により定めた短期借入金
- の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額）を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金を行うことができる。
- 5 公庫は、第19条第2項第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る資金繰りのため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、主務省令で定める金融機関から短期借入金を行うことができる。ただし、短期借入金の現在額は、第5条に規定する資本金（前条第9項の規定により公庫が資本金を増加し又は減少したときは、その増加又は減少後の資本金）のうち信用保険等業務勘定に区分された額を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。ただし、第4項の規定による短期借入金については、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 7 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 8 第1項、第4項及び第5項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。
- （債券の発行）
- 第25条の2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項に規定する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、中小企業債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。
- （債務保証）
- 第25条の3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、公庫が前条第1項の規定により発行する債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号。次項において「外資受入法」という。）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。第3項において同じ。）について保証することができる。
- 2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券に係る債務についての金額は、外資受入法第2条第2項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。
- 3 政府は、第1項の規定によるほか、公庫が前条第2項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。
- （余裕金の運用等）
- 第26条 公庫は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
- 二 財政融資資金への預託
- 三 銀行への預金
- 四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法
- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
- 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

公庫の予算及び決算に関する法律

- （事業年度）
- 第2条 公庫の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- （決算の完結）
- 第17条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。
- （財務諸表の作成、提出等）
- 第18条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（（中略）以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。
- （決算報告書の作成、提出等）
- 第19条 公庫は、決算完結後第5条第4項及び第9条第1項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（中略）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 3 公庫は、第1項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事業所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。
- （決算報告書等の会計検査院への送付）
- 第20条 内閣は、前条第2項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。
- （決算報告書等の国会への提出）
- 第21条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第1項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。
- その他 財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

株式会社日本政策金融公庫法等の概要

「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の概要

(出典：行政改革推進本部事務局ホームページ)

「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、主に以下の項目について法律に規定。

1. 目 的

行政改革推進法において、新機関に担わせることとされた機能（国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための機能、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能）を踏まえた新機関の目的規定に加え、民業補完の趣旨を明記。

あわせて、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が新機関及び金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする旨を規定。

2. 組織・会計経理等

(1) 株式の政府保有義務

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、新機関の株式を政府が、常時全額保有する旨の規定を置く。

(2) 役職員

効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の的確な実施の観点から、役員の選・解任手続（主務大臣の認可）、役員等の欠格事項、役職員の秘密保持義務等の規定を置く。

(3) 勘定区分等

政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、主要施策毎に勘定区分を行い透明性を確保。

国際金融業務については、他の勘定と区分して国際業務勘定を設ける。また、「海外経済協力に関する検討会」報告（18. 2.28）を踏まえた制度設計に基づき、国際業務部門を置き、部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる旨を規定する。

(4) 新機関の信用維持、資金調達の円滑化

新機関の信用維持、資金調達の円滑化等の観点から、新機関の発行する債券について政府保証を付与できる旨の規定や政府による新機関への資金の貸付けができる旨の規定を置く。また、新機関の解散、合併、分割等につき「別に法律で定める」旨を規定し、新機関の解散等の意思決定についての国の責任を明確化する。

(5) 国庫納付

政府全額出資等の新機関の性格を踏まえ、利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付しなければならない旨の規定を置く。

(6) ガバナンス確保のための国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点から、予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施、定款の変更認可等の国の監督の規定を置く。

(注) 新機関は、設立法に特段の規定を置かない限りは、会社法の規定が適用になることから、企業会計原則、会計監査人の監査等の対象となる。

3. 業務

(1) 現行各機関の業務規定をベースに、行政改革推進法における以下のような業務限定を忠実に反映し、新機関の業務を規定する（利用者に対する情報提供を行うことも業務として規定）。

国民一般	：教育貸付の貸付対象範囲の縮小
農林水産業者	：大企業向け等の食品産業貸付を廃止
中小企業者	：中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定（一般貸付を廃止）
国際金融	：①資源の開発・取得の促進、②国際競争力の維持・向上、③国際金融秩序の混乱への対処、の3つの業務に限定

- (2) 国際金融業務については、平成 13 年の特殊法人等整理合理化計画における指摘事項のうち、資源関係以外の輸入金融の原則廃止等、法律上、業務見直しに反映すべきものを忠実に反映する。

(3) 民業補完業務

部分保証、証券化等の手法を活用して中小企業者等への民間金融機関による無担保貸付の促進を図るとともに、国際金融分野における民間金融機関による融資や我が国企業等の資本市場からの資金調達を促進する等の観点から、以下のような民業補完業務を規定。

①国内部門

中小企業者向け業務については、中小企業信用保険業務とともに、現行中小企業金融公庫の証券化業務に、リスク補完契約(CDS)を活用した証券化支援業務の追加、対象債権の拡充等を行う。

国民一般向け業務及び農林水産業者向け業務について、CDS 契約を活用した証券化支援業務を追加する。

②国際部門

国際金融部門については、証券化手法の拡充(対象債権の拡充、公社債等の取得)及び保証対象の追加等を行う。

(4) 危機対応円滑化業務等

新機関の危機対応円滑化業務に関し、以下のような規定を置く。

- ①主務大臣が、必要性を認定した場合に、新機関が、危機対応業務を行う指定金融機関に対して必要な資金の貸付、リスクの一部補完、利子補給を実施することができること。
- ②新機関による「危機対応円滑化業務実施方針」の策定、指定金融機関との間で締結する協定等に関する規定。
- ③民間金融機関からの申請に基づき国が指定金融機関をあらかじめ指定すること(業務規程の作成、適合要件等を規定)。

(5) 業務の在り方の検討

民業補完の観点から、新機関の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずる等の規定を置く。

4. その他

(1) 会社の設立

設立委員の任命や定款の作成等の会社の設立に関し必要な規定を置く。

(2) 旧機関の解散、権利義務の承継等

旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)が新機関設立時(平成 20 年 10 月 1 日)に解散すること、旧機関の一切の権利義務は新機関が承継すること、デューデリジェンスに関すること及びそれらに伴う経過措置等の規定を置く。

(3) 関係法律の整備(「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」として別法となる)

関係法律において、以下のような改正をはじめ、旧機関名称を引用している法律について新機関名称に改める等の所要の整備を行う。

- ①新機関を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト法)の適用対象とすることを通じて、引き続き業務運営の効率化を促す。
- ②新機関を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象とすることを通じて、引き続き透明性を確保する。
- ③新機関について法人税、事業所税等の非課税措置等を規定。

平成 19 年 4 月 24 日

衆議院内閣委員会

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すこと。

- 一 株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずること。
- 一 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。
- 一 中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々を経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度の創設及び拡充を図るなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。
- 一 危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと。
- 一 新公庫の貸付残高にかかる数値目標の可否についての議論を行うに当たっては、予め機械的な目標を設定することは避け、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、経済金融情勢の変化等を十分踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行うこと。

平成 19 年 5 月 17 日

参議院内閣委員会

政府は、両法律の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

- 一、株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、欠損金処理を行う場合には、透明性を確保しつつ、これまでの政策遂行のために行われた貸付けにより生じたコストについては、適切に財政措置等を講ずること。
なお、財政措置等を講ずるに当たっては、その目的を明確化すること。
- 二、新公庫の組織設計・運営に当たっては、統合効果により効率的な事業運営の実現とガバナンスの向上に努めるとともに、業務の態様の違いを踏まえて内部組織を編成し、専門的能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上を図ること。
- 五、中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々を経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度においてメニューを新設・拡充するなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。
- 六、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。
- 八、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な者に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずるなど制度の運用に万全を尽くすこと。
また、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うこと。
- 九、新公庫の貸付残高に係る数値目標の可否の議論は、現場の意見を尊重し、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、内外の経済金融情勢の変化等を十分に踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行い、機械的な目標設定はしないこと。
- 十、新公庫の業務の在り方の見直しに当たっては、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合効果についても十分に検証を行うこと。

組織・沿革

組 織	155
営業店舗一覧	157
中小公庫のあゆみ	159

時代のニーズに的確に対応

中小公庫は、時代のニーズに的確に対応するため、組織の見直しに不断に取り組んでいます。

平成16年7月、融資・証券化支援・信用保険の3業務体制になったことを受け、「証券化支援部」及び「保険業務部」を新設したほか、新たな金融手法や組織的な課題を総合的に検討するために「総合企画部」を、信用リスク管理体制の一層の強化を図るために「信用リスク管理部」を新たに設置しました。また、調査研究機能及び政策提言機能の強化を図るため、調査部を「総合研究所」に改組しました。

さらに、平成17年4月には中小企業の皆様の国際化対応への支援体制を強化するため「国際室」を設置しました。また、平成18年4月には事業再生に取り組む中小企業の皆様への支援体制を一層強化するため「事業再生支援室」を設置するとともに、信用補完制度に係る情報分析業務の拡充を図るため保険融資部を「保険情報部」に改組しました。

わが国の経済・金融環境が大きな変革期を迎えるなか、中小公庫ではプロジェクトチームを機動的に設置し、政策金融機関として対応が求められる重要課題に取り組んでいます。平成12年に設置した「新事業支援室」（平成19年「新規事業育成室」から名称変更）は、こうしたプロジェクトチームのひとつであり、高い成長性が見込まれる企業の発掘や新事業育成資金の推進により、ベンチャー企業などの支援に努めています。また、平成17年12月には、閣議決定された行政改革の重要方針に基づき、平成20年度に発足する新機関への円滑な移行に向け、「新政策金融機関移行準備室」を設置しています。

加えて、平成15年までに、東京、大阪、名古屋及び福岡に4つの融資相談センターを設置し、中小企業の皆様からの相談に対してより迅速かつ親身に対応していくための体制を整えています。

全国に広がるネットワーク

中小公庫は、沖縄を除く各都道府県に61の営業部店を設置しています。

これらの営業部店は、地域情報を収集するとともに相互に情報を交換・共有し、全国規模の中小企業の情報ネットワークを形成しており、民間金融機関や信用保証協会など地域の諸機関とも連携し、中小企業の皆様の資金ニーズやコンサルティングニーズ

などにきめ細かく対応しています。

また、中小公庫では、融資業務において、全国519の民間金融機関を代理店として代理貸付を行っています（平成19年3月31日現在）。これら代理店の2万店舗を超える本・支店を通じ、中小公庫の資金を幅広くご利用いただくための体制を整えています。

役員及び職員

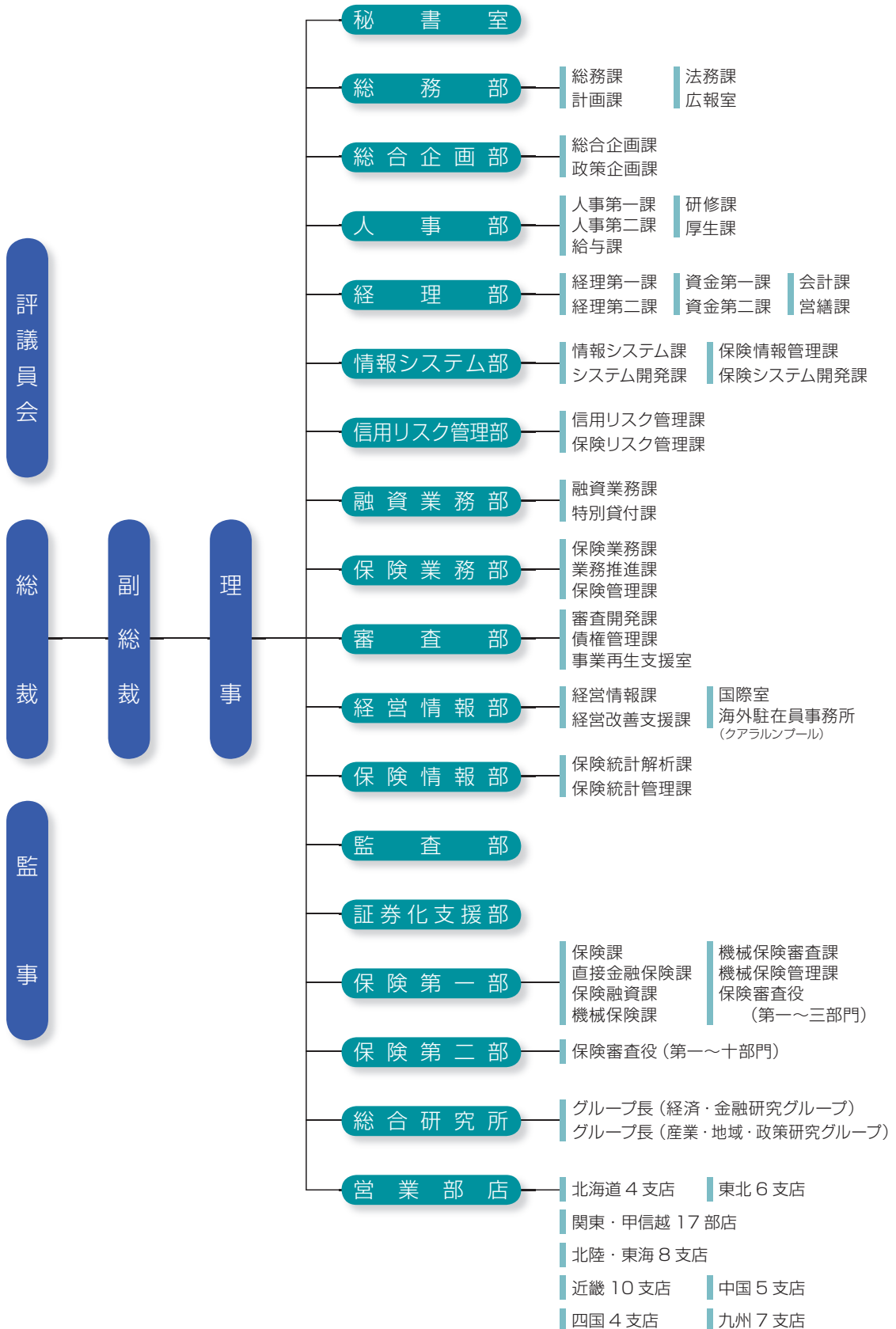
中小公庫の役員は、総裁1名、副総裁1名、理事8名及び監事2名（うち非常勤1名）となっています。また、平成19年度における予算によって定められた中小公庫の職員の定数は2,074名となっています。

役員一覧（平成19年7月31日現在）

総 裁	安 居 祥 策	理 事	細 田 隆
副総裁	横 田 捷 宏	理 事	荒 木 健 次
理 事	津 島 秀 雄	理 事	山 本 耕 三
理 事	村 瀬 卓 男	理 事	板 東 一 彦
理 事	塚 原 治	監 事	野 沢 璋 次
理 事	舎 川 登	監事（非常勤）	三 上 義 忠

組織図

(平成 19 年 4 月 1 日現在)



営業店舗一覧

店舗名	所在地		電話番号
営業第一部	〒100-0004	東京都千代田区大手町1-9-3(公庫ビル1階)	03(3270)1282
営業第二部	〒100-0004	東京都千代田区大手町1-8-2(新公庫ビル5階)	03(3270)7994
営業第三部	〒100-0004	東京都千代田区大手町1-8-2(新公庫ビル4階)	03(3270)6801
北海道地区			
札幌支店	〒060-0003	札幌市中央区北3条西3-1-47(NORTH33ビル4階)	011(281)5221
旭川支店	〒070-0035	旭川市五条通9-1163-2(明治安田生命旭川五条ビル2階)	0166(24)4161
釧路支店	〒085-0847	釧路市大町1-1-1(道東経済センタービル2階)	0154(43)2541
函館支店	〒040-0063	函館市若松町14-10(函館ツインタワー9階)	0138(23)7175
東北地区			
青森支店	〒030-0802	青森市本町1-3-9(ニッセイ青森本町ビル7階)	017(734)2511
盛岡支店	〒020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-9-1(マリオス15階)	019(623)6125
秋田支店	〒010-0001	秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10階)	018(832)5511
山形支店	〒990-0031	山形市十日町2-1-2(日本生命山形ビル3階)	023(641)7941
仙台支店	〒980-0811	仙台市青葉区一番町2-4-1(興和ビル6階)	022(223)8141
福島支店	〒960-8031	福島市栄町6-6(NBFユニックスビル6階)	024(522)9241
関東・甲信越地区			
水戸支店	〒310-0021	水戸市南町3-4-14(明治安田生命水戸南町ビル13階)	029(231)4246
宇都宮支店	〒320-0806	宇都宮市中央3-1-4(栃木県産業会館3階)	028(636)7171
前橋支店	〒371-0023	前橋市本町2-13-11(前橋センタービル9階)	027(235)8686
さいたま支店	〒336-6023	さいたま市中央区新都心11-2(明治安田生命L.A.タワー23階)	048(601)2911
千葉支店	〒260-0027	千葉市中央区新田町1-1(千葉新田町第一生命ビル7階)	043(243)7121
新宿支店	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-7-2(スバルビル3階)	03(3343)1261
千住支店	〒120-0034	東京都足立区千住3-98(千住ミルディスⅡ番館5階)	03(3870)2125
大森支店	〒140-0013	東京都品川区南大井6-22-7(大森ベルポートE館7階)	03(5763)3001
池袋支店	〒171-0021	東京都豊島区西池袋3-27-12(池袋ウェストパークビル3階)	03(3986)1261
多摩支店	〒190-0012	立川市曙町2-38-5(立川ビジネスセンタービル11階)	042(528)1261
横浜支店	〒220-6216	横浜市西区みなとみらい2-3-5(クイーンズタワーC棟16階)	045(682)1061
甲府支店	〒400-0031	甲府市丸の内1-17-10(東武六水ビル9階)	055(228)5790
新潟支店	〒951-8061	新潟市中央区西堀通六番町5942(みずほ銀行ビル5階)	025(228)6371
松本支店	〒390-0815	松本市深志2-5-26(松本第一ビル5階)	0263(33)0300
東海・北陸地区			
富山支店	〒930-0083	富山市総曲輪2-1-3(富山商工会議所ビル2階)	076(424)3441
金沢支店	〒920-0937	金沢市丸の内4-12(金沢中央ビル2階)	076(231)4275
福井支店	〒910-0005	福井市大手2-7-15(明治安田生命福井ビル6階)	0776(24)0511
静岡支店	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル8階)	054(254)3631
名古屋支店	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9(堀内ビル8階)	052(551)5181
熱田支店	〒456-0031	名古屋市長久区神宮4-7-27(宝18ビル3階)	052(682)7881
岐阜支店	〒500-8842	岐阜市金町5-24(住友生命岐阜ビル7階)	058(265)3171
津支店	〒514-0009	津市羽所町700(アスト津10階)	059(227)0251

店舗名	所 在 地		電話番号
近畿地区			
大津支店	〒520-0056	大津市末広町1-1(日本生命大津ビル4階)	077(524)3825
京都支店	〒604-0862	京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240(商工会議所ビル6階)	075(221)7825
大阪支店	〒530-0004	大阪市北区堂島浜1-2-6(新ダイビル8階)	06(6345)3571
大阪南支店	〒545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 (あべのルシアス9階)	06(6634)0061
大阪西支店	〒550-0004	大阪市西区靱本町1-11-7(信濃橋三井ビル11階)	06(6448)1881
東大阪支店	〒577-0056	東大阪市長堂1-11-22(住友生命布施ビル7階)	06(6787)2661
堺支店	〒591-8025	堺市北区長曽根町130-23(堺商工会議所会館4階)	072(255)1261
奈良支店	〒630-8115	奈良市大宮町7-1-33(奈良センタービルディング5階)	0742(35)9910
和歌山支店	〒640-8331	和歌山市美園町3-32-1(損保ジャパン和歌山ビル8階)	073(431)9301
神戸支店	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-7-4 (ハーバーランドダイヤニッセイビル13階)	078(362)5961
中国地区			
岡山支店	〒700-0826	岡山市磨屋町3-10(住友生命岡山ニューシティビル6階)	086(222)7666
広島支店	〒730-0036	広島市中区袋町5-25(広島袋町ビル11階)	082(247)9151
鳥取支店	〒680-0031	鳥取市本町2-123(三井生命鳥取ビル4階)	0857(23)1641
松江支店	〒690-0003	松江市朝日町477-17(明治安田生命松江駅前ビル8階)	0852(21)0110
下関支店	〒750-0006	下関市南部町21-19(下関商工会館4階)	0832(23)2251
四国地区			
高松支店	〒760-0023	高松市寿町2-2-7(COI高松ビル3階) ^(注)	087(851)9141
徳島支店	〒770-0841	徳島市八百屋町2-11(ニッセイ徳島ビル5階)	088(625)7790
松山支店	〒790-0001	松山市一番町1-15-2(松山一番町ビル8階)	089(943)1231
高知支店	〒780-0834	高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビル2階) ^(注)	088(875)0281
^(注) 高松支店及び高知支店については、平成19年9月3日以降の新住所です。			
九州地区			
福岡支店	〒810-0001	福岡市中央区天神1-13-2(福岡興銀ビル5階)	092(781)2261
佐賀支店	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1(住友生命佐賀ビル3階)	0952(24)7224
長崎支店	〒850-0033	長崎市万才町7-1(住友生命ビル5階)	095(823)6191
熊本支店	〒860-0808	熊本市手取本町2-5(住友信託ビル6階)	096(352)9155
大分支店	〒870-0034	大分市都町3-1-1(大分センタービル2階)	097(532)4106
宮崎支店	〒880-0806	宮崎市広島1-18-13(宮崎第一生命ビルディング新館4階)	0985(24)4214
鹿児島支店	〒892-0842	鹿児島市東千石町1-38-1201(鹿児島商工会議所ビル12階)	099(223)2221
クアラルンプール駐在員事務所	28th Floor, UBN Tower, Letter Box #22, Jalan P. Ramlee, 50250 Kuala Lumpur, Malaysia (国際ダイヤル) 60-3-20705703 ~ 5		

各地の商工会議所などで定例出張窓口を開設しております。詳しくは、各営業部店までお問い合わせください。

相談センター

相談センターでは、融資制度などについての電話でのお問い合わせやご相談を承っております。

- 東京相談センター（営業第一部内） 電話 03-3270-1260
- 名古屋相談センター（名古屋支店内） 電話 052-551-5188
- 大阪相談センター（大阪支店内） 電話 06-6345-3577
- 福岡相談センター（福岡支店内） 電話 092-781-2396

中小公庫のあゆみ

	中小企業金融公庫の沿革	信用保険業務	経済・産業・社会の動き
1953 (昭和 28 年)	・「中小企業金融公庫法」公布・施行 (8月) ・中小企業金融公庫設立 (8月) ・代理貸付による業務開始 (9月)		
1955 (昭和 30 年)	・直接貸付による業務開始 (10月)		● 1956年 (昭和31年) ・経済白書「もはや戦後ではない」発行 (7月)
1962 (昭和 37 年)	・公庫ビル竣工 (10月)  竣工直前の公庫ビル (昭和 37 年)	● 1958年 (昭和33年) ・「中小企業信用保険公庫法」公布 (4月)・施行 (7月) ・中小企業信用保険公庫設立 (7月) (中小企業庁で運営されてきた信用保険事業を承継)	● 1960年 (昭和35年) ・政府、国民所得倍增計画を発表 (12月)
1963 (昭和 38 年)	・貸付対象となる中小企業者の定義を拡大 (7月)		● 1963年 (昭和38年) ・「中小企業基本法」公布・施行 (7月)
1964 (昭和 39 年)	・政府保証第1回中小企業債券発行 (9月)		● 1964年 (昭和39年) ・東海道新幹線開通 (10月) ・オリンピック東京大会開催 (10月)
1971 (昭和 46 年)	・直接貸付における小売業の取り扱い開始 (7月) ・貸付残高1兆円を突破 (10月)	● 1968年 (昭和43年) ・新公庫ビル竣工 (9月)	● 1970年 (昭和45年) ・万国博覧会、大阪で開幕 (3月)
1974 (昭和 49 年)	・各都道府県に最低1店舗の設置完了 (10月)		● 1972年 (昭和47年) ・沖縄、日本に復帰 (5月)
1979 (昭和 54 年)	・定量的企業評価法の完成 (4月)		● 1973年 (昭和48年) ・円、変動相場制に移行 (2月) ・第1次オイルショック (10月)
1985 (昭和 60 年)	・第1回政府保証外債発行 (2月)	● 1984年 (昭和59年) ・通商産業省機械情報産業局で運営されてきた機械類信用保険事業を承継 (10月)	● 1979年 (昭和54年) ・第2次オイルショック (3月)
1987 (昭和 62 年)	・情報提供機能強化のため、経営情報部を新設 (10月)	● 1985年 (昭和60年) ・通商産業省機械情報産業局で運営されてきた機械類信用保険事業を承継 (10月)	● 1985年 (昭和60年) ・プラザ合意 (急速な円高進行、9月)
1990 (平成 2 年)	・業務支援システム「RIP-1」運用開始 (4月)	● 1987年 (昭和62年) ・ニューヨーク株式市場大暴落 (ブラックマンデー、10月)	● 1987年 (昭和62年) ・ベルリンの壁崩壊 (東西ドイツ統一の幕開け、11月)
1991 (平成 3 年)	・クアラルンプール駐在員事務所開設 (10月)	● 1988年 (昭和63年) ・第1回ACSIC (アジア中小企業信用補完制度実施機関連合) 会議開催 (10月)	● 1989年 (平成元年) ・消費税導入 (4月) ● 1991年 (平成3年) ・湾岸戦争終結 (2月) ・ソビエト連邦解体、独立国家共同体創設 (12月)
1994 (平成 6 年)	・「新事業育成貸付」を創設 (2月) ・業務支援システム「RIP-2」運用開始 (4月)		
1995 (平成 7 年)	・阪神・淡路大震災に災害復旧貸付を適用 (1月) ・経済対策を受け利息減免措置を実施 (10月)		● 1995年 (平成7年) ・阪神・淡路大震災、大災害をもたらす (1月) ・1ドル=80円を割り、円の対ドル戦後最高値を記録 (4月)

	中小企業金融公庫の沿革	信用保険業務	経済・産業・社会の動き
1996 (平成 8 年)	・「5年経過ごと金利見直し制度」および「期限前弁済手数料」を導入（7月）	● 1996年（平成8年） ・「研究開発等促進保険」を開始（4月）	
1997 (平成 9 年)	・ホームページを開設（4月）		● 1997年（平成9年） ・香港、中国に返還される（7月） ・北海道拓殖銀行、山一証券破綻（11月）
1998 (平成 10 年)	・小売・サービス業、卸売業につき貸付対象となる中小企業者の定義を拡大（6月）	● 1998年（平成10年） ・「金融安定化特別保証制度」を実施（10月） ・破綻金融機関等関連特別保険等を開始（12月）	● 1998年（平成10年） ・早期是正措置を実施（4月）
1999 (平成 11 年)	・「中小企業経営革新等支援貸付」を創設（7月） ・業務支援システム「RIP-3」運用開始（10月） ・「中小企業金融公庫法」の一部改正により、対象となる中小企業者の定義を拡大（12月）	● 1999年（平成11年） ・「中小企業総合事業団法」公布（3月）・施行（7月） ・中小企業総合事業団設立（7月） （中小企業信用保険公庫で運営されてきた信用保険事業を承継）	● 1999年（平成11年） ・「中小企業基本法」改正（12月） （中小企業政策の基本理念を転換、中小企業の定義を拡大）
2000 (平成 12 年)	・「中小企業金融公庫法」の一部改正により、業務の範囲を拡大（社債取得業務を開始）（2月） ・無担保社債（新株予約権付）による資金供給制度を有する「成長新事業育成特別融資」を創設（2月）	● 2000年（平成12年） ・「特定社債保険」を開始（2月） ● 2001年（平成13年） ・「売掛金債権担保保険」を開始（12月）	● 2001年（平成13年） ・財政投融资改革実施（4月） ・米国同時多発テロ発生（9月）
2002 (平成 14 年)	・「事業再生支援特別貸付」を創設（1月） ・第1回財投機関債発行（6月） ・全店舗に「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」を開設（11月） ・本店内に「中小企業再生支援本部」を設置（11月）	● 2003年（平成15年） ・機械類信用保険の新規引受を停止（4月）	● 2002年（平成14年） ・ペイオフ凍結解除（4月） ● 2003年（平成15年） ・足利銀行一時国有化（11月）
2004 (平成 16 年)	・改正「中小企業金融公庫法」施行（7月） ・中小企業総合事業団から信用保険業務を承継（7月） ・証券化支援業務を開始（7月）		
2005 (平成 17 年)	・新連携支援などを目的とした「新事業活動促進資金」を創設（4月）	● 2005年（平成17年） ・「研究開発等促進保険」の新規引受を停止（4月） ・「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」報告（6月）	● 2005年（平成17年） ・ペイオフ全面解禁（4月）
2006 (平成 18 年)	・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立（5月） ・「ものづくり高度化支援融資」の創設（6月）	● 2006年（平成18年） ・普通保険、無担保保険、及び特定社債保険の保険料率を改正（4月） （中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた保険料率体系の導入）	● 2006年（平成18年） ・ゼロ金利政策の解除（7月）
2007 (平成 19 年)	・「再チャレンジ支援融資」の創設（4月） ・「株式会社日本政策金融公庫法」成立（5月） ・「地域資源活用支援融資」の創設（6月）		



平成 19 年 8 月発行

発行 中小企業金融公庫 総務部広報室

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-3 公庫ビル

TEL 03-3270-1266

ホームページアドレス <http://www.jasme.go.jp/>

この冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に定められた環境物品の基準に適合する再生紙を使用しています。



古紙配合率100%の再生紙と環境にやさしい大豆油インキを使用しています。